

令和2年度 土壤汚染対策法の施行状況及び
土壤汚染調査・対策事例等に関する調査結果

令和4年5月

環境省 水・大気環境局

目 次

1. 調査の概要	1
1.1 調査目的	1
1.2 調査対象	1
2. 土壤汚染対策法の施行状況	2
2.1 令和2年度の施行状況	2
2.2 都道府県・政令市別の施行状況	13
2.3 年度別の施行状況	16
3. 土壤汚染状況調査及び区域の指定事例	20
3.1 土壤汚染状況調査について	20
3.1.1 法第3条に基づく調査	20
3.1.2 法第4条に基づく調査	27
3.1.3 法第5条に基づく調査	30
3.1.4 深さの限定を行った事例	30
3.1.5 調査の省略を行った事例	31
3.1.6 試料採取等対象物質	31
3.1.7 業種区分	32
3.2 区域の指定について	34
3.2.1 要措置区域等の指定状況	34
3.2.2 要措置区域等における基準不適合物質	38
3.2.3 業種区分	41
3.2.4 汚染の規模（面積・深度）	43
3.2.5 摂取経路ごとの土壤汚染の状況と到達距離の設定状況	45
3.2.6 汚染除去等計画書の提出状況と目標土壤溶出量及び目標地下水濃度の設定状況	46
4. 措置事例	47
4.1 地下水汚染の有無	47
4.2 指示措置の内容	47
4.3 実施措置の種類	50
4.4 措置実施率	51
4.5 臨海部特例区域	52
4.6 国家戦略特区における特例措置を利用した認定調査の実施状況	52
4.7 汚染土壤の搬出及び処理の状況	54
5. 汚染土壤処理業	60
5.1 汚染土壤処理施設	60
6. 自治体の取組状況等	66
6.1 法対象外の事例を含めた土壤汚染調査事例	66
6.2 土壤汚染調査事例及び基準不適合事例数	67
6.3 特定有害物質別の基準不適合事例	68
6.4 建設発生土等の土壤汚染の把握状況	70
6.5 その他の取組	75
6.5.1 電子媒体等による届出等書類の受付状況	75
6.5.2 自治体の搬出通知等の状況	75
6.5.3 立入検査に関する状況	75

1. 調査の概要

1.1 調査目的

本調査は、土壌汚染対策法の施行状況及び都道府県、法第64条に基づき政令で定める市（以下「政令市」という。）が把握している土壌汚染事例を把握し、整理することにより、土壌汚染調査・対策(措置)の現状について公表するとともに、今後の土壌汚染対策の推進に資する資料としてとりまとめることを目的としている。

1.2 調査対象

全国の47都道府県及び111政令市の土壌汚染担当部局を対象とした。都道府県においては、政令市以外の市区町村における土壌汚染について回答を求めた。

- ・ 法施行日（平成15年2月15日）から令和3年3月31日までの間に、法に基づき土壌汚染状況調査を実施した事例等
- ・ 令和3年3月31日現在の自治体の取組状況

表 1-1 調査対象自治体数

調査対象年度	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
都道府県数	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47
政令市数	82	82	93	96	98	99	100	100	101	106
調査対象自治体数	129	129	140	143	145	146	147	147	148	153

調査対象年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
都道府県数	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47
政令市数	107	108	108	108	109	110	111	111	111	111
調査対象自治体数	154	155	155	155	156	157	158	158	158	158

調査対象年度	H30	R1	R2
都道府県数	47	47	47
政令市数	111	111	111
調査対象自治体数	158	158	158

2. 土壤汚染対策法の施行状況

2.1 令和2年度の施行状況

1) 土壤汚染状況調査の契機別の施行状況

令和2年度の土壤汚染状況調査の契機別の施行状況について図2-1から図2-5に示す。図2-1は有害物質使用特定施設の使用の廃止時における調査（以下「法第3条調査」という。）に関する状況を、図2-2は一定規模以上の形質の変更が行われる場合の調査（以下「法第4条調査」という。）に関する状況を、図2-3は土壤汚染による健康被害が生ずるおそれがある場合の調査（以下「法第5条調査」という。）に関する状況を、図2-4は自主的な調査の結果による当該土地の区域の指定の申請（以下「法第14条申請」という。）に関する状況を、図2-5は汚染土壤処理施設の廃止又は許可が取り消された時における調査（以下「処理業省令第13条に基づく調査」という。）に関する状況を示し、図2-6にこれらの概要を示す。また、措置の実施に伴い、指定区域の指定の解除又は変更の状況を図2-7に示す。

令和2年度における有害物質使用特定施設の使用の廃止件数は817件、うち、調査義務の一時的免除件数は608件であり、令和2年度における法第3条第1項に基づく土壤汚染状況調査の結果報告件数は263件であった。また、令和2年度における法第3条第7項に基づく形質変更時の届出件数は230件、うち、法第3条第8項に基づく調査命令の発出件数は209件であり、令和2年度における法第3条第8項に基づく土壤汚染状況調査の結果報告件数は234件であった。

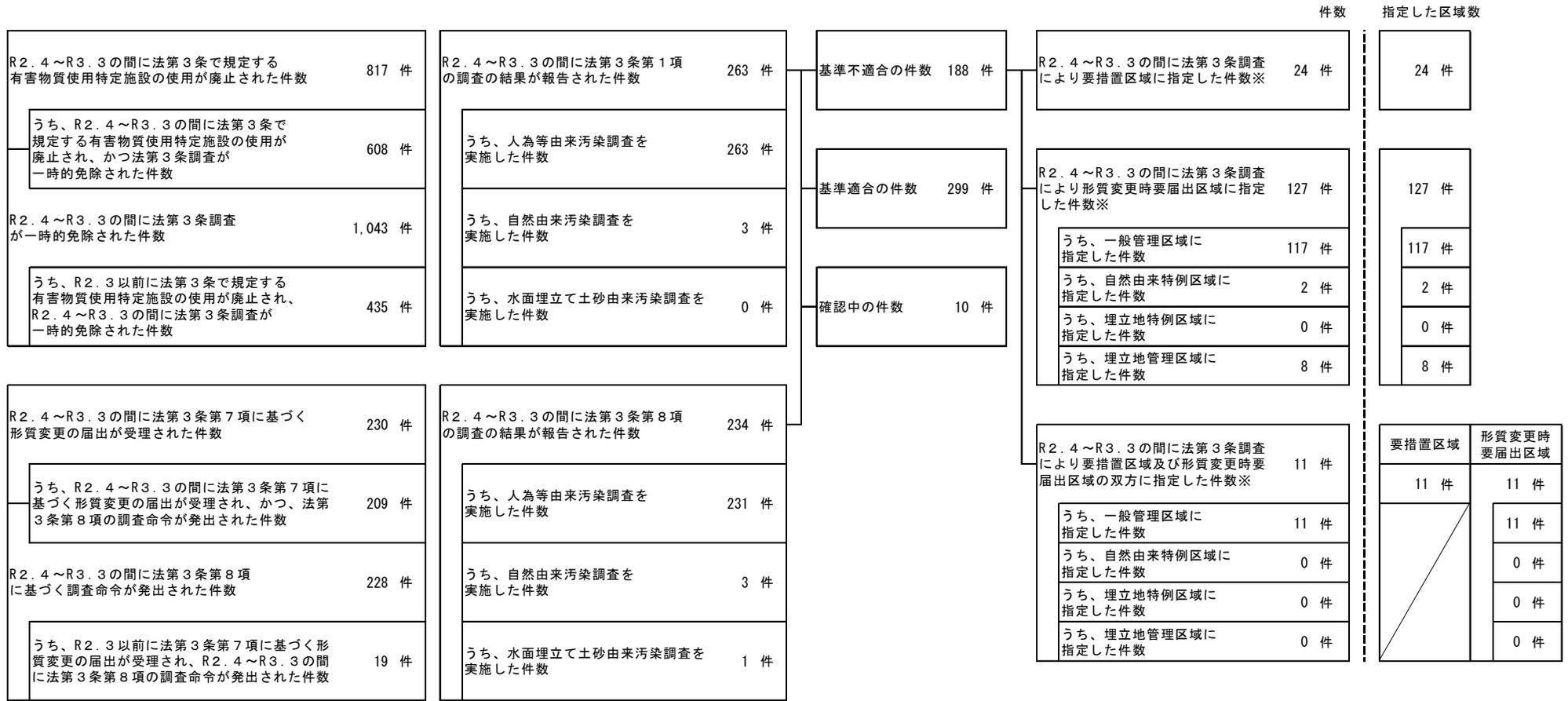
令和2年度における法第4条第1項に基づく形質変更時の届出件数は15,525件、うち、法第4条第2項に基づく土壤汚染状況調査の結果報告件数は545件であった。法第4条第3項に基づく調査命令の発出件数は52件であり、令和2年度における法第4条第3項に基づく土壤汚染状況調査の結果報告件数は82件であった。なお、土壤汚染状況調査の結果報告件数には、1つの調査対象地において、複数回にわたって調査結果が報告された事例や前年度に調査命令が発出され調査結果が報告された事例も含まれている。

令和2年度における法第5条第1項に基づく調査命令の発出件数は0件であった。

令和2年度における法第14条第1項に基づく指定の申請件数は217件であった。

令和2年度における処理業省令第13条に基づく土壤汚染状況調査の結果報告件数は1件であった。

令和2年度における法第6条第1項に基づく要措置区域の指定区域数は60件、法第11条第1項に基づく形質変更時要届出区域の指定区域数は458件であった。



注1) 「法第3条調査が一時的免除された件数」とは、法第3条第1項ただし書の自治体の確認を受け、調査義務が一時的免除された件数であり、『2.1 令和2年度の施行状況 2) 条項別の施行状況』における「法第3条関係第1項ただし書の確認申請件数」は、ただし書確認申請書により申請された件数であるため、件数は一致しない。

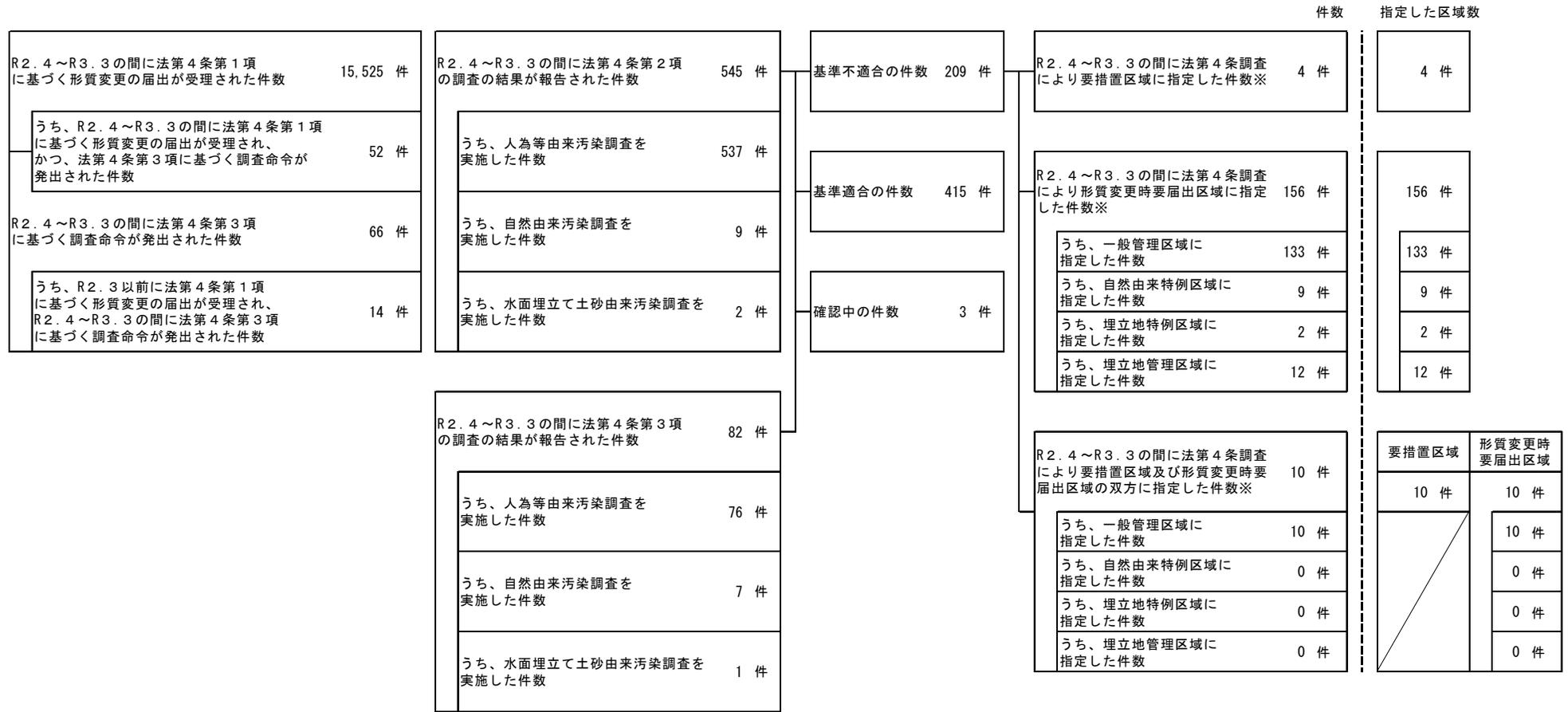
注2) 汚染のおそれの由来に応じた区分については、1つの調査結果報告に対し、複数の由来に区分された事例もある。

注3) 「基準不適合の件数」は、複数の調査結果より区域指定が行われた事例及び区域指定審査中の事例を含むため、指定した区域数の和と一致しない。

注4) 指定した区域数には、法第3条調査及び法第14条調査の双方の調査結果から区域指定された事例も含む。

※ R2.4～R3.3の間に基準不適合である旨の調査結果が報告されたものに限る。

図2-1 法第3条調査に関する状況



注1) 汚染のおそれの由来に応じた区分については、1つの調査結果報告に対し、複数の由来に区分された事例もある。

注2) 「基準不適合の件数」は、複数の調査結果より区域指定が行われた事例及び区域指定審査中の事例を含むため、指定した区域数の和と一致しない。

注3) 指定した区域数には、法第4条調査及び法第14条調査の双方の調査結果から区域指定された事例も含む。

※ R2.4～R3.3の間に基準不適合である旨の調査結果が報告されたものに限る。

図2-2 法第4条調査に関する状況

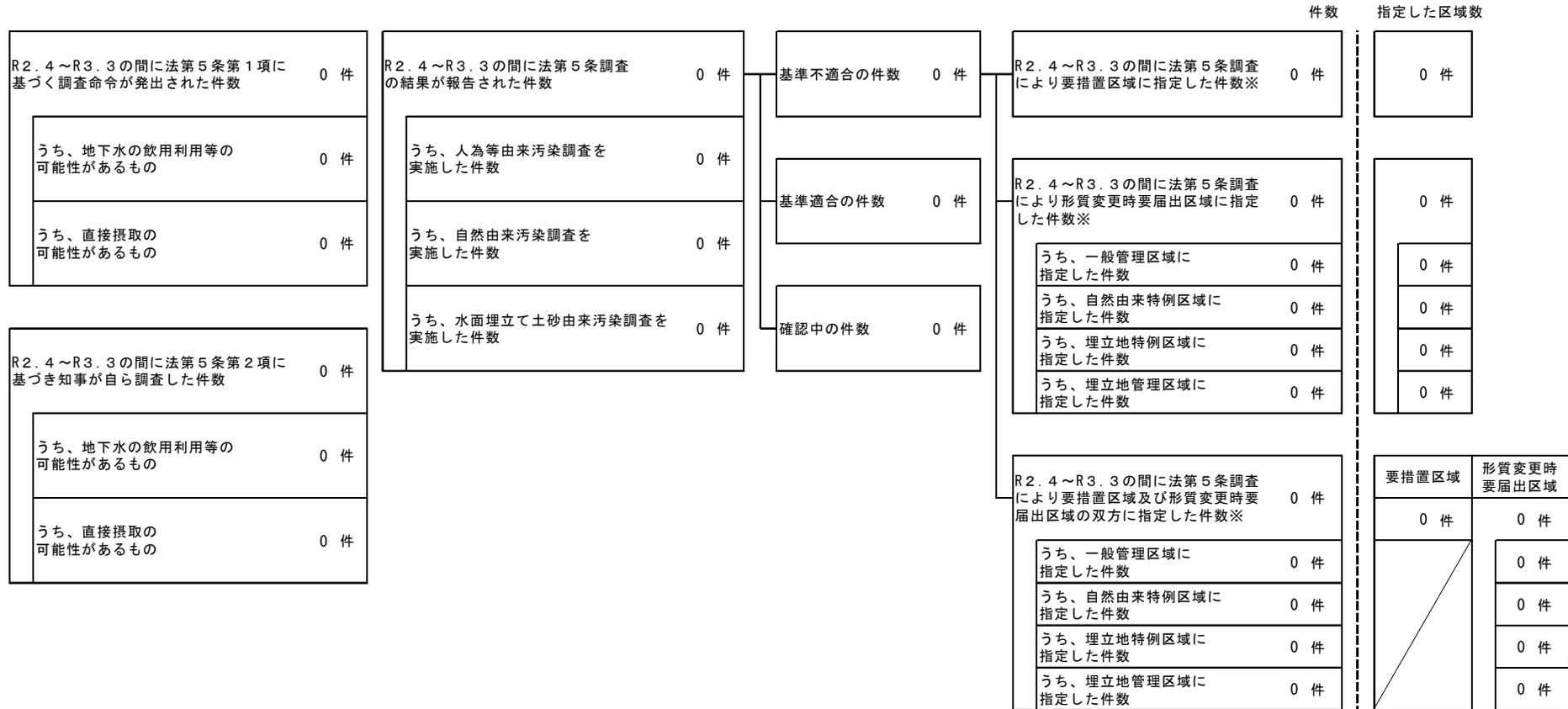
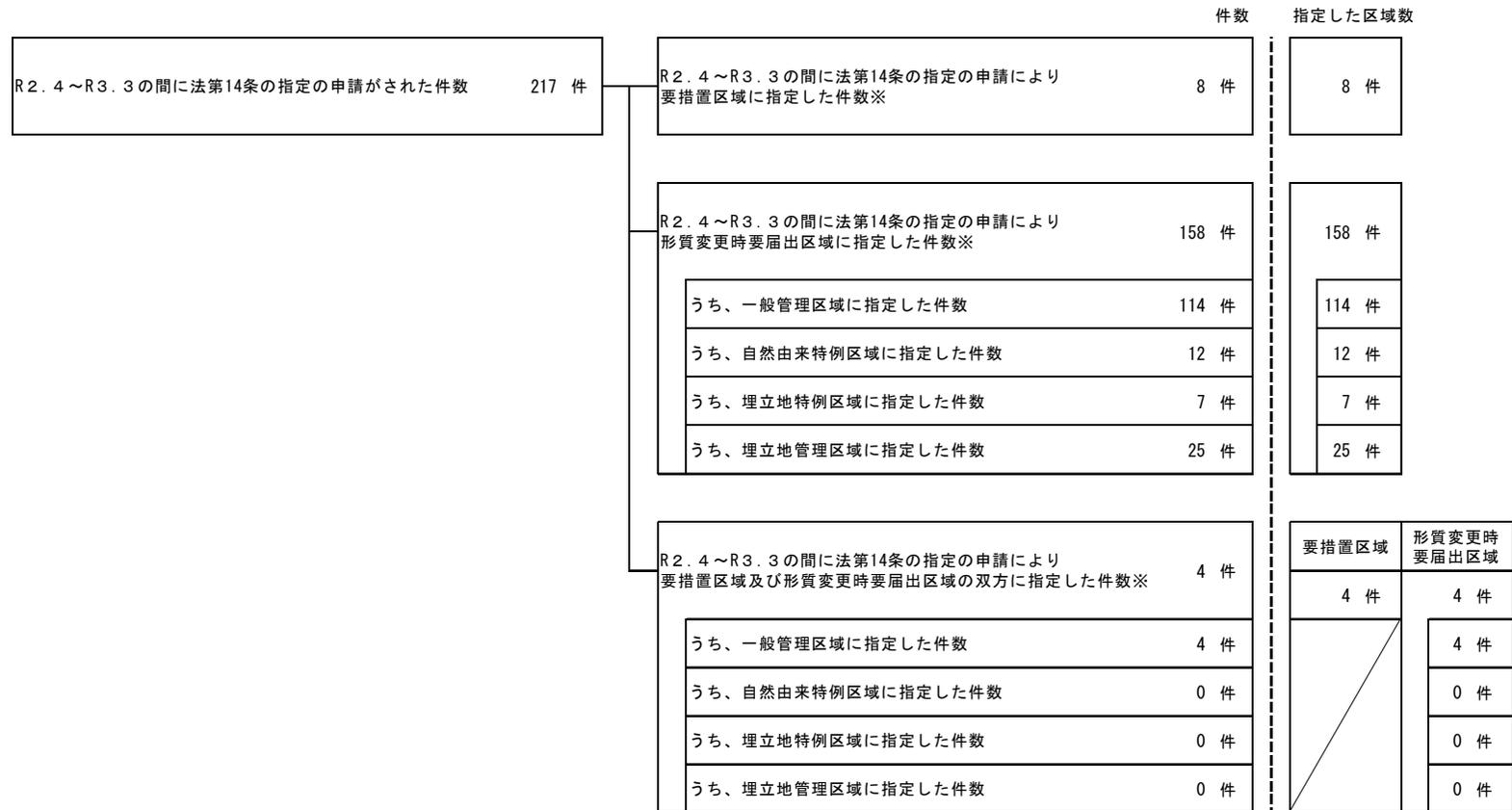


図 2-3 法第5条調査に関する状況

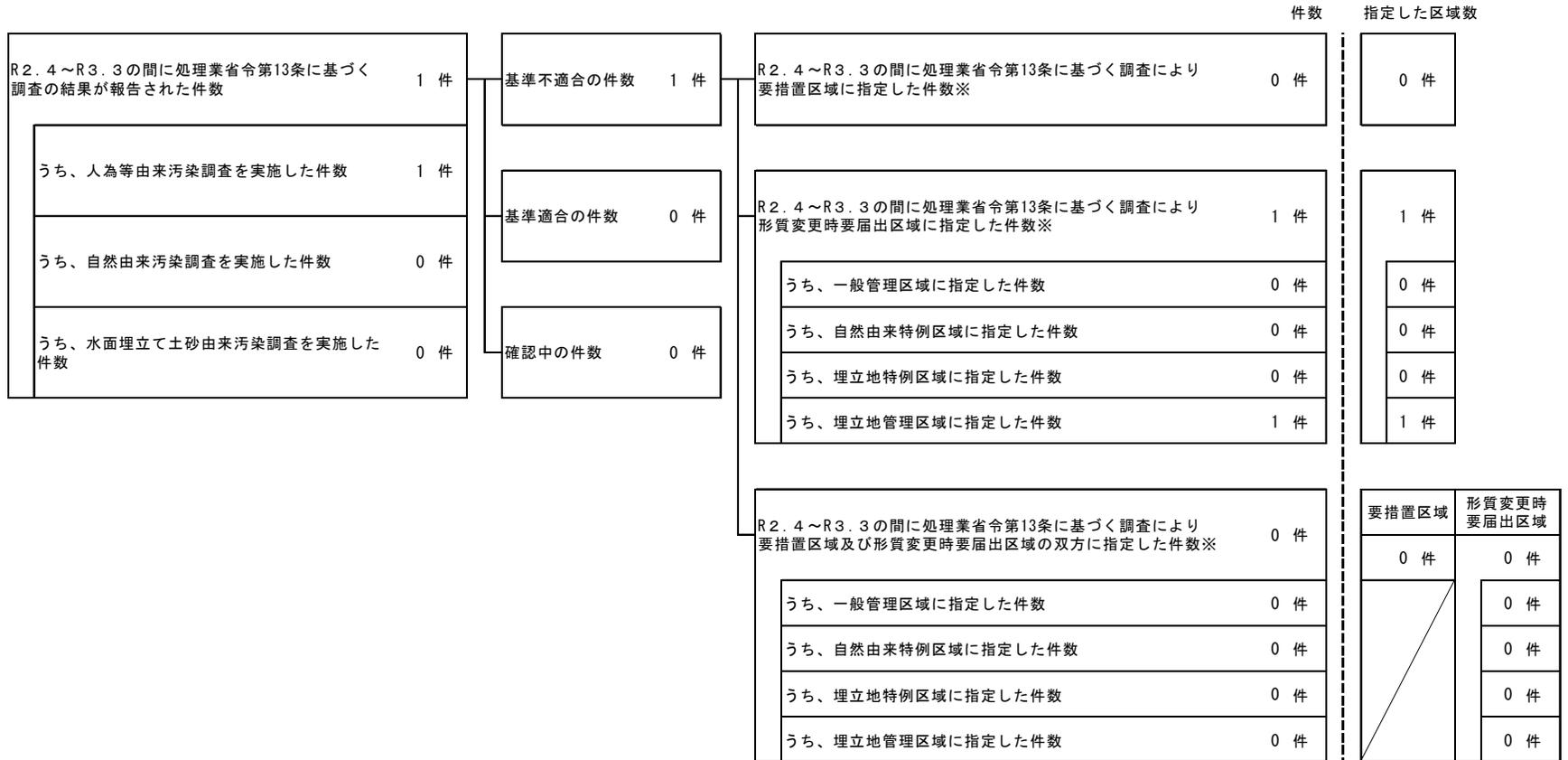


注1) 「指定の申請がされた件数」は、複数の調査結果より区域指定が行われた事例及び区域指定審査中の事例を含むため、指定した区域数の和と一致しない。

注2) 指定した区域数には、法第3条調査及び法第14条調査、法第4条調査及び法第14条調査、それぞれ双方の調査結果から区域指定された事例も含む。

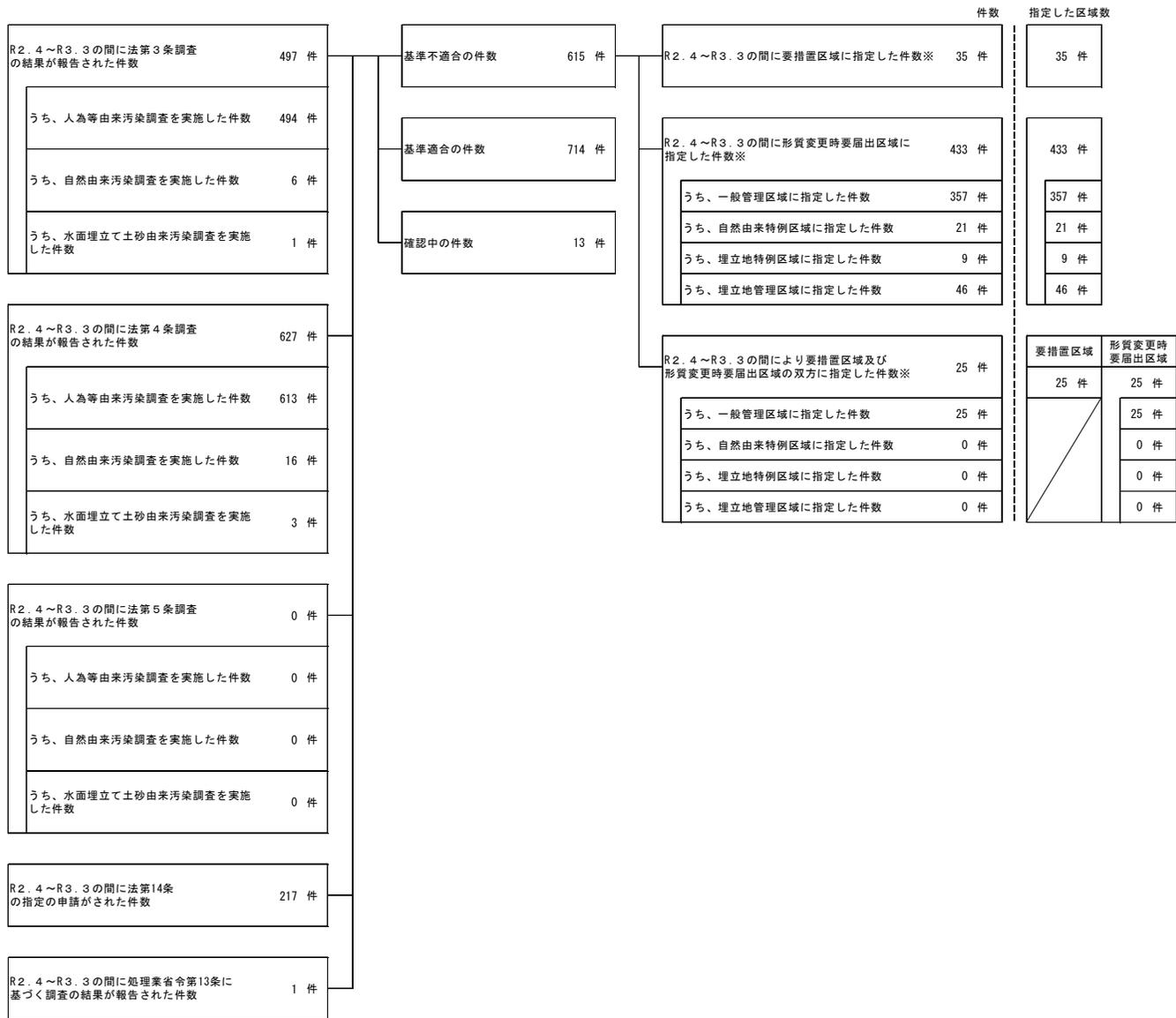
※ R2.4~R3.3の間に法第14条の指定の申請がされたものに限る。

図2-4 法第14条申請に関する状況



※ R2.4～R3.3の間に基準不適合である旨の調査結果が報告されたものに限る。

図 2-5 処理業省令第 13 条に基づく調査に関する状況



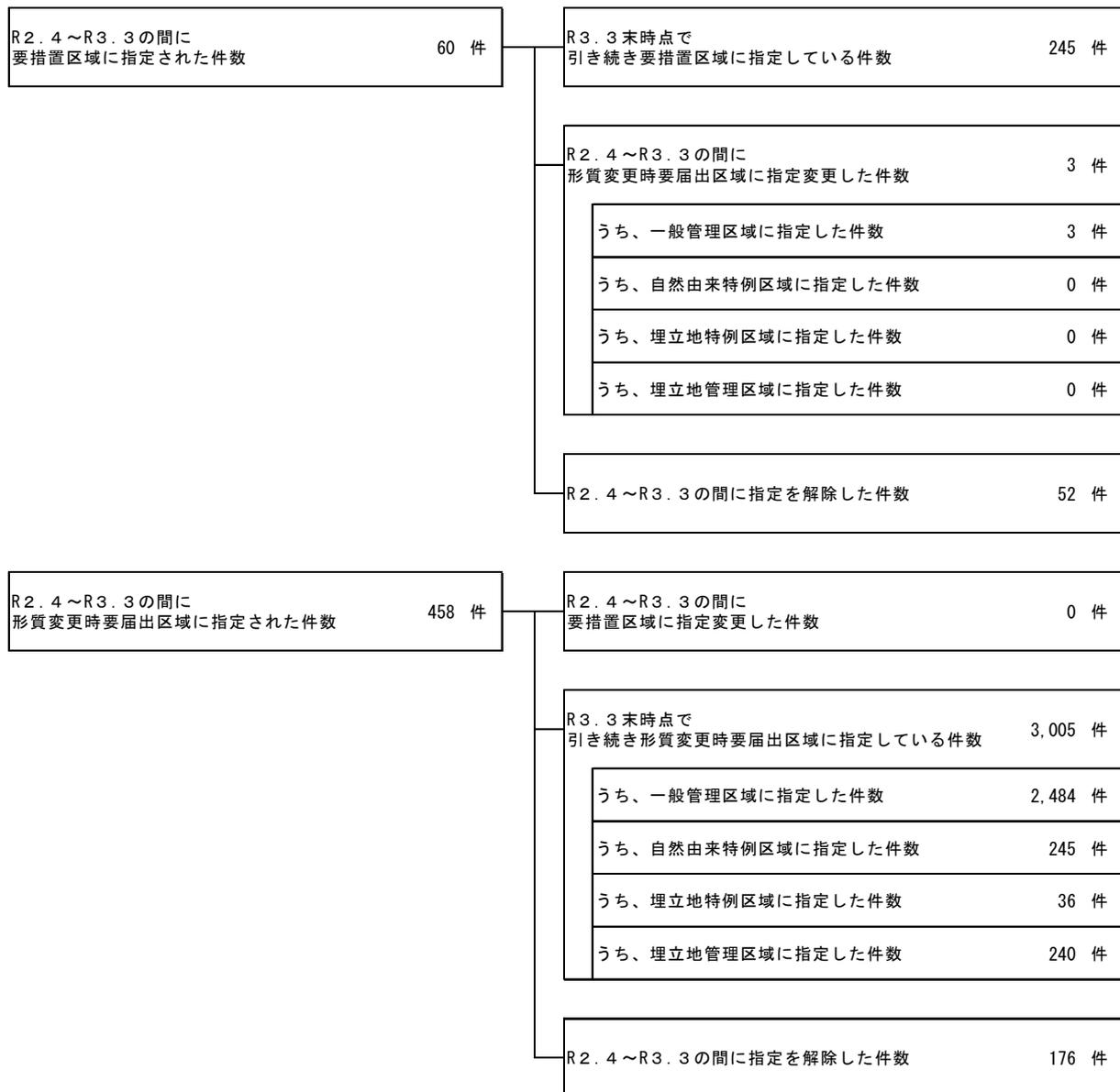
∞

注1) 汚染のおそれの由来に応じた区分については、1つの調査結果報告に対し、複数の由来に区分された事例もある。

注2) 「基準不適合の件数」は、複数の調査結果より区域指定が行われた事例及び区域指定審査中の事例を含むため、指定した区域数の和と一致しない。

※ R2.4~R3.3の間に基準不適合である旨の調査結果が報告されたもの、もしくは、当該期間に法第14条の指定の申請がされたものに限る。

図2-6 法第3条調査、法第4条調査、法第5条調査、法第14条申請及び処理業省令第13条に基づく調査の施行状況概要



注1) 指定の解除又は変更の状況は、令和2年度に新たに指定された要措置区域等に加え、これまでに指定されている要措置区域等の状況も含む。

注2) R3.3 末時点で引き続き要措置区域及び形質変更時要届出区域に指定している件数については、各調査年度における自治体からの報告件数をもとに集計及び累計しているため、報告漏れ等により『2.1 令和2年度の施行状況 2) 条項別の施行状況』における「区域指定状況（当該年度末時点）」と相違が生じている。

図 2-7 指定の解除又は変更の状況

2) 条項別の施行状況

令和2年度の条項別の施行状況を以下に示す。

法第2章 土壌汚染状況調査

・法第3条関係

第1項 有害物質使用特定施設の使用が廃止された件数	817 件
第1項 ただし書の確認申請件数	1065 件
第1項に基づき、調査結果が報告された件数	263 件
うち、基準不適合の件数	114 件
うち、基準適合の件数	139 件
うち、確認中の件数	10 件
第3項 調査・報告義務の通知の件数	311 件
第4項 調査の報告及び是正命令の件数	3 件
第5項 土地の利用方法の変更の届出件数	130 件
第6項 法第3条第1項ただし書の確認の取消し件数	99 件
第7項 土地の形質の変更の届出件数	230 件
第8項 調査命令件数（当該年度に発出した命令の総件数）	228 件
うち、当該年度に法第3条第7項の届出を受理した件数	209 件
第8項に基づき、調査結果が報告された件数	234 件
うち、基準不適合の件数	74 件
うち、基準適合の件数	160 件
うち、確認中の件数	0 件

・法第4条関係

第1項 土地の形質の変更の届出件数	15,525 件
第2項に基づき、調査結果が報告された件数	545 件
うち、基準不適合の件数	181 件
うち、基準適合の件数	362 件
うち、確認中の件数	2 件
現に有害物質使用特定施設等が設置されている工場又は事業場の敷地の場合	85 件
第3項 調査命令件数（当該年度に発出した命令の総件数）	66 件
うち、当該年度に法第4条第1項の届出を受理した件数	52 件
第3項に基づき、調査結果が報告された件数	82 件
うち、基準不適合の件数	28 件
うち、基準適合の件数	53 件
うち、確認中の件数	1 件
現に有害物質使用特定施設等が設置されている工場又は事業場の敷地の場合	21 件

・法第5条関係

第1項 調査命令発出件数	0 件
うち、地下水の飲用利用等の可能性があるもの	0 件
うち、直接摂取の可能性があるもの	0 件
第1項に基づき、調査結果が報告された件数	0 件
うち、基準不適合の件数	0 件
うち、基準適合の件数	0 件
うち、確認中の件数	0 件
第2項 都道府県知事が自ら調査した件数	0 件
うち、地下水の飲用利用等の可能性があるもの	0 件
うち、直接摂取の可能性があるもの	0 件

法第3章 区域の指定等

・法第6条関係

第1項 要措置区域の指定件数	60 件
第4項 要措置区域の指定の解除件数（全部解除のみ）	52 件

・法第7条関係

第1項 汚染除去等計画の提出の指示件数	66 件
うち、土壌汚染を生じさせる行為をした者に対する指示件数	26 件
第1項 汚染除去等計画書が提出された件数	76 件
第2項 汚染除去等計画書の提出命令件数	1 件
第3項 変更後の汚染除去等計画書が提出された件数	16 件
第4項 汚染除去等計画書の変更命令件数	0 件
第8項 実施措置を講じていないと認められた場合の命令件数	0 件
第9項 工事完了報告書が提出された件数	43 件
第9項 実施措置完了報告書が提出された件数	63 件

・法第9条関係

帯水層の深さに係る確認申請件数	4 件
実施措置と一体として行われる土地の形質の変更の確認申請件数	5 件
地下水の水質の測定等が講じられている土地の形質の変更の確認申請件数	4 件

(続き)

・ 法第11条関係		
第1項	形質変更時要届出区域の指定件数	458件
第2項	形質変更時要届出区域の指定の解除件数（全部解除のみ）	176件
・ 法第12条関係		
第1項	届出件数（土地の形質の変更の事前届出）	950件
第1項	施行管理方針の確認申請を受理した件数	0件
第2項	届出件数（土地の形質の変更の事後届出）	16件
第3項	届出件数（非常災害時）	0件
第5項	土地の形質の変更の施行方法に関する計画の変更の命令件数	0件
・ 法第14条関係		
第1項	申請件数	217件
法第4章 汚染土壌の搬出等に関する規制		
・ 法第16条関係		
第1項	搬出しようとする土壌の基準適合認定の申請件数	68件
第1項	汚染土壌の区域外搬出の届出件数	644件
うち、区域間の移動の件数		11件
うち、飛び地間の移動の件数		36件
第2項	汚染土壌の区域外搬出の変更届出件数	78件
第3項	非常災害時における汚染土壌の区域外搬出の届出件数	0件
第4項	汚染土壌の運搬方法、汚染土壌処理業者に関する変更の命令件数	0件
・ 法第19条関係		
措置命令件数		0件
・ 法第20条関係		
第6項	届出件数	0件
・ 法第22条関係		
第1項	汚染土壌処理業に係る許可申請件数（更新を除く）	4件
第4項	汚染土壌処理業に係る許可更新申請件数	36件
・ 法第23条関係		
第1項	汚染土壌処理業に係る変更許可申請件数	12件
第3項	汚染土壌処理業に係る変更届出件数	114件
第4項	汚染土壌処理業に係る休止、廃止又は再開届出件数	3件
・ 法第24条関係		
第1項	改善命令件数	0件
・ 法第25条関係		
許可の取消し件数		0件
・ 法第27条関係（汚染土壌処理業に関する省令第13条関係）		
第1項	措置報告件数	1件
第2項	措置命令件数	0件
・ 法第27条の2関係		
第1項	譲渡及び譲受を承認した件数	0件
・ 法第27条の3関係		
第1項	合併及び分割を承認した件数	0件
・ 法第27条の4関係		
第1項	相続を承認した件数	0件
・ 法第27条の5関係		
国等との協議が成立した件数		3件
法第5章 指定調査機関		
・ 法第36条関係		
第3項	改善命令件数	0件
・ 法第39条関係		
適合命令件数		0件
・ 法第42条関係		
第1号	指定の取消し件数	0件
第2号	指定の取消し件数	0件
第3号	指定の取消し件数	0件
第4号	指定の取消し件数	0件
法第7章 雑則		
・ 法第54条関係		
第1項	報告・検査件数	611件
第3項	報告・検査件数	26件
第4項	報告・検査件数	70件
第5項	報告・検査件数	1件
・ 法第55条関係		
協議件数		2件
・ 法第56条関係		
第2項	意見陳述件数	225件

(続き)

・ 法第65条関係	
違反件数	0 件
・ 法第66条関係	
違反件数	0 件
・ 法第67条関係	
違反件数	0 件
・ 法第68条関係	
違反件数	0 件
・ 法第69条関係	
違反件数	0 件
・ 区域指定状況（当該年度末時点）	
要措置区域として指定されている区域数（当該年度末時点）	226 件
形質変更時要届出区域として指定されている区域数（当該年度末時点）	2922 件

2.2 都道府県・政令市別の施行状況

都道府県・政令市別の施行状況を表 2-1 に示す。

法第 3 条に基づく有害物質使用特定施設の使用の廃止件数、一時的免除件数は「関東地区」、「近畿地区」、「中部地区」の順に多かった。形質変更届出件数は「関東地区」、「中部地区」、「近畿地区」の順に多く、調査命令件数は「関東地区」、「近畿地区」、「中部地区」の順に多かった。調査結果報告件数（第 1 項又は第 8 項）は「関東地区」、「中部地区」、「近畿地区」の順に多かった。

法第 4 条に基づく形質変更届出件数は「関東地区」、「九州地区」、「中国四国地区」の順に多く、調査命令件数は「関東地区」、「近畿地区」、「九州地区」の順に多かった。調査結果報告件数（第 2 項又は第 3 項）は「関東地区」、「近畿地区」、「中国四国地区」の順に多かった。

法第 6 条に基づく要措置区域の指定件数は「関東地区」が最も多く、次に「中部地区」、その次に「近畿地区」と「北海道地区」が同件数であった。

法第 11 条に基づく形質変更時要届出区域の指定件数は「関東地区」、「近畿地区」、「中部地区」の順に多かった。

法第 14 条に基づく指定の申請件数は「近畿地区」、「関東地区」、「九州地区」の順に多かった。処理業省令第 13 条に基づく調査結果報告件数は「市川市」の 1 件であった。

表 2-1 都道府県・政令市別の施行状況（届出・命令・報告等）（令和 2 年度）

都道府県・政令市		法第3条										法第4条			法第5条	法第6条	法第11条	法第14条	処理業者令第13条
		有害物質 使用特定 施設の 廃止件数	うち、一時的 免除件数		形質変更 届出件数	うち、調査 命令件数	調査結果 報告件数		形質変更 届出件数	うち、調査 命令件数	調査結果 報告件数		調査結果 報告件数	要措置区域 件数	形質変更時 要届出区域 件数	申請件数	調査結果 報告件数		
			第1項	第8項			第2項	第3項											
			第1項	第8項			第2項	第3項											
北海道	2	1	0	0	1	0	933	0	1	1	0	1	4	2	0	0			
札幌市	5	3	2	2	6	2	100	1	3	3	0	4	7	3	0	0			
函館市	0	0	0	0	0	0	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
旭川市	0	0	0	0	1	1	44	0	0	0	0	1	1	0	0	0			
計	7	4	2	2	8	3	1,092	1	4	4	0	6	12	5	0	0			
青森県	0	0	0	0	1	0	101	0	1	0	0	0	0	0	0	0			
青森市	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	3	3	0	0			
八戸市	0	0	0	0	0	0	9	0	0	0	0	0	1	0	0	0			
岩手県	14	14	1	1	1	1	247	2	2	2	0	2	2	2	0	0			
盛岡市	3	3	0	0	0	0	22	0	0	1	0	0	0	0	0	0			
宮城県	7	3	0	0	5	0	156	0	4	0	0	0	3	2	0	0			
仙台市	6	4	2	2	4	1	70	0	8	0	0	0	4	2	0	0			
秋田県	5	5	1	0	1	0	68	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
秋田市	1	1	0	0	0	0	16	0	2	0	0	0	2	2	0	0			
山形県	6	5	0	0	1	0	118	0	4	0	0	0	1	0	0	0			
山形市	0	0	0	0	0	0	24	0	1	0	0	0	1	0	0	0			
福島県	8	5	5	5	1	5	197	0	6	0	0	0	5	5	0	0			
福島市	0	0	0	0	0	0	22	0	0	0	0	0	1	0	0	0			
郡山市	2	2	0	0	1	0	34	1	1	1	0	0	1	0	0	0			
いわき市	1	1	2	2	0	2	43	0	1	0	0	0	0	0	0	0			
計	53	43	11	10	15	9	1,131	3	30	4	0	2	24	16	0	0			
茨城県	17	16	6	6	4	4	362	0	4	1	0	0	2	1	0	0			
水戸市	1	1	0	0	0	0	30	0	0	0	0	1	0	1	0	0			
つくば市	70	69	10	10	2	9	45	0	4	0	0	0	4	0	0	0			
栃木県	8	6	4	4	7	5	270	0	5	1	0	3	5	0	0	0			
宇都宮市	8	8	2	1	0	1	57	0	1	0	0	0	0	1	0	0			
群馬県	9	9	5	5	4	4	129	4	3	6	0	0	3	1	0	0			
前橋市	0	0	1	1	0	1	48	0	0	0	0	0	0	2	0	0			
高崎市	3	2	0	0	0	0	38	0	2	0	0	0	2	1	0	0			
伊勢崎市	0	1	0	0	1	0	20	1	0	2	0	0	1	0	0	0			
太田市	0	0	5	2	0	2	43	1	0	2	0	0	1	0	0	0			
埼玉県	11	7	0	0	5	1	254	0	20	1	0	3	9	1	0	0			
さいたま市	3	3	0	0	2	0	28	0	3	0	0	0	1	0	0	0			
川越市	1	0	1	1	2	0	18	0	1	0	0	0	1	0	0	0			
川口市	4	4	0	0	1	0	19	0	1	0	0	1	2	2	0	0			
所沢市	0	0	0	0	1	0	9	0	1	0	0	0	1	0	0	0			
草加市	1	0	0	0	2	0	5	0	0	0	0	1	1	0	0	0			
越谷市	0	0	0	0	0	0	14	0	1	0	0	0	1	0	0	0			
春日部市	0	0	0	0	0	0	11	0	0	0	0	0	1	1	0	0			
熊谷市	0	0	0	0	1	0	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
千葉県	15	6	2	2	5	2	265	0	8	0	0	0	4	3	0	0			
千葉市	1	0	0	0	1	0	61	0	3	0	0	2	5	7	0	0			
市川市	1	1	0	0	2	1	19	0	0	0	0	1	4	2	1	0			
船橋市	0	0	0	0	0	0	26	0	2	0	0	1	3	2	0	0			
松戸市	2	2	0	0	1	0	13	0	0	0	0	1	1	0	0	0			
柏市	3	1	0	0	0	0	37	0	2	0	0	1	3	1	0	0			
市原市	2	2	1	1	0	1	43	0	5	0	0	0	3	2	0	0			
東京都	38	18	8	0	53	7	378	0	117	0	0	9	67	12	0	0			
八王子市	2	2	2	2	0	3	29	0	4	0	0	0	3	1	0	0			
町田市	1	1	0	0	1	0	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
神奈川県	18	13	2	2	4	1	51	0	10	1	0	1	3	1	0	0			
横浜市	28	18	13	13	6	13	97	7	3	4	0	0	12	4	0	0			
川崎市	11	11	3	3	1	3	40	0	1	0	0	0	6	3	0	0			
相模原市	1	1	3	3	3	4	27	3	4	3	0	0	2	0	0	0			
相模原市	1	1	0	0	0	0	12	0	0	0	0	0	1	2	0	0			
厚木市	4	4	0	0	0	0	15	1	1	0	0	0	0	0	0	0			
平塚市	0	0	4	4	3	4	16	4	3	5	0	0	1	0	0	0			
藤沢市	8	8	3	3	0	3	14	0	4	2	0	0	2	0	0	0			
小田原市	0	0	0	0	0	0	16	0	10	0	0	0	0	0	0	0			
茅ヶ崎市	2	2	0	0	0	0	12	0	1	0	0	0	0	0	0	0			
大和市	0	0	0	0	0	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
新潟県	5	5	1	1	6	1	222	1	1	5	0	1	7	0	0	0			
新潟市	3	3	0	1	3	0	67	2	3	2	0	0	4	0	0	0			
長岡市	0	0	1	1	0	1	33	0	1	1	0	0	1	0	0	0			
上越市	1	1	0	0	0	0	23	0	0	0	0	0	2	2	0	0			
山梨県	8	5	1	1	1	0	258	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
甲府市	2	2	0	0	1	1	33	0	4	0	0	1	5	1	0	0			
静岡県	15	15	9	9	5	7	349	0	8	0	0	1	1	1	0	0			
静岡市	5	3	2	2	0	4	48	0	2	0	0	3	5	1	0	0			
浜松市	9	9	3	3	2	3	111	0	4	0	0	1	2	3	0	0			
沼津市	1	0	0	0	0	0	29	0	1	0	0	0	0	0	0	0			
富士市	5	5	0	1	0	1	62	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
計	328	265	92	82	130	87	3,852	24	248	36	0	32	182	59	1	0			
富山県	7	7	1	1	0	3	66	0	0	0	0	1	0	0	0	0			
富山市	4	4	3	3	0	3	50	0	2	0	0	0	0	0	0	0			
石川県	0	0	0	0	0	0	81	0	1	0	0	0	0	0	0	0			
金沢市	3	0	0	0	1	0	27	0	1	0	0	0	0	0	0	0			
福井県	5	5	0	0	0	0	103	1	0	1	0	0	4	2	0	0			
福井市	3	3	0	0	0	0	34	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
長野県	8	6	1	1	3	2	302	0	5	0	0	2	4	1	0	0			
長野市	2	1	0	0	0	0	50	0	2	0	0	0	0	0	0	0			
松本市	2	2	1	1	0	2	21	0	2	0	0	0	2	0	0	0			
岐阜県	15	13	0	0	3	0	337	0	9	2	0	0	0	0	0	0			
岐阜市	2	2	1	1	2	4	44	0	1	1	0	2	1	0	0	0			
愛知県	18	13	15	14	9	17	317	0	10	2	0	2	10	1	0	0			
名古屋市長古原市	20	6	8	4	6	1	102	0	8	3	0	3	20	17	0	0			
豊橋市	3	3	0	0	0	0	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
岡崎市	3	3	2	2	1	2	40	0	0	0	0	0	1	1	0	0			
一宮市	2	1	0	0	4	0	22	0	2	0	0	1	0	0	0	0			
春日井市	2	1	0	0	0	1	27	0	1	0	0	0	1	0	0	0			
豊田市	4	4	3	3	0	3	46	0	1	0	0	0	0	0	0	0			
三重県	6	4	2	2	5	2													

(続き)

(件数)

都道府県・ 政令市	法第3条										法第4条			法第5条	法第6条	法第11条	法第14条	処理業者令 第13条
	有害物質 使用特定 施設の 廃止件数	うち、一時的 免除件数	形質変更 届出件数	うち、調査 命令件数	調査結果 報告件数		形質変更 届出件数	うち、調査 命令件数	調査結果 報告件数		調査結果 報告件数	要措置区域 件数	形質変更時 要届出区域 件数	申請件数	調査結果 報告件数			
					第1項	第9項			第2項	第3項								
滋賀県	14	11	7	7	2	5	181	3	12	6	0	0	8	1	0			
大津市	2	1	0	0	1	0	29	1	0	1	0	0	2	0	0			
京都府	5	4	3	2	1	2	177	1	10	2	0	1	10	2	0			
京都市	14	11	1	1	4	1	61	0	7	0	0	4	13	2	0			
大阪府	23	14	11	9	5	10	126	0	12	1	0	1	9	4	0			
大阪市	32	5	1	1	8	1	80	1	3	1	0	0	29	29	0			
堺市	1	1	2	2	0	1	29	0	4	0	0	0	5	6	0			
岸和田市	1	1	0	0	0	0	8	0	1	0	0	0	0	0	0			
豊中市	0	0	0	0	0	0	12	0	4	0	0	0	3	1	0			
吹田市	21	17	3	3	1	5	20	0	2	0	0	0	4	1	0			
高槻市	3	3	0	0	0	0	28	0	2	0	0	0	1	1	0			
枚方市	2	2	0	0	1	1	12	0	0	0	0	0	4	2	0			
茨木市	34	13	2	2	1	3	12	0	2	0	0	0	4	0	0			
八尾市	3	1	0	0	2	0	15	0	0	0	0	0	1	1	0			
寝屋川市	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0			
東大阪市	0	0	0	0	0	0	18	0	1	0	0	0	2	1	0			
兵庫県	14	14	5	5	0	5	169	0	7	0	0	0	10	6	0			
神戸市	8	6	0	0	2	1	102	1	2	0	0	0	1	0	0			
姫路市	2	2	2	2	2	5	110	1	1	1	0	0	6	3	0			
尼崎市	8	7	0	0	3	0	34	3	2	2	0	0	4	2	0			
明石市	1	1	2	2	1	2	14	0	2	0	0	0	1	1	0			
西宮市	0	0	0	0	0	0	19	0	2	0	0	0	1	0	0			
加古川市	1	0	0	0	0	0	23	1	0	0	0	0	0	0	0			
宝塚市	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0			
奈良県	1	1	0	0	0	0	118	0	2	0	0	0	2	0	0			
奈良市	1	1	0	0	0	0	25	0	0	0	0	0	0	0	0			
和歌山県	7	6	0	0	0	1	116	0	10	0	0	0	2	0	0			
和歌山市	0	0	0	0	0	0	29	0	1	0	0	0	0	0	0			
計	198	122	39	36	34	43	1,578	12	89	14	0	6	122	62	0			
鳥取県	0	0	0	0	0	0	102	0	0	0	0	0	0	0	0			
鳥取市	0	0	0	0	0	0	57	0	0	0	0	0	0	0	0			
島根県	4	2	0	0	3	0	200	2	0	2	0	0	2	2	0			
松江市	1	0	0	0	1	0	32	0	3	1	0	0	5	1	0			
岡山東	7	4	1	1	3	3	266	0	4	1	0	0	3	1	0			
岡山市	6	5	3	3	0	2	93	0	1	0	0	0	2	0	0			
倉敷市	5	4	1	1	0	1	46	0	3	1	0	0	5	6	0			
広島県	5	3	3	3	2	3	400	0	0	0	0	0	3	1	0			
広島市	2	2	0	0	4	0	185	0	6	0	0	0	3	2	0			
呉市	1	1	0	0	0	0	44	0	0	0	0	0	0	0	0			
福山市	6	6	0	0	0	0	82	0	1	0	0	0	0	0	0			
山口県	6	5	10	8	1	9	141	0	13	0	0	0	13	9	0			
下関市	3	3	0	0	0	0	37	0	0	0	0	0	0	0	0			
徳島県	2	2	7	7	1	9	209	1	5	0	0	0	1	0	0			
徳島市	3	3	1	1	0	1	37	0	0	0	0	0	0	0	0			
香川県	3	3	2	2	0	1	448	0	8	0	0	0	0	0	0			
高松市	5	5	1	1	0	2	122	0	0	0	0	0	0	0	0			
愛媛県	7	7	0	0	1	0	247	0	17	0	0	0	0	0	0			
松山市	1	1	0	0	1	0	79	0	5	0	0	0	0	0	0			
高知県	0	0	0	0	0	0	46	0	0	0	0	0	0	0	0			
高知市	0	0	0	0	0	0	19	0	0	0	0	0	0	0	0			
計	67	56	29	27	17	31	2,892	3	66	5	0	0	37	22	0			
福岡県	14	11	2	2	2	2	353	1	10	2	0	0	6	3	0			
北九州市	5	2	1	1	2	1	116	2	6	1	0	0	8	12	0			
福岡市	6	5	9	9	2	12	86	0	10	1	0	1	3	2	0			
久留米市	1	0	0	0	0	0	73	1	0	1	0	1	1	0	0			
佐賀県	2	2	1	1	0	1	126	0	1	0	0	0	1	0	0			
佐賀市	2	2	0	0	0	0	40	0	2	1	0	1	1	0	0			
長崎県	0	0	0	0	0	0	106	0	6	0	0	0	1	0	0			
長崎市	0	0	0	0	2	0	20	0	0	0	0	0	2	6	0			
佐世保市	1	1	0	0	1	0	25	0	0	0	0	0	0	0	0			
熊本県	6	3	1	1	1	1	194	2	0	2	0	0	0	1	0			
熊本市	4	4	1	1	2	1	68	1	1	1	0	0	2	0	0			
大分県	0	0	0	0	0	0	194	0	1	0	0	0	1	0	0			
大分市	1	1	0	0	0	0	89	0	7	0	0	0	2	3	0			
宮崎県	0	0	0	0	0	0	146	1	2	0	0	0	2	2	0			
宮崎市	3	3	0	0	0	0	102	0	0	0	0	0	0	0	0			
鹿児島県	2	0	2	2	9	0	734	0	1	0	0	0	1	0	0			
鹿児島市	3	3	0	0	1	0	179	0	0	0	0	0	1	1	0			
沖縄県	0	1	0	0	2	0	280	0	3	0	0	0	0	0	0			
那覇市	0	0	0	0	0	0	11	0	0	0	0	0	0	0	0			
計	53	38	17	17	24	18	2,942	8	50	9	0	3	32	30	0			
合計	817	608	230	209	263	234	15,525	52	545	82	0	60	458	217	1			

注1) 地区の区分は地方環境事務所の管轄地区に従って表記した。

注2) 「有害物質使用特定施設の廃止件数」は令和2年度に使用が廃止された件数であり、「一時的免除件数」は廃止件数の内数である。

2.3 年度別の施行状況

法第3条調査、法第4条調査、法第5条調査、法第6条に規定する要措置区域の指定、法第11条に規定する形質変更時要届出区域の指定、法第14条申請及び処理業省令第13条に基づく調査に関する年度別の施行状況を表2-2に示す。法第3条調査、法第4条調査、法第5条調査、法第14条申請による調査及び処理業省令第13条に基づく調査の結果報告件数は、令和2年度は1,342件（法第3条497件、法第4条627件、法第5条0件、法第14条217件、処理業省令第13条1件）であり、前年度（1,257件）より増加した。

調査の結果、法第6条第1項及び法第11条第1項に基づき要措置区域等に指定された件数は、令和2年度は518件（要措置区域60件、形質変更時要届出区域458件）であり、前年度（491件）より増加した。要措置区域等において土壤汚染の除去等の措置が実施され、区域の指定が解除された件数は、令和2年度は228件であり、前年度（199件）より増加した。

表 2-2 年度別の施行状況

(件数)

施行状況		H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	累計	
法第3条	有害物質使用特定施設の廃止件数	37	572	802	885	941	944	1,031	936	899	771	1,233	1,080	1,350	1,343	1,204	1,076	897	931	817	17,749	
	うち、一時的免除件数	4	424	601	737	734	847	898	815	685	498	970	628	653	758	650	573	691	664	608	12,438	
	形質変更届出件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	293	230	523
	うち、調査命令件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	273	209	482
調査結果報告件数 (R1より第8項に基づく調査結果報告を含む)		0	87	163	185	265	243	240	299	204	245	243	240	282	254	284	290	243	510	497	4,774	
法第4条	形質変更届出件数	-	-	-	-	-	-	-	-	10,815	9,525	9,949	10,848	10,602	10,650	10,946	10,741	10,800	11,227	15,525	121,628	
	うち、調査命令件数	-	-	-	-	-	-	-	-	270	180	126	142	164	118	118	154	91	79	52	1,494	
	調査結果報告件数 (H30より第2項に基づく調査結果報告を含む)	-	-	-	-	-	-	-	-	226	199	143	150	154	130	119	170	460	502	627	2,880	
法第5条	調査命令件数	1	2	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	7
	うち、調査結果報告件数	0	3	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	6
	都道府県知事が自ら調査した件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第6条・法第11条	前年度末時点の区域指定件数(A)	0	0	17	38	62	105	137	167	202	380	666	930	1,295	1,568	1,782	2,073	2,394	2,668	2,960	-	
	要措置区域	-	-	-	-	-	-	-	-	7	41	81	98	143	169	181	202	219	241	237	-	
	形質変更時要届出区域	-	-	-	-	-	-	-	-	195	339	585	832	1,152	1,399	1,601	1,871	2,175	2,427	2,723	-	
	当該年度の区域指定件数(B)	0	21	43	48	77	81	71	94	275	450	466	480	532	479	528	554	457	491	518	5,665	
	要措置区域に指定	-	-	-	-	-	-	-	-	45	80	72	73	84	72	80	84	70	52	60	772	
	形質変更時要届出区域に指定	-	-	-	-	-	-	-	-	230	370	394	407	448	407	448	470	387	439	458	4,458	
	区域指定の解除件数(C)	0	4	22	24	34	49	41	59	97	164	202	115	259	265	237	233	183	199	228	2,415	
	要措置区域の解除	-	-	-	-	-	-	-	-	11	40	55	28	58	60	59	67	48	56	52	534	
	形質変更時要届出区域の解除	-	-	-	-	-	-	-	-	86	124	147	87	201	205	178	166	135	143	176	1,648	
	区域指定の変更件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	5	3	1	3	2	2	2	3	4	3	31
	要措置区域へ変更	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	形質変更時要届出区域へ変更	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	3	2	1	3	2	2	3	4	3	28	
	引き続き区域指定の件数(A+B-C)	0	17	38	62	105	137	167	202	380	666	930	1,295	1,568	1,782	2,073	2,394	2,668	2,960	3,250	-	
	要措置区域	-	-	-	-	-	-	-	-	41	81	98	143	169	181	202	219	241	237	245	-	
形質変更時要届出区域	-	-	-	-	-	-	-	-	339	585	832	1,152	1,399	1,601	1,871	2,175	2,427	2,723	3,005	-		
法第14条	申請件数(調査結果報告件数)	-	-	-	-	-	-	-	-	89	241	303	298	390	368	428	379	348	243	217	3,304	
処理業省令第13条 調査結果報告件数		-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	1	0	0	1	0	0	0	2	1	5	
調査結果報告件数合計		0	90	164	185	265	244	240	299	519	685	690	688	826	754	831	839	1,051	1,257	1,342	10,969	

注 1) 平成 14 年度については法施行日(平成 15 年 2 月 15 日)から平成 15 年 3 月 31 日までの状況である。

注 2) 有害物質使用特定施設の使用の廃止と調査の年度が異なる事例、使用が廃止された施設が設置されていた工場又は事業場に係る土地所有者が複数存在して各々の所有者が一時的免除の確認を行った事例、調査を実施するか確認の手続きを行うか検討中の事例等があるため、法第 3 条の調査結果報告件数と一時的免除件数等との和は、廃止件数と一致しない。

注 3) 調査結果報告件数は平成 15 年施行法の施行規則附則第 2 条(経過措置)の適用件数を含む。

注 4) 引き続き区域指定の要措置区域及び形質変更時要届出区域については、各調査年度における自治体からの報告件数をもとに集計及び累計しているため、報告漏れ等により『2.1 令和 2 年度の施行状況 2) 条項別の施行状況』における「区域指定状況(当該年度末時点)」と相違が生じている。また、平成 30 年度以前の累計の計算方法等を見直したため、平成 30 年度における報告件数とは異なる。

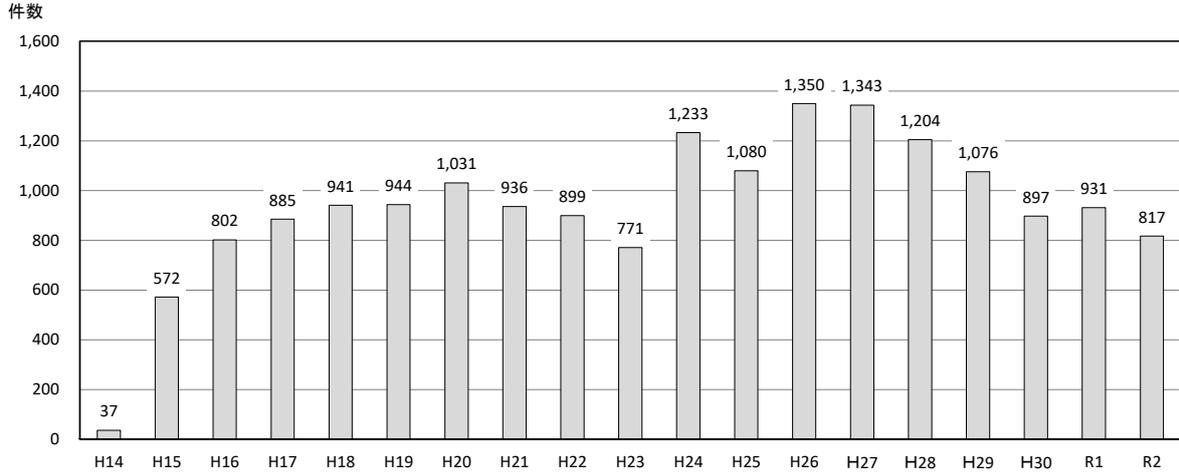
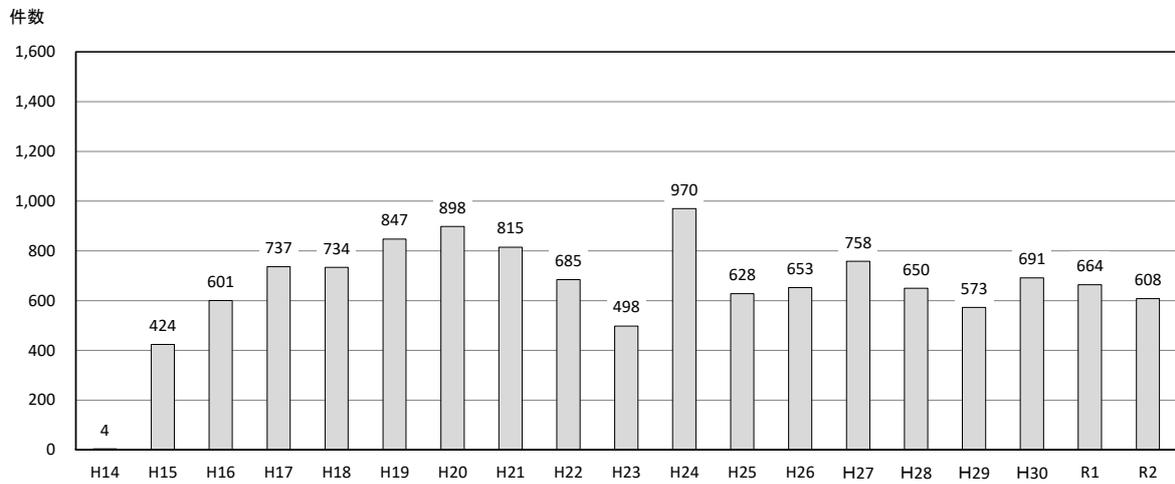


図 2-8 有害物質使用特定施設の使用の廃止件数の推移



※当該年度に有害物質使用特定施設の使用が廃止され、一時的免除されたものに限る。

図 2-9 一時的免除件数の推移

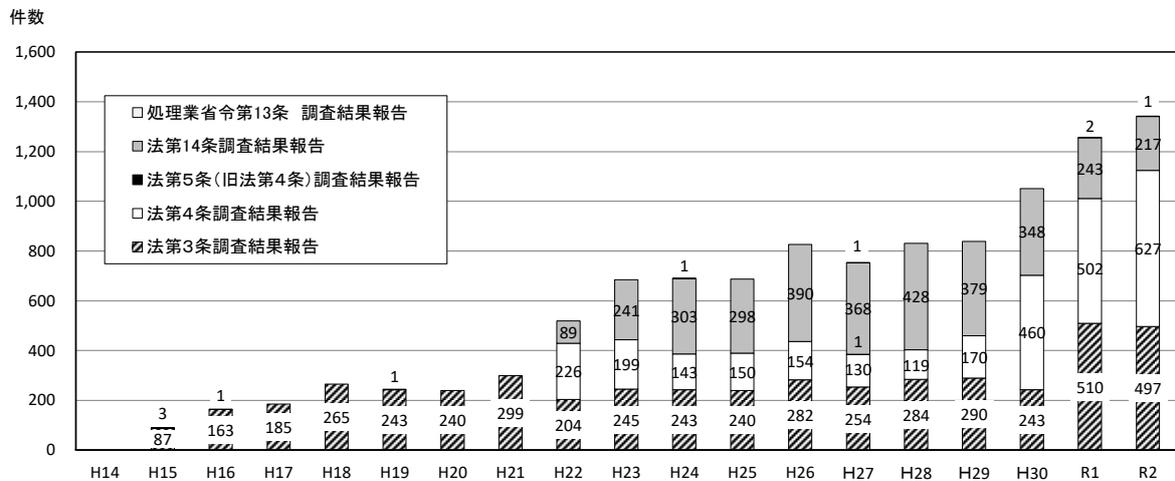


図 2-10 法第3条、法第4条、法第5条、法第14条及び処理業省令第13条に基づく調査結果報告件数の推移

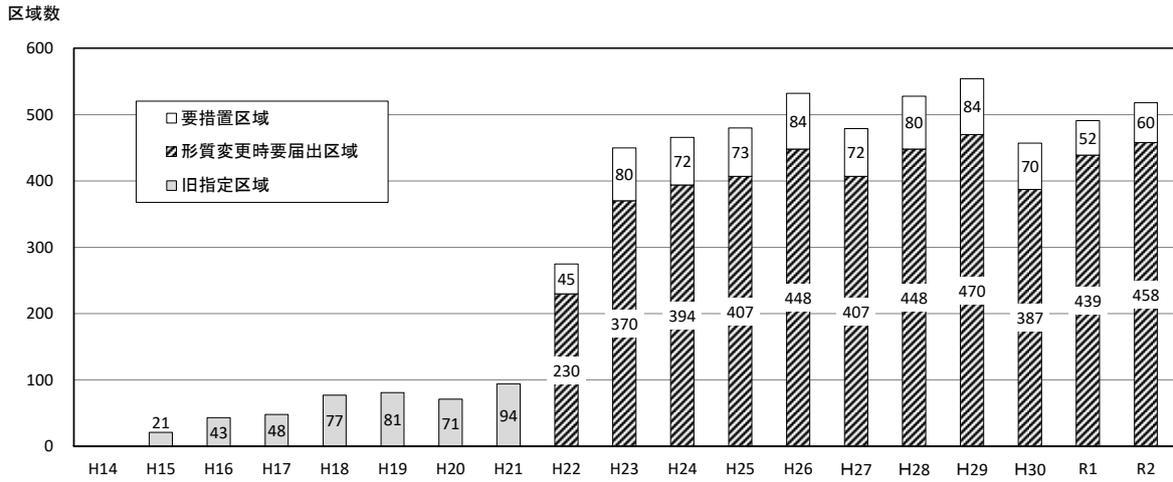


図 2-11 要措置区域等（旧指定区域）の指定件数の推移

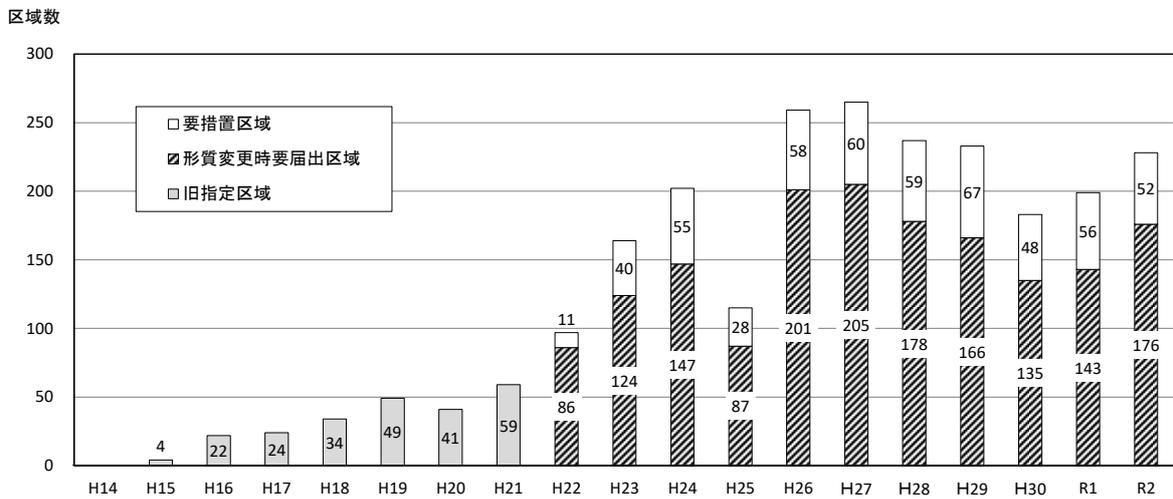


図 2-12 要措置区域等（旧指定区域）の指定の解除件数の推移

3. 土壤汚染状況調査及び区域の指定事例

3.1 土壤汚染状況調査について

3.1.1 法第3条に基づく調査

1) 有害物質使用特定施設の使用の廃止

令和2年度に法第3条調査の結果が報告された有害物質使用特定施設を施設の種類別に表3-1及び表3-2に示す。令和2年度に法第3条調査の結果が報告（第1項又は第8項）された有害物質使用特定施設は「科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場の洗浄施設」、「酸又はアルカリによる表面処理施設」、「電気めっき施設」の順に多かった。累計では「酸又はアルカリによる表面処理施設」、「科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場の洗浄施設」、「電気めっき施設」の順に多かった。

令和2年度並びに累計における法第3条調査が一時的免除された有害物質使用特定施設は「科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場の洗浄施設」、「酸又はアルカリによる表面処理施設」、「電気めっき施設」の順に多かった。

表 3-1 法第 3 条調査に関する有害物質使用特定施設（令和 2 年度）

（件数：複数回答有）

有害物質使用特定施設		調査結果が報告された有害物質使用特定施設		調査が一時的免除された有害物質使用特定施設	
業種名	特定施設名及び号番号、記号	法第3条第1項	法第3条第8項		
畜産農業又はサービス業	豚房施設	1の2、イ	0	0	1
畜産食料品製造業	洗浄施設	2、ロ	0	0	1
動植物油脂製造業	原料処理施設	12、イ	0	0	1
紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業	まゆ湯煮施設	19、イ	2	0	0
	染色施設	19、ト	0	0	3
	薬液浸透施設	19、チ	1	0	0
パルプ、紙又は紙加工品の製造業	原料浸せき施設	23、イ	0	0	2
	湿式パーカー	23、ロ	0	0	3
新聞業、出版業、印刷業又は製版業	自動式フィルム現像洗浄施設	23の2、イ	1	0	1
	自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設	23の2、ロ	0	0	4
前2号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業	ろ過施設	27、イ	0	2	6
	遠心分離機	27、ロ	1	0	1
	廃ガス洗浄施設	27、ヌ	0	1	11
	湿式集じん施設	27、ル	0	1	1
メタン誘導品製造業	洗浄施設及びろ過施設	31、ハ	0	0	1
有機顔料又は合成染料の製造業	廃ガス洗浄施設	32、ニ	0	0	1
合成樹脂製造業	縮合反応施設	33、イ	0	0	1
	水洗施設	33、ロ	0	0	1
	遠心分離機	33、ハ	0	0	4
	廃ガス洗浄施設	33、リ	0	1	2
前6号に掲げる事業以外の石油化学工業	洗浄施設	37、イ	0	0	1
	分離施設	37、ロ	0	2	5
	ろ過施設	37、ハ	0	0	1
	急冷施設及び蒸りゆう施設	37、ニ	0	0	2
	廃ガス洗浄施設	37、タ	0	0	4
	感光剤洗浄施設	43	0	0	1
第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業	水洗施設	46、イ	0	0	12
	ろ過施設	46、ロ	0	0	7
	廃ガス洗浄施設	46、ニ	0	0	9
医薬品製造業	動物原料処理施設	47、イ	1	0	0
	ろ過施設	47、ロ	1	1	2
	分離施設	47、ハ	0	2	5
	混合施設	47、ニ	0	1	4
	廃ガス洗浄施設	47、ホ	0	0	1
自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業	直接加硫施設	51の2	0	1	3
皮革製造業	洗浄施設	52、イ	1	0	0
ガラス又はガラス製品の製造業	研磨洗浄施設	53、イ	2	1	23
	廃ガス洗浄施設	53、ロ	1	1	4
窯業原料(うわ薬原料を含む。)の精製業	水洗式破砕施設	58、イ	0	1	0
	酸処理施設	58、ハ	0	1	0
	脱水施設	58、ニ	0	1	0
鉄鋼業	圧延施設	61、ハ	2	0	0
	焼入れ施設	61、ニ	1	0	0
	湿式集じん施設	61、ホ	1	0	0
非鉄金属製造業	還元そう	62、イ	0	0	2
	廃ガス洗浄施設	62、ホ	4	1	6
	湿式集じん施設	62、ヘ	3	1	0
金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。)	焼入れ施設	63、イ	2	1	6
	電解式洗浄施設	63、ロ	0	0	5
	廃ガス洗浄施設	63、ホ	6	6	68
酸又はアルカリによる表面処理	表面処理施設	65	39	39	185
電気めつき	電気めつき施設	66	40	11	137
洗たく業	洗浄施設	67	37	0	82
写真現像業	自動式フィルム現像洗浄施設	68	6	0	1
病院	ちゆう房施設	68の2、イ	2	0	13
	洗浄施設	68の2、ロ	7	10	27
	入浴施設	68の2、ハ	2	0	12
科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場	洗浄施設	71の2、イ	33	103	335
	焼入れ施設	71の2、ロ	1	0	8
産業廃棄物処理	産業廃棄物処理施設	71の4、イ	1	0	3
	産業廃棄物処理施設	71の4、ロ	0	1	12
前各号を除く	洗浄施設	71の5	12	8	59
前各号を除く	蒸留施設	71の6	1	1	14
し尿処理	し尿処理施設	72	1	0	11
前2号を除く	排水処理施設	74	0	1	5
合計			212	200	1,120

注 1) 「特定施設名及び号番号、記号」は、「水質汚濁防止法施行令別表第 1 に規定する特定施設」を参照。

注 2) 「調査結果が報告された有害物質使用特定施設の件数」及び「調査が一時的免除された有害物質使用特定施設の件数」は、令和 2 年度に法第 3 条第 1 項及び第 8 項に基づき報告された調査結果であって、業種名、特定施設名及び号番号、記号について回答があった有害物質使用特定施設、又は、令和 2 年度に有害物質使用特定施設の使用が廃止され、業種名、特定施設名及び号番号、記号について回答があった有害物質使用特定施設を抜粋し集計している。

表 3-2 法第 3 条調査に関する有害物質使用特定施設（累計）

（件数：複数回答有）

有害物質使用特定施設		調査結果が報告された有害物質使用特定施設		調査が一時的免除された有害物質使用特定施設	
業種名	特定施設名及び号番号、記号	法第3条第1項	法第3条第8項		
鉱業又は水洗炭業	選鉱施設	1、イ	3	0	2
	坑水中和沈でん施設	1、ハ	0	0	1
	掘さく用の泥水分離施設	1、ニ	3	0	0
畜産農業又はサービス業	豚房施設	1の2、イ	1	0	1
	牛房施設	1の2、ロ	1	0	1
畜産食料品製造業	原料処理施設	2、イ	1	0	2
	洗浄施設	2、ロ	0	0	1
野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業	湯煮施設	4、ニ	0	0	1
動物系飼料又は有機質肥料の製造業	原料処理施設	11、イ	4	0	0
	圧搾施設	11、ハ	3	0	1
	真空濃縮施設	11、ニ	0	0	1
	水洗式脱臭施設	11、ホ	3	0	0
動植物油脂製造業	原料処理施設	12、イ	0	0	1
紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業	まゆ湯煮施設	19、イ	2	0	1
	原料浸せき施設	19、ハ	1	0	0
	精練機及び精練そう	19、ニ	13	0	2
	シルケット機	19、ホ	2	0	1
	漂白機及び漂白そう	19、ヘ	5	0	1
	染色施設	19、ト	78	0	54
	薬液浸透施設	19、チ	16	0	22
	のり抜き施設	19、リ	1	0	0
化学繊維製造業	湿式紡糸施設	21、イ	0	0	1
	リンター又は未精練繊維の薬液処理施設	21、ロ	0	0	1
合板製造業	原料回収施設	21、ハ	6	0	1
木材薬品処理業	接着機洗浄施設	21の3	0	0	1
パルプ、紙又は紙加工品の製造業	薬液浸透施設	22、ロ	3	0	5
	原料浸せき施設	23、イ	2	0	3
	湿式パーカー	23、ロ	2	0	4
	蒸解廃液濃縮施設	23、ホ	0	0	1
新聞業、出版業、印刷業又は製版業	抄紙施設	23、チ	1	0	0
	自動式フィルム現像洗浄施設	23の2、イ	19	0	22
	自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設	23の2、ロ	15	0	45
化学肥料製造業	ろ過施設	24、イ	0	0	4
	水洗式破砕施設	24、ハ	0	0	1
	廃ガス洗浄施設	24、ニ	0	0	9
水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業	塩水精製施設	25、イ	0	0	1
	電解施設	25、ロ	0	0	1
無機顔料製造業	洗浄施設	26、イ	8	0	9
	ろ過施設	26、ロ	6	0	14
	遠心分離機	26、ハ	0	0	1
	廃ガス洗浄施設	26、ホ	6	0	38
前2号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業	ろ過施設	27、イ	12	2	79
	遠心分離機	27、ロ	6	0	36
	亜硫酸ガス冷却洗浄施設	27、ハ	0	0	4
	洗浄施設	27、ニ	0	0	3
	反応施設	27、ヘ	0	0	1
	廃ガス洗浄施設	27、ヌ	18	1	151
	湿式集じん施設	27、ル	0	1	19
	カーバイト法アセチレン誘導品製造業	湿式アセチレンガス発生施設	28、イ	1	0
コーラール製品製造業	洗浄施設及び蒸りゆう施設	28、ロ	0	0	1
発酵工業	静置分離器	29、ロ	0	0	1
メタン誘導品製造業	遠心分離機	30、ハ	0	0	3
	蒸りゆう施設	31、イ	0	0	2
有機顔料又は合成染料の製造業	洗浄施設及びろ過施設	31、ハ	0	0	10
	ろ過施設	32、イ	4	0	6
	遠心分離機	32、ハ	1	0	4
	廃ガス洗浄施設	32、ニ	2	0	3
	縮合反応施設	33、イ	6	0	8
	水洗施設	33、ロ	4	0	26
合成樹脂製造業	遠心分離機	33、ハ	1	0	9
	静置分離器	33、ニ	3	0	19
	ガス冷却洗浄施設及び蒸りゆう施設	33、ホ	0	0	1
	廃ガス洗浄施設	33、リ	2	1	8
	水洗施設	34、ハ	0	0	8
有機ゴム製品製造業	分離施設	35、ロ	4	2	2
	廃ガス洗浄施設	35、ハ	4	2	1
合成洗剤製造業	廃ガス洗浄施設	36、ロ	0	0	2
	湿式集じん施設	36、ハ	0	0	1
前6号に掲げる事業以外の石油化学工業	洗浄施設	37、イ	5	0	19
	分離施設	37、ロ	21	4	45
	ろ過施設	37、ハ	0	0	8
	急冷施設及び蒸りゆう施設	37、ニ	2	0	5
	蒸りゆう施設	37、ホ	2	0	2
	蒸りゆう施設及び濃縮施設	37、チ	0	0	2
	酸又はアルカリによる処理施設	37、ヌ	0	0	1
	反応施設及びメチルアルコール回収施設	37、ヨ	0	0	1
	廃ガス洗浄施設	37、タ	3	0	20

(続き)

(件数：複数回答有)

有害物質使用特定施設		調査結果が報告された有害物質使用特定施設		調査が一時的免除された有害物質使用特定施設	
業種名	特定施設名及び号番号、記号	法第3条第1項	法第3条第8項		
香料製造業	洗浄施設	41、イ	3	1	3
	抽出施設	41、ロ	2	0	2
写真感光材料製造業	感光剤洗浄施設	43	1	0	2
第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業	水洗施設	46、イ	8	2	106
	ろ過施設	46、ロ	8	1	97
	廃ガス洗浄施設	46、ニ	6	0	108
医薬品製造業	動物原料処理施設	47、イ	1	0	1
	ろ過施設	47、ロ	10	1	45
	分離施設	47、ハ	9	2	73
	混合施設	47、ニ	3	1	52
農薬製造業	廃ガス洗浄施設	47、ホ	9	0	48
混合施設	49	2	0	5	
第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業	試薬製造施設	50	1	0	4
石油精製業	脱塩施設	51、イ	0	0	3
	原油常圧蒸りゆう施設	51、ロ	0	0	4
	脱硫施設	51、ハ	0	0	3
	揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設	51、ニ	0	0	4
潤滑油洗浄施設	51、ホ	0	0	3	
自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業	直接加硫施設	51の2	6	2	61
皮革製造業	洗浄施設	52、イ	5	0	0
	石灰づけ施設	52、ロ	3	0	0
	タンニンづけ施設	52、ハ	3	0	0
	クロム浴施設	52、ニ	27	0	0
	染色施設	52、ホ	3	0	0
ガラス又はガラス製品の製造業	研磨洗浄施設	53、イ	121	2	566
廃ガス洗浄施設	53、ロ	18	1	85	
セメント製品製造業	成型機	54、ロ	0	0	2
生コンクリート製造業	パッチャープラント	55	0	0	1
薬業原料(うわ薬原料を含む。)の精製業	水洗式破砕施設	58、イ	19	3	69
	水洗式分別施設	58、ロ	4	0	7
	酸処理施設	58、ハ	1	1	3
	脱水施設	58、ニ	2	1	6
鉄鋼業	ガス冷却洗浄施設	61、ロ	0	0	5
	圧延施設	61、ハ	2	0	3
	焼入れ施設	61、ニ	2	0	2
	湿式集じん施設	61、ホ	1	0	5
非鉄金属製造業	還元そう	62、イ	4	0	20
	電解施設	62、ロ	4	0	37
	焼入れ施設	62、ハ	0	0	1
	水銀精製施設	62、ニ	1	0	0
	廃ガス洗浄施設	62、ホ	33	2	109
	湿式集じん施設	62、ヘ	12	2	22
金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。)	焼入れ施設	63、イ	58	6	90
	電解式洗浄施設	63、ロ	10	0	44
	カドミウム電極又は鉛電極の化成施設	63、ハ	2	0	18
	廃ガス洗浄施設	63、ホ	302	34	874
石炭を燃料とする火力発電	廃ガス洗浄施設	63の3	0	0	1
ガス供給業又はコークス製造業	ガス冷却洗浄施設	64、ロ	0	0	2
酸又はアルカリによる表面処理	表面処理施設	65	1,109	114	3,970
電気めつき	電気めつき施設	66	918	37	2,843
エチレンオキサイド又は一・四・ジオキサンの混合施設	混合施設	66の2	1	0	3
旅館業	洗たく施設	66の3、ロ	1	0	0
洗たく業	洗浄施設	67	743	2	1,483
写真現像業	自動式フィルム現像洗浄施設	68	58	0	215
病院	ちゆう房施設	68の2、イ	39	1	28
	洗浄施設	68の2、ロ	119	16	180
と畜業又は死亡獣畜取扱業	入浴施設	68の2、ハ	34	0	20
中央卸売市場	解体施設	69	0	0	1
	卸売場	69の2、イ	1	0	0
自動車分解整備事業	仲卸売場	69の2、ロ	7	0	1
自動車分解整備事業	洗車施設	70の2	3	0	1
自動車車両洗浄	自動式車両洗浄施設	71	6	0	4
科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場	洗浄施設	71の2、イ	1,011	158	4,090
	焼入れ施設	71の2、ロ	7	0	16
一般廃棄物処理	焼却施設	71の3	1	0	4
産業廃棄物処理	産業廃棄物処理施設	71の4、イ	5	0	34
	産業廃棄物処理施設	71の4、ロ	36	2	71
前各号を除く	洗浄施設	71の5	606	30	2,386
前各号を除く	蒸留施設	71の6	80	5	301
し尿処理	し尿処理施設	72	7	0	14
前2号を除く	排水処理施設	74	54	4	106
合計			5,858	444	19,134

注1) 「特定施設名及び号番号、記号」は、「水質汚濁防止法施行令別表第1に規定する特定施設」を参照。

注2) 「調査結果が報告された有害物質使用特定施設の件数」及び「調査が一時的免除された有害物質使用特定施設の件数」は、令和2年度に法第3条第1項及び第8項に基づき報告された調査結果であって、業種名、特定施設名及び号番号、記号について回答があった有害物質使用特定施設、又は、令和2年度に有害物質使用特定施設の使用が廃止され、業種名、特定施設名及び号番号、記号について回答があった有害物質使用特定施設を抜粋し累計している。

(続き)

(件数：複数回答有)

有害物質使用特定施設 (業種名、特定施設名)	施設数	VOC(第一種)													重金属等(第二種)										農薬等(第三種)				
		クロロエチレン	四塩化炭素	一・二ジクロロエタン	一・一ジクロロエチレン	一・二ジクロロプロペン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	一・一・一トリクロロエタン	一・一・二トリクロロエタン	トリクロロエチレン	ペンゼン	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	アルキル水銀	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ほう素及びその化合物	シマジン	チオベンカルブ	チウラム	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	有機りん化合物		
科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場	洗浄施設	136	6	66	41	15	15	11	72	26	21	15	33	70	56	71	90	74	1	72	75	71	102	101	6	5	10	7	14
	焼入れ施設	1	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	1	1	1	0	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0
産業廃棄物処理	産業廃棄物処理施設	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	産業廃棄物処理施設	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
前各号を除く	洗浄施設	20	3	0	0	3	3	0	6	4	0	0	8	0	0	2	2	0	0	1	2	1	1	1	0	0	0	0	0
前各号を除く	蒸留施設	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
し尿処理	し尿処理施設	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0
前2号を除く	排水処理施設	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		412	20	82	54	29	29	11	100	77	25	15	65	92	60	150	164	98	1	95	126	79	191	187	6	5	10	10	14

注) 令和2年度に法第3条第1項及び第8項に基づき報告された調査結果であって、業種名、特定施設名について回答があった有害物質使用特定施設を抜粋し集計している。

3) 法第3条第8項に基づく調査結果報告の届出面積

令和2年度に法第3条第8項に基づく調査結果が報告された事例における届出面積別の調査結果報告件数を表3-4に示す。届出面積は「900 m²以上 3,000 m²未満」、「3,000 m²以上 5,000 m²未満」、「7,000 m²以上 10,000 m²未満」の順に多かった。また、調査結果報告件数234件の平均面積は7,426 m²、中央値は3,922 m²、最大面積は146,000 m²であった。

表 3-4 面積別の法第3条第8項に基づく調査結果報告件数（令和2年度）

届出面積 (m ²)	調査結果報告件数			
		人為等由来 汚染調査	自然由来 汚染調査	水面埋立て土砂由来 汚染調査
0 < S < 900	17	17	0	0
900 ≤ S < 3,000	81	81	0	1
3,000 ≤ S < 5,000	37	37	0	0
5,000 ≤ S < 7,000	23	23	0	0
7,000 ≤ S < 10,000	28	27	1	0
10,000 ≤ S < 15,000	21	19	2	0
15,000 ≤ S < 30,000	20	20	0	0
30,000 ≤ S < 50,000	5	5	0	0
50,000 ≤ S < 100,000	1	1	0	0
100,000m ² 以上	1	1	0	0
合計	234	231	3	1
平均面積 (m ²)	7,426	7,376	11,245	2,380
中央面積(中央値) (m ²)	3,922	3,888	10,018	2,380
最大面積 (m ²)	146,000	146,000	14,417	2,380
合計面積 (m ²)	1,737,625	1,703,890	33,735	2,380

注1) 900 m²未満の面積における形質変更の届出理由の例

工事計画全体面積は900 m²以上であるが、一部の土地において工事工期にずれが生じ、その一部の土地から形質変更の届出が提出されたため、届出面積が900 m²未満となった。

注2) 汚染のおそれの由来に応じた区分については、1つの調査結果報告に対し、複数の由来に区分された事例もある。

3.1.2 法第4条に基づく調査

法第4条調査の調査義務発生の契機となる形質変更の届出件数、調査命令発出件数及び調査結果報告件数を表3-5に示す。令和2年度における法第4条第1項に基づく形質変更の届出件数は15,525件であり、うち、法第4条第3項に基づく調査命令の発出件数は52件であった。また、法第4条第2項に基づく調査結果報告件数545件のうち、現に有害物質使用特定施設等が設置されている工場又は事業場の敷地であった場合は85件であり、基準不適合の件数は181件であった。法第4条第3項に基づく調査結果報告件数82件のうち、現に有害物質使用特定施設等が設置されている工場又は事業場の敷地であった場合は21件であり、基準不適合の件数は28件であった。

表3-5 形質変更の届出件数、調査命令発出件数及び調査結果報告件数

(件数)

年度	形質変更の届出件数	調査命令発出件数	第4条第2項調査結果報告件数		第4条第3項調査結果報告件数	
				うち、現に有害物質使用特定施設等が設置されている工場又は事業場の敷地の場合		うち、現に有害物質使用特定施設等が設置されている工場又は事業場の敷地の場合
平成22年度	10,815	270	-	-	226 (156)	-
平成23年度	9,525	180	-	-	199 (110)	-
平成24年度	9,949	126	-	-	143 (61)	-
平成25年度	10,848	142	-	-	150 (48)	-
平成26年度	10,602	164	-	-	154 (68)	-
平成27年度	10,650	118	-	-	130 (43)	-
平成28年度	10,946	118	-	-	119 (52)	-
平成29年度	10,741	154	-	-	170 (52)	-
平成30年度	10,800	91	354 (93)	-	106 (39)	-
令和元年度	11,227	79	401 (141)	-	101 (32)	-
令和2年度	15,525	52	545 (181)	85	82 (28)	21
累計	121,628	1,494	1,300 (415)	85	1,580 (689)	21

注1) 「調査命令発出件数」は、当該年度に形質変更の届出がなされたもののうち、調査命令が発出された件数である。

注2) () 内の数値は、基準不適合の件数を示す。

注3) 「調査結果報告件数」は、1つの調査対象地において、複数回にわたって調査結果が報告された事例や前年度に調査命令が発出され調査結果が報告された事例も含む。

注4) 法第4条第2項及び第3項に基づく調査結果報告件数のうち、「現に有害物質使用特定施設等が設置されている工場又は事業場の敷地の場合の件数」については、令和2年度から調査している。

令和2年度に法第4条第2項及び第3項に基づく調査結果が報告された事例における届出面積別の調査結果報告件数を表3-6に示す。届出面積は「3,000㎡以上5,000㎡未満」、「900㎡以上3,000㎡未満」、「5,000㎡以上7,000㎡未満」の順に多かった。また、調査結果報告件数627件の平均面積は20,489㎡、中央値は6,537㎡、最大面積は1,414,040㎡であった。

表3-6 面積別の法第4条第2項及び第3項に基づく調査結果報告件数（令和2年度）

届出面積(㎡)	調査結果報告件数			
		人為等由来 汚染調査	自然由来 汚染調査	水面埋立て土砂由来 汚染調査
0 < S < 900	50	49	2	0
900 ≤ S < 3,000	86	84	1	1
3,000 ≤ S < 5,000	113	112	2	0
5,000 ≤ S < 7,000	83	81	1	2
7,000 ≤ S < 10,000	78	77	1	0
10,000 ≤ S < 15,000	73	73	0	0
15,000 ≤ S < 30,000	75	72	4	0
30,000 ≤ S < 50,000	35	35	1	0
50,000 ≤ S < 100,000	10	9	1	0
100,000㎡以上	24	21	3	0
合計	627	613	16	3
平均面積(㎡)	20,489	19,653	52,946	4,613
中央面積(中央値)(㎡)	6,537	6,534	17,244	5,200
最大面積(㎡)	1,414,040	1,414,040	367,400	5,954
合計面積(㎡)	12,846,562	12,047,281	847,139	13,840

注1) 3,000㎡未満の面積における形質変更の届出理由の例

工事計画全体面積は3,000㎡以上であるが、用地取得等に伴い一部の土地において工事工期にずれが生じ、その一部の土地から形質変更の届出が提出されたため、届出面積が3,000㎡未満となった。

注2) 汚染のおそれの由来に応じた区分については、1つの調査結果報告に対し、複数の由来に区分された事例もある。

表 3-4 と表 3-6 を統合した、令和 2 年度に土地の形質の変更に伴う調査結果（法第 3 条第 8 項並びに法第 4 条第 2 項及び第 3 項に基づく調査結果）が報告された事例における届出面積別の調査結果報告件数を表 3-7 に示す。届出面積は「900 m²以上 3,000 m²未満」が最も多く、次に「3,000 m²以上 5,000 m²未満」、その次に「5,000 m²以上 7,000 m²未満」と「7,000 m²以上 10,000 m²未満」が同件数であった。また、調査結果報告件数 861 件の平均面積は 16,955 m²、中央値は 5,742 m²、最大面積は 1,414,040 m²であった。

表 3-7 面積別の土地の形質の変更に伴う調査結果報告件数（令和 2 年度）

(件数)

届出面積 (m ²)	調査結果報告件数			
		人為等由来 汚染調査	自然由来 汚染調査	水面埋立て土砂由来 汚染調査
0 < S < 900	67	66	2	0
900 ≤ S < 3,000	167	165	1	2
3,000 ≤ S < 5,000	150	149	2	0
5,000 ≤ S < 7,000	106	104	1	2
7,000 ≤ S < 10,000	106	104	2	0
10,000 ≤ S < 15,000	94	92	2	0
15,000 ≤ S < 30,000	95	92	4	0
30,000 ≤ S < 50,000	40	40	1	0
50,000 ≤ S < 100,000	11	10	1	0
100,000m ² 以上	25	22	3	0
合計	861	844	19	4
平均面積 (m ²)	16,955	16,309	46,362	4,055
中央面積(中央値) (m ²)	5,742	5,722	14,417	3,943
最大面積 (m ²)	1,414,040	1,414,040	367,400	5,954
合計面積 (m ²)	14,581,387	13,748,371	880,874	16,220

注) 汚染のおそれの由来に応じた区分については、1つの調査結果報告に対し、複数の由来に区分された事例もある。

3.1.3 法第5条に基づく調査

令和2年度における法第5条調査の調査命令の発出契機別の調査結果の報告件数を表3-8に示す。調査結果の報告件数は0件であった。

表3-8 法第5条調査の調査命令の発出契機別の調査結果報告件数

(件数：複数回答有)

法第5条調査命令の発出契機	調査結果報告件数		基準不適合事例		VOC (第一種) 不適合		重金属等 (第二種) 不適合		農薬など (第三種) 不適合		複合汚染	
	R2	累計	R2	累計	R2	累計	R2	累計	R2	累計	R2	累計
	行政による調査	0	(3)	0	(2)	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0
土壌汚染対策法に基づく立入検査	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	0	(0)
条例等に基づく立入検査	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
その他の法に基づく立入検査	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	0	(0)
行政による任意の土壌汚染調査	0	(1)	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
水濁法に基づく測定計画による地下水調査	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
測定計画外の地下水調査	0	(2)	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
水濁法に基づく測定計画による公共用水域調査	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
測定計画外の公共用水域調査	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
事業者等による調査	0	(4)	0	(2)	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(0)
条例等に基づく土壌汚染調査	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
その他の土壌汚染調査	0	(4)	0	(2)	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(0)
回答事例件数	0	(6)	0	(4)	0	(2)	0	(2)	0	(0)	0	(0)

注) () 内の数値は、法施行日(平成15年2月15日)からの累計件数である。

3.1.4 深さの限定を行った事例

令和2年度における法第3条第8項、法第4条第2項及び第3項に基づく調査において、深さの限定を行った報告件数を表3-9に示す。

表3-9 深さの限定を行った件数(令和2年度)

(深さの限定を行った件数：複数回答有)

深さの限定の有無		法第3条 第8項調査	法第4条 第2、3項調査	合計
深さの限定を行った	試料採取等の対象としなかった 単位区画がある	7	4	11
	試料採取の対象としなかった 土壌がある	12	19	31
深さの限定を行わなかった		217	605	822
合計		236	628	864
調査結果報告件数		234	627	861

3.1.5 調査の省略を行った事例

令和2年度における法第3条、法第4条、法第5条、法第14条及び処理業省令第13条に基づく調査において、規則第11条に基づき、調査を省略した段階別の報告件数を表3-10に示す。

表3-10 調査を省略した段階別件数（令和2年度）

調査を省略した段階	(件数)					
	法第3条調査	法第4条調査	法第5条調査	法第14条調査	処理業省令第13条調査	合計
特定有害物質の種類を省略	1	2	0	10	0	13
おそれの区分の分類を省略	1	4	0	5	0	10
試料採取等を行う区画の選定を省略	4	0	0	14	0	18
試料採取等を行う区画の選定後に省略	1	1	0	27	0	29
試料採取等の実施を省略	13	4	0	23	0	40
うち土壌ガス調査又は地下水調査	0	2	0	2	0	4
うち土壌ガスが検出された場合のボーリング調査	9	1	0	7	0	17
うち30m格子内の汚染範囲確定のための追加的試料採取	4	1	0	14	0	19
合計	20	11	0	79	0	110
調査結果報告件数	497	627	0	217	1	1,342

3.1.6 試料採取等対象物質

令和2年度における法第3条、法第4条、法第5条、法第14条及び処理業省令第13条に基づく調査の試料採取等対象物質を表3-11に示す。VOCでは「ベンゼン」が最も多く、次に「クロロエチレン」と「1,1-ジクロロエチレン」が同件数であった。重金属等では「鉛及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」、「六価クロム化合物」の順に多かった。農薬等では「ポリ塩化ビフェニル（PCB）」、「有機りん化合物」、「チウラム」の順に多かった。

表3-11 調査の契機別の試料採取等対象物質

調査の契機	VOC(第一種)														重金属等(第二種)										農薬等(第三種)					
	クロロエチレン	四塩化炭素	一・二-ジクロロエタン	一・一-ジクロロエチレン	一・二-ジクロロエチレン	一・三-ジクロロプロペン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	一・一-トリクロロエタン	一・一・二-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	ベンゼン	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	アルキル水銀	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ほう素及びその化合物	シマジン	チオベンカルブ	チウラム	ポリ塩化ビフェニル（PCB）	有機りん化合物			
法第3条調査	316	197	211	316	281	139	276	251	221	148	297	257	221	322	308	230	37	197	309	226	325	320	102	97	106	140	115			
法第4条調査	297	261	247	296	285	194	315	242	253	211	295	395	292	386	319	317	28	268	443	327	380	377	106	108	111	202	124			
法第5条調査	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
法第14条申請	90	84	81	91	87	67	94	78	80	71	88	111	95	116	100	104	26	95	170	150	170	119	35	34	37	70	35			
処理業省令第13条調査	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0			
令和2年度	703	542	539	703	653	400	685	571	554	430	680	763	609	825	727	651	91	561	923	704	876	817	243	239	254	412	274			
累計	2,128	3,524	3,377	5,185	5,130	2,809	4,434	4,317	3,800	2,980	5,069	4,863	4,135	6,072	5,116	4,394	1,507	3,706	6,684	4,811	6,076	5,634	1,548	1,532	1,618	2,775	1,764			

注1) 累計は、法施行日（平成15年2月15日）からの数値である。ただし、処理業省令第13条に基づく調査における試料採取等対象物質の件数は令和元年度より計上している。

注2) 1,2-ジクロロエチレンの累計は、令和元年度までのシス-1,2-ジクロロエチレンの累計件数（3,900件）も含む。

3.2 区域の指定について

3.2.1 要措置区域等の指定状況

1) 調査の契機別及び特定有害物質の種類別の要措置区域等指定件数

令和2年度に指定された要措置区域等の指定件数を調査の契機別及び特定有害物質の種類別に表3-13及び図3-1に示す。VOCのみ基準不適合の件数は38件、重金属等のみ基準不適合の件数は415件、農薬等のみ基準不適合の件数は0件、複合汚染（VOC、重金属等、農薬等のいずれか2種類以上の基準不適合）の件数は65件であった。

表3-13 調査の契機別及び特定有害物質の種類別の要措置区域等指定件数（令和2年度）

区域指定に至る調査の契機	(件数)						
	要措置区域指定件数	形質変更時要届出区域指定件数	指定件数	VOC(第一種)不適合	重金属等(第二種)不適合	農薬等(第三種)不適合	複合汚染
法第3条	34	134	168	29	118	0	21
法第4条	14	161	175	5	161	0	9
法第5条	0	0	0	0	0	0	0
法第14条	11	156	167	4	131	0	32
法第3条・法第14条	1	4	5	0	3	0	2
法第4条・法第14条	0	2	2	0	1	0	1
処理業省令第13条	0	1	1	0	1	0	0
合計	60	458	518	38	415	0	65

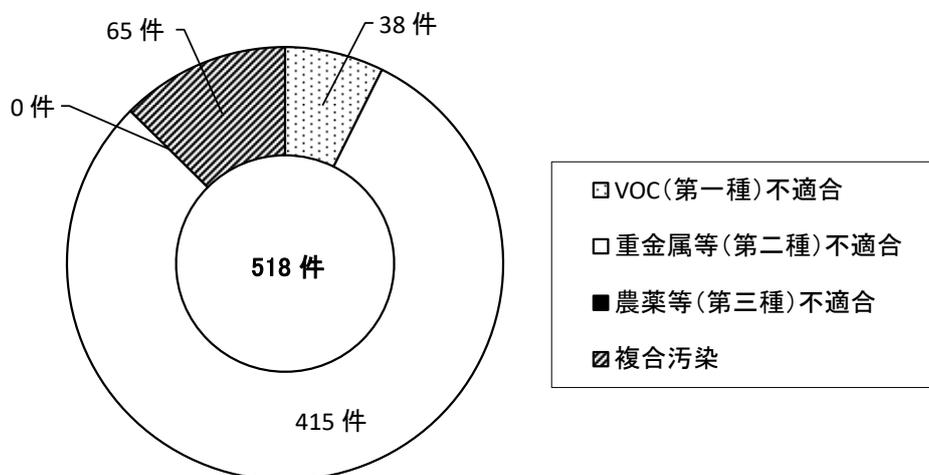


図3-1 特定有害物質の種類別の要措置区域等指定件数（令和2年度）

2) 都道府県・政令市別の要措置区域等指定件数

令和2年度に指定された要措置区域等の指定件数を都道府県・政令市別に表3-14に示す。
要措置区域等の指定件数は「関東地区」、「近畿地区」、「中部地区」の順に多かった。

表3-14 都道府県・政令市別の要措置区域等指定件数（令和2年度）

(件数)

都道府県・政令市		調査結果報告件数	要措置区域指定件数	形質変更時要届出区域指定件数	指定件数	VOC(第一種)不適合	重金属等(第二種)不適合	農業等(第三種)不適合	複合汚染
北海道地区	北海道	5	1	4	5	1	4	0	0
	札幌市	17	4	7	11	2	8	0	1
	函館市	0	0	0	0	0	0	0	0
	旭川市	2	1	1	2	1	1	0	0
	計	24	6	12	18	4	13	0	1
東北地区	青森県	2	0	0	0	0	0	0	0
	青森市	3	0	3	3	0	3	0	0
	八戸市	0	0	1	1	0	0	0	1
	岩手県	8	2	2	4	0	4	0	0
	盛岡市	1	0	0	0	0	0	0	0
	宮城県	11	0	3	3	0	2	0	1
	仙台市	15	0	4	4	0	3	0	1
	秋田県	1	0	0	0	0	0	0	0
	秋田市	4	0	2	2	0	2	0	0
	山形県	5	0	1	1	0	1	0	0
	山形市	1	0	1	1	0	1	0	0
	福島県	17	0	5	5	0	5	0	0
	福島市	0	0	1	1	0	1	0	0
	郡山市	3	0	1	1	0	1	0	0
いわき市	3	0	0	0	0	0	0	0	
計	74	2	24	26	0	23	0	3	
関東地区	茨城県	14	0	2	2	0	2	0	0
	水戸市	1	1	0	1	0	0	0	1
	つくば市	15	0	4	4	0	4	0	0
	栃木県	18	3	5	8	0	8	0	0
	宇都宮市	3	0	0	0	0	0	0	0
	群馬県	18	0	3	3	0	3	0	0
	前橋市	3	0	0	0	0	0	0	0
	高崎市	3	0	2	2	0	2	0	0
	伊勢崎市	3	0	1	1	0	0	0	1
	太田市	4	0	1	1	0	1	0	0
	埼玉県	28	3	9	12	1	11	0	0
	さいたま市	5	0	1	1	1	0	0	0
	川越市	3	0	1	1	0	0	0	1
	川口市	4	1	2	3	0	3	0	0
	所沢市	2	0	1	1	1	0	0	0
	草加市	2	1	1	2	1	1	0	0
	越谷市	1	0	1	1	0	1	0	0
	春日部市	1	0	1	1	0	1	0	0
	熊谷市	1	0	0	0	0	0	0	0
	千葉県	18	0	4	4	0	4	0	0
	千葉市	11	2	5	7	0	7	0	0
	市川市	6	1	4	5	1	3	0	1
	船橋市	4	1	3	4	0	4	0	0
	松戸市	1	1	1	2	0	2	0	0
	柏市	3	1	3	4	0	4	0	0
	市原市	8	0	3	3	0	1	0	2
	東京都	189	9	67	76	8	63	0	5
	八王子市	8	0	3	3	0	3	0	0
	町田市	1	0	0	0	0	0	0	0
	神奈川県	17	1	3	4	0	4	0	0
横浜市	30	0	12	12	3	6	0	3	
川崎市	8	0	6	6	0	4	0	2	

(続き)

(件数)

都道府県 ・ 政令市	調査結果 報告件数								
		要措置区域 指定件数	形質変更時 要届出区域 指定件数	指定件数	VOC (第一種) 不適合	重金属等 (第二種) 不適合	農業等 (第三種) 不適合	複合汚染	
関東地区	相模原市	14	0	2	2	0	2	0	0
	横須賀市	2	0	1	1	0	0	0	1
	厚木市	1	0	0	0	0	0	0	0
	平塚市	15	0	1	1	0	1	0	0
	藤沢市	9	0	2	2	0	2	0	0
	小田原市	10	0	0	0	0	0	0	0
	茅ヶ崎市	1	0	0	0	0	0	0	0
	大和市	0	0	0	0	0	0	0	0
	新潟県	13	1	7	8	2	6	0	0
	新潟市	8	0	4	4	0	3	0	1
	長岡市	3	0	1	1	0	1	0	0
	上越市	2	0	2	2	0	1	0	1
	山梨県	1	0	0	0	0	0	0	0
	甲府市	7	1	5	6	1	5	0	0
	静岡県	21	1	1	2	1	1	0	0
	静岡市	7	3	5	8	0	6	0	2
	浜松市	12	1	2	3	1	1	0	1
	沼津市	1	0	0	0	0	0	0	0
富士市	1	0	0	0	0	0	0	0	
計	561	32	182	214	21	171	0	22	
中部地区	富山県	3	1	0	1	0	0	0	1
	富山市	5	0	0	0	0	0	0	0
	石川県	1	0	0	0	0	0	0	0
	金沢市	2	0	0	0	0	0	0	0
	福井県	3	0	4	4	0	4	0	0
	福井市	0	0	0	0	0	0	0	0
	長野県	11	2	4	6	1	4	0	1
	長野市	2	0	0	0	0	0	0	0
	松本市	4	0	2	2	0	2	0	0
	岐阜県	14	0	0	0	0	0	0	0
	岐阜市	8	2	1	3	0	2	0	1
	愛知県	39	2	10	12	1	10	0	1
	名古屋市	35	3	20	23	0	18	0	5
	豊橋市	0	0	0	0	0	0	0	0
	岡崎市	4	0	1	1	0	1	0	0
	一宮市	6	1	0	1	0	1	0	0
	春日井市	2	0	1	1	0	1	0	0
	豊田市	4	0	0	0	0	0	0	0
三重県	18	0	5	5	0	4	0	1	
四日市市	8	0	1	1	0	1	0	0	
計	169	11	49	60	2	48	0	10	
近畿地区	滋賀県	26	0	8	8	1	7	0	0
	大津市	2	0	2	2	0	2	0	0
	京都府	17	1	10	11	0	9	0	2
	京都市	14	4	13	17	0	17	0	0
	大阪府	32	1	9	10	2	5	0	3
	大阪市	42	0	29	29	1	24	0	4
	堺市	11	0	5	5	0	4	0	1
	岸和田市	1	0	0	0	0	0	0	0
	豊中市	5	0	3	3	1	2	0	0
	吹田市	8	0	4	4	0	4	0	0
	高槻市	3	0	1	1	0	0	0	1
	枚方市	4	0	4	4	0	4	0	0
	茨木市	6	0	4	4	0	4	0	0
	八尾市	3	0	1	1	0	1	0	0
	寝屋川市	0	0	0	0	0	0	0	0
	東大阪市	2	0	2	2	0	2	0	0
	兵庫県	18	0	10	10	0	9	0	1
	神戸市	5	0	1	1	0	1	0	0
姫路市	12	0	6	6	0	4	0	2	
尼崎市	9	0	4	4	1	2	0	1	

(続き)

(件数)

都道府県 ・ 政令市	調査結果 報告件数	要措置区域 指定件数	形質変更時 要届出区域 指定件数	指定件数	VOC (第一種) 不適合	重金属等 (第二種) 不適合	農業等 (第三種) 不適合	複合汚染	
近畿地区	明石市	6	0	1	1	0	1	0	0
	西宮市	2	0	1	1	0	0	0	1
	加古川市	0	0	0	0	0	0	0	0
	宝塚市	0	0	0	0	0	0	0	0
	奈良県	2	0	2	2	0	2	0	0
	奈良市	0	0	0	0	0	0	0	0
	和歌山県	11	0	2	2	0	2	0	0
	和歌山市	1	0	0	0	0	0	0	0
計	242	6	122	128	6	106	0	16	
中国 四国地区	鳥取県	0	0	0	0	0	0	0	0
	鳥取市	0	0	0	0	0	0	0	0
	島根県	7	0	2	2	0	2	0	0
	松江市	6	0	5	5	2	3	0	0
	岡山県	12	0	3	3	0	3	0	0
	岡山市	3	0	2	2	0	2	0	0
	倉敷市	11	0	5	5	0	3	0	2
	広島県	6	0	3	3	0	3	0	0
	広島市	12	0	3	3	1	2	0	0
	呉市	0	0	0	0	0	0	0	0
	福山市	1	0	0	0	0	0	0	0
	山口県	32	0	13	13	0	8	0	5
	下関市	0	0	0	0	0	0	0	0
	徳島県	15	0	1	1	0	1	0	0
	徳島市	1	0	0	0	0	0	0	0
	香川県	9	0	0	0	0	0	0	0
	高松市	2	0	0	0	0	0	0	0
	愛媛県	18	0	0	0	0	0	0	0
	松山市	6	0	0	0	0	0	0	0
	高知県	0	0	0	0	0	0	0	0
高知市	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	141	0	37	37	3	27	0	7	
九州地区	福岡県	19	0	6	6	1	5	0	0
	北九州市	22	0	8	8	0	4	0	4
	福岡市	27	1	3	4	0	4	0	0
	久留米市	1	1	1	2	0	2	0	0
	佐賀県	2	0	1	1	0	1	0	0
	佐賀市	3	1	1	2	0	2	0	0
	長崎県	6	0	1	1	0	1	0	0
	長崎市	8	0	2	2	0	1	0	1
	佐世保市	1	0	0	0	0	0	0	0
	熊本県	5	0	0	0	0	0	0	0
	熊本市	5	0	2	2	0	2	0	0
	大分県	1	0	1	1	0	1	0	0
	大分市	10	0	2	2	0	2	0	0
	宮崎県	4	0	2	2	0	2	0	0
	宮崎市	0	0	0	0	0	0	0	0
	鹿児島県	10	0	1	1	0	1	0	0
	鹿児島市	2	0	1	1	0	1	0	0
	沖縄県	5	0	0	0	0	0	0	0
那覇市	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	131	3	32	35	1	29	0	5	
合計	1342	60	458	518	37	417	0	64	

注1) 地区の区分は地方環境事務所の管轄地区に従って表記した。

注2) 「調査結果報告件数」は、法第3条、法第4条、法第5条、法第14条及び処理業省令第13条に基づく調査結果報告件数である。

注3) 要措置区域等指定件数は、法第3条調査及び法第14条調査、法第4条調査及び法第14条調査、それぞれ双方の調査結果から区域指定された事例も含む。

3.2.2 要措置区域等における基準不適合物質

令和2年度に指定された要措置区域等において、基準不適合であった特定有害物質を表3-15、図3-2及び図3-3に示す。VOCでは「テトラクロロエチレン」が最も多く、次に「クロロエチレン」と「トリクロロエチレン」が同数であった。重金属等では「鉛及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」、「砒素及びその化合物」の順に多かった。累計においては、VOCでは「テトラクロロエチレン」、「トリクロロエチレン」、「シス-1,2-ジクロロエチレン^{*}」の順に多かった。重金属等では、「鉛及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」、「砒素及びその化合物」の順に多かった。

^{*}：平成31年4月1日以降はトランス-1,2-ジクロロエチレンとの和、「1,2-ジクロロエチレン」が特定有害物質として指定されている。

表 3-15 特定有害物質別の要措置区域等指定件数

(件数：複数回答有)

要措置区域等指定件数 区域指定に至る基準不適合の契機		特定有害物質																											
		VOC(第一種)													重金属等(第二種)							農薬等(第三種)							
		クロロエチレン	四塩化炭素	一・二-ジクロロエタン	一・一-ジクロロエチレン	一・二-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン	一・三-ジクロロプロペン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	一・一-トリクロロエタン	一・二-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	ベンゼン	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	アルキル水銀	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ほう素及びその化合物	シマジン	チオベンカルブ	チウラム	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	有機りん化合物
要措置区域指定件数	R2	5	0	0	2	6	0	0	1	13	0	0	7	5	3	18	6	9	0	0	26	22	15	5	0	0	0	0	0
	累計	(17)	(5)	(2)	(29)	(10)	(84)	(1)	(7)	(171)	(13)	(2)	(139)	(43)	(25)	(238)	(50)	(56)	(0)	(23)	(286)	(184)	(266)	(88)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)
形質変更時 要届出区域指定件数	R2	37	16	15	20	33	0	12	18	33	14	13	35	35	24	86	36	49	0	25	280	199	220	57	6	6	6	10	6
	累計	(110)	(100)	(99)	(154)	(57)	(262)	(84)	(109)	(320)	(112)	(92)	(343)	(231)	(205)	(831)	(444)	(503)	(21)	(279)	(2,948)	(1,728)	(2,091)	(496)	(47)	(44)	(43)	(80)	(46)
指定件数	R2	42	16	15	22	39	0	12	19	46	14	13	42	40	27	104	42	58	0	25	306	221	235	62	6	6	6	10	6
	累計	(127)	(106)	(102)	(194)	(67)	(404)	(85)	(128)	(561)	(127)	(95)	(557)	(278)	(236)	(1,201)	(545)	(583)	(22)	(306)	(3,360)	(1,948)	(2,463)	(650)	(47)	(44)	(43)	(82)	(46)
土壌溶出量	R2	32	6	5	11	27	0	4	7	35	6	5	29	23	24	104	40	57	0	24	197	219	234	62	6	6	6	10	6
	累計	(109)	(82)	(72)	(132)	(51)	(389)	(62)	(92)	(496)	(83)	(63)	(459)	(231)	(209)	(1,157)	(515)	(556)	(5)	(286)	(2,567)	(1,936)	(2,446)	(624)	(44)	(41)	(40)	(75)	(43)
土壌含有量	R2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	22	27	20	23	0	13	237	44	46	26	-	-	-	-	-
	累計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(172)	(489)	(303)	(343)	(1)	(164)	(2,884)	(820)	(1,072)	(337)	-	-	-	-	-
土壌ガス調査	R2	16	13	13	16	19	0	10	15	20	12	10	22	25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	累計	(38)	(56)	(52)	(111)	(38)	(212)	(43)	(62)	(283)	(76)	(51)	(293)	(166)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

- 注1) 指定件数の累計には平成15年施行法の指定区域を含むため、要措置区域と形質変更時要届出区域の累計の合計と一致しない。
- 注2) 1件の事例で同一の特定有害物質であっても、①土壌溶出量が基準不適合であって、土壌ガス調査においても検出された場合や、②土壌溶出量、土壌含有量ともに基準不適合であった場合があるため、土壌溶出量、土壌含有量、土壌ガス調査の合計は、指定件数と一致しない。
- 注3) 1つの指定区域に対し、複数の調査結果が報告された事例があるため、指定件数よりも土壌溶出量、土壌含有量及び土壌ガス調査のそれぞれの件数が大きくなる場合がある。
- 注4) シス-1,2-ジクロロエチレンについては、平成31年3月31日以前に当該物質を区域指定対象物質として要措置区域等に指定され、調査年度に要措置区域を解除し形質変更時要届出区域に指定された場合、又は形質変更時要届出区域を解除し要措置区域に指定された場合には、シス-1,2-ジクロロエチレンのみの指定になるため、集計の対象としている。

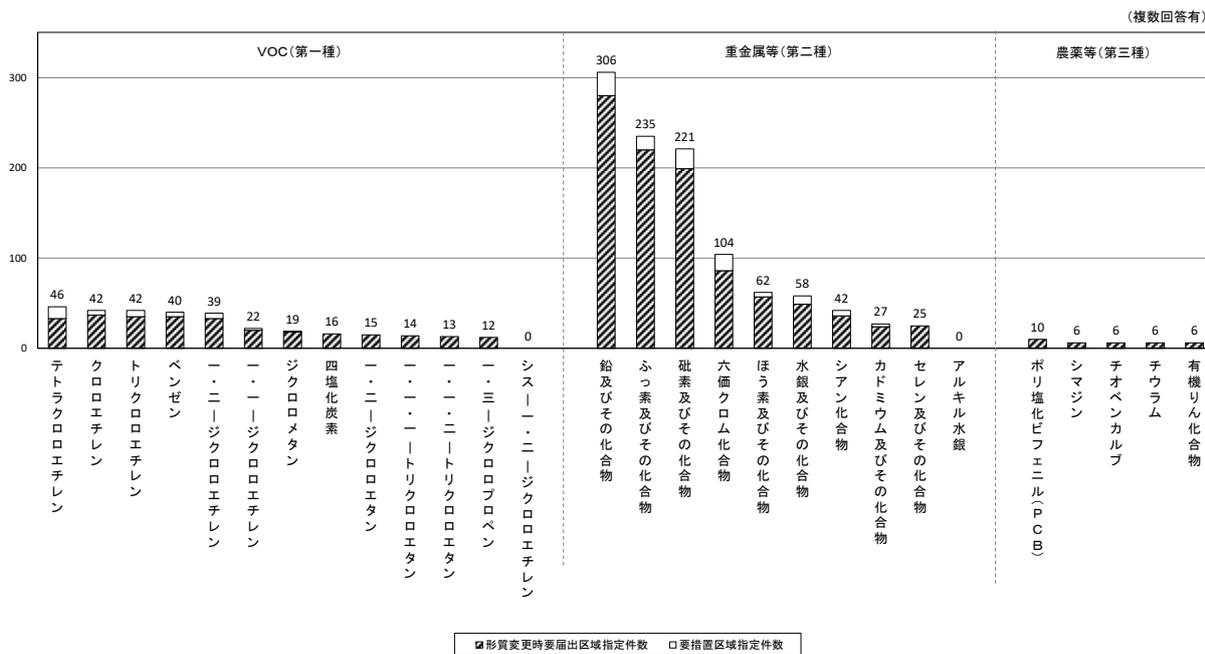


図 3-2 特定有害物質別の要措置区域等指定件数 (令和 2 年度)

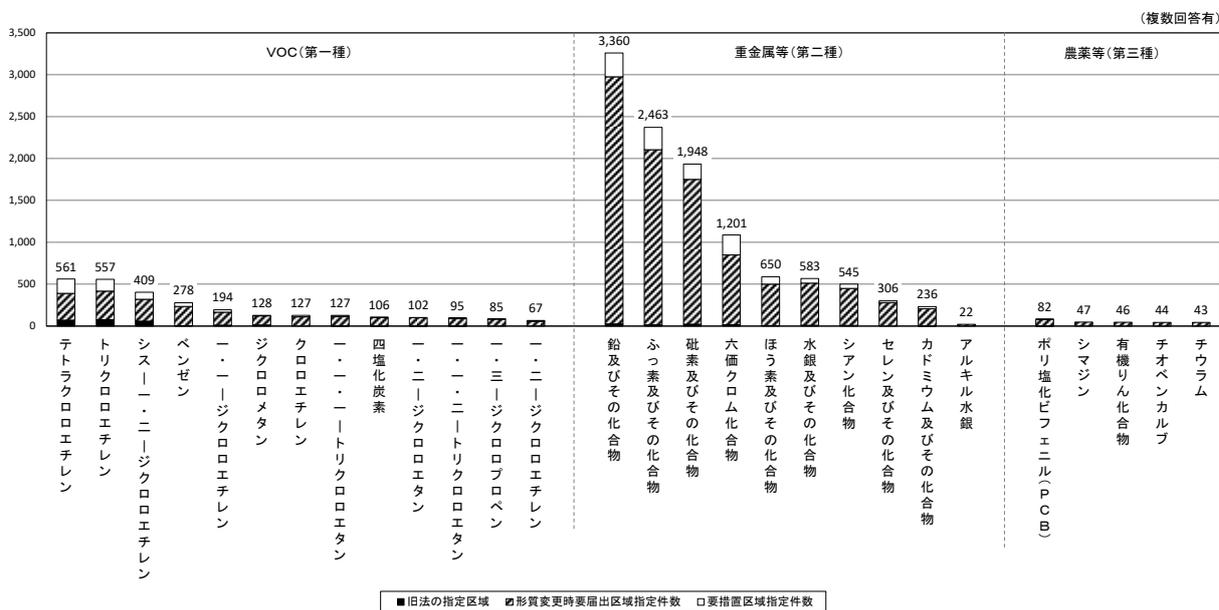


図 3-3 特定有害物質別の要措置区域等指定件数 (累計)

3.2.4 汚染の規模（面積・深度）

令和2年度に指定された要措置区域等において、汚染の規模（基準不適合面積及び汚染到達深度）を表3-17、図3-4及び表3-18、図3-5に示す。

1) 基準不適合面積

令和2年度に指定された要措置区域等の基準不適合面積について、表3-17及び図3-4に示す。基準不適合面積は「200 m²以上 500 m²未満」、「1,000 m²以上 3,000 m²未満」、「100 m²以上 200 m²未満」の順に多かった。

表3-17 基準不適合面積（令和2年度）

基準不適合面積 (m ²)	要措置区域 指定件数		形質変更時 要届出区域 指定件数		指定件数		VOC (第一種) 不適合		重金属等 (第二種) 不適合		農業等 (第三種) 不適合		複合汚染	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
0 ≤ s < 20	0	0%	3	1%	3	1%	0	0%	3	1%	0	0%	0	0%
20 ≤ s < 50	4	7%	13	3%	17	3%	4	11%	12	3%	0	0%	1	2%
50 ≤ s < 100	7	12%	27	6%	34	7%	9	24%	22	5%	0	0%	3	5%
100 ≤ s < 200	14	23%	75	16%	89	17%	10	27%	78	19%	0	0%	1	2%
200 ≤ s < 500	14	23%	84	18%	98	19%	9	24%	81	19%	0	0%	8	13%
500 ≤ s < 1,000	10	17%	70	15%	80	15%	2	5%	69	17%	0	0%	9	14%
1,000 ≤ s < 3,000	11	18%	85	19%	96	19%	3	8%	82	20%	0	0%	11	17%
3,000 ≤ s < 5,000	0	0%	25	5%	25	5%	0	0%	19	5%	0	0%	6	9%
5,000 ≤ s < 10,000	0	0%	31	7%	31	6%	0	0%	25	6%	0	0%	6	9%
10,000m ² 以上	0	0%	45	10%	45	9%	0	0%	26	6%	0	0%	19	30%
小計	60	-	458	-	518	-	37	-	417	-	0	-	64	-
不明件数	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
回答事例数	60	-	458	-	518	-	37	-	417	-	0	-	64	-
平均面積(m ²)	546		8,590		7,658		310		6,472		0		19,631	
最大面積(m ²)	2,958		1,152,127		1,152,127		2,101		1,152,127		0		371,547	
合計面積(m ²)	32,750		3,934,027		3,966,777		11,461		2,698,940		0		1,256,376	

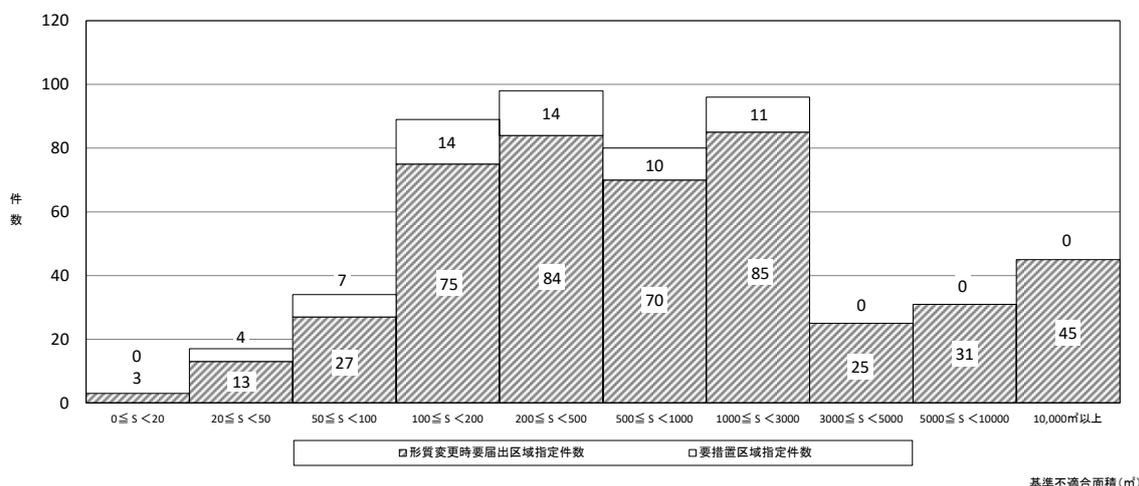


図3-4 基準不適合面積（令和2年度）

2) 汚染到達深度

令和2年度に指定された要措置区域等の汚染到達深度について、表 3-18 及び図 3-5 に示す。汚染到達深度は「0.5m以上1m未満」、「1m以上2m未満」、「2m以上3m未満」の順に多かった。

表 3-18 汚染到達深度（令和2年度）

汚染到達深度 (m) (基準不適合最大深度)	要措置区域 指定件数		形質変更時 要届出区域 指定件数		指定件数		VOC (第一種) 不適合		重金属等 (第二種) 不適合		農薬等 (第三種) 不適合		複合汚染	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
0 ≤ D < 0.5	0	0%	2	1%	2	1%	1	3%	1	0%	0	0%	0	0%
0.5 ≤ D < 1	13	26%	72	27%	85	27%	4	13%	79	31%	0	0%	2	7%
1 ≤ D < 2	12	24%	46	17%	58	19%	1	3%	54	21%	0	0%	3	11%
2 ≤ D < 3	8	16%	40	15%	48	15%	5	16%	41	16%	0	0%	2	7%
3 ≤ D < 4	2	4%	37	14%	39	12%	2	6%	29	11%	0	0%	8	30%
4 ≤ D < 5	6	12%	16	6%	22	7%	4	13%	14	6%	0	0%	4	15%
5 ≤ D < 10	9	18%	34	13%	43	14%	14	44%	24	9%	0	0%	5	19%
10 ≤ D < 15	0	0%	16	6%	16	5%	1	3%	12	5%	0	0%	3	11%
15m 以上	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
小計	50	-	263	-	313	-	32	-	254	-	0	-	27	-
不明件数	10	-	195	-	205	-	5	-	163	-	0	-	37	-
回答事例数	60	-	458	-	518	-	37	-	417	-	0	-	64	-
平均深度(m)	2.4		2.8		2.8		4.1		2.4		0.0		4.6	
最深深度(m)	9.0		12.0		12.0		12.0		10.0		0.0		10.0	
合計深度(m)	122.0		748.0		870.0		132.0		615.0		0.0		123.0	

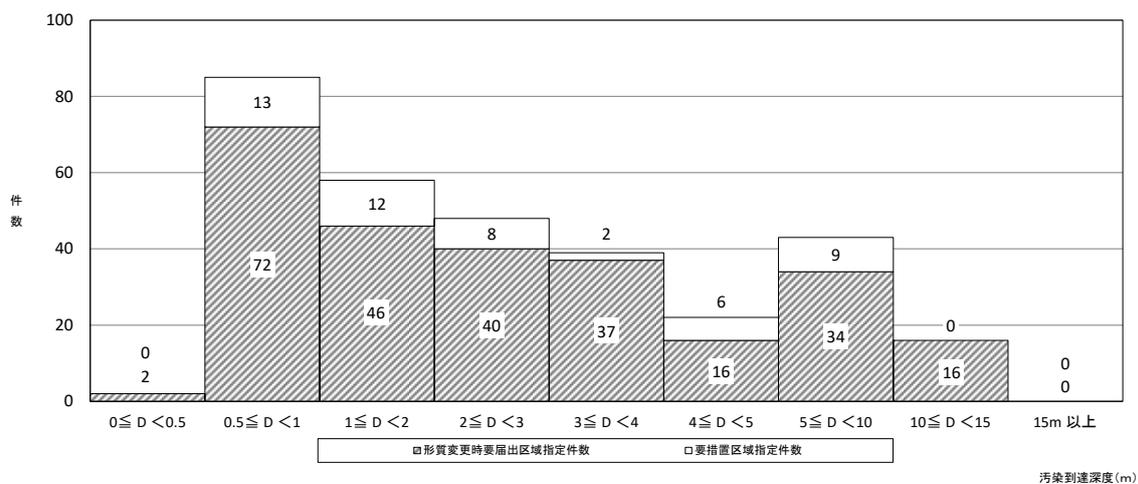


図 3-5 汚染到達深度（令和2年度）

3.2.5 摂取経路ごとの土壌汚染の状況と到達距離の設定状況

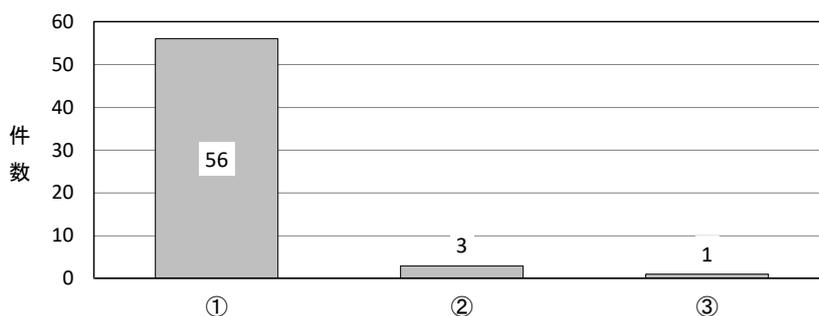
令和2年度に指定された要措置区域において、摂取経路ごとの土壌汚染の状況を表3-19及び図3-6に示す。土壌溶出量基準のみ不適合である件数は56件であり、うち、摂取経路が「周辺での地下水の飲用利用等がある」は53件（95%）であった。土壌含有量基準のみ不適合である件数は3件であり、土壌溶出量基準、土壌含有量基準いずれにも不適合である件数は1件であった。

なお、地下水汚染が到達する可能性のある距離（到達距離）の設定にあたって、採用した値を表3-20に示す。

表3-19 摂取経路でみた場合の土壌汚染の状況（令和2年度）

（件数：複数回答有）

摂取経路・土壌汚染の状況	要措置区域 指定件数	VOC (第一種) 不適合	重金属等 (第二種) 不適合	農業等 (第三種) 不適合	複合汚染
① 土壌溶出量基準のみ不適合の事例	56	15	35	0	6
周辺での地下水の飲用利用等がある	53	14	34	0	5
水道事業用の井戸がある	2	1	1	0	0
災害時の飲用井戸がある	1	0	1	0	0
公共用水域がある	0	0	0	0	0
その他	1	0	0	0	1
② 土壌含有量基準のみ不適合の事例	3	0	3	0	0
当該土地に人が立ち入ることができる	3	0	3	0	0
その他	0	0	0	0	0
③ 土壌溶出量基準・土壌含有量基準いずれにも不適合の事例	1	0	1	0	0
周辺での地下水の飲用利用等がある	1	0	1	0	0
水道事業用の井戸がある	0	0	0	0	0
災害時の飲用井戸がある	0	0	0	0	0
公共用水域がある	0	0	0	0	0
当該土地に人が立ち入ることができる	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
回答事例数	60	15	39	0	6



注) ①～③は下記番号を示す。

- ① 土壌溶出量基準のみ不適合の事例
- ② 土壌含有量基準のみ不適合の事例
- ③ 土壌溶出量基準、土壌含有量基準いずれにも不適合の事例

図3-6 摂取経路でみた場合の土壌汚染の状況の区分（令和2年度）

表 3-20 到達距離の設定に採用した値（令和 2 年度）

到達距離	件数
地下水の流向・流速等や地下水質の測定結果に基づき設定した値	0
環境省計算ツールによる算出値	7
一般値	50

注) 要措置区域に指定された 60 件のうち、3 件が直接摂取のリスクにより指定されたため、到達距離の設定は 57 件であった。

3.2.6 汚染除去等計画書の提出状況と目標土壌溶出量及び目標地下水濃度の設定状況

令和 2 年度における汚染除去等計画書の提出状況と目標土壌溶出量及び目標地下水濃度の設定状況を表 3-21 に示す。提出された汚染除去等計画書 76 件のうち、目標土壌溶出量及び目標地下水濃度を設定した件数は 10 件であった。

表 3-21 目標土壌溶出量及び目標地下水濃度の設定状況（令和 2 年度）

項目	件数	
汚染除去等計画書の提出	76	
目標土壌溶出量 目標地下水濃度 の設定	有	10
	無	66

4. 措置事例

4.1 地下水汚染の有無

令和2年度に指定された要措置区域における地下水汚染の有無を表4-1に示す。地下水汚染のある要措置区域は16件（27%）であった。

表4-1 要措置区域における地下水汚染の有無（令和2年度）

地下水汚染の有無	要措置区域 指定件数	VOC (第一種) 不適合	重金属 (第二種) 不適合	農薬等 (第三種) 不適合	複合汚染
地下水汚染がある	16	12	2	0	2
地下水汚染がない	44	3	37	0	4
合計	60	15	39	0	6

4.2 指示措置の内容

令和2年度に提出された76件の汚染除去等計画書に基づいた要措置区域における指示措置の内容の件数を指定に係る特定有害物質の種類別に表4-2に示す。地下水の摂取等によるリスクに対する指示措置は「地下水の水質の測定」が最も多く、直接摂取によるリスクに対する指示措置は「盛土」が最も多かった。

また、同計画書に基づいた指示措置と実施措置の関係を表4-3及び表4-4に示す。地下水の摂取等によるリスクにおいて、指示措置が「地下水の水質の測定」であり、実施措置の計画が「地下水の水質の測定」の事例が最も多かった。直接摂取によるリスクにおいては、指示措置が「盛土」であり、実施措置の計画が「舗装」の事例が最も多かった。

表4-2 指示措置の内容

指示措置		措置の 指示件数		VOC (第一種) 不適合		重金属等 (第二種) 不適合		農薬等 (第三種) 不適合		複合汚染	
				R2	累計	R2	累計	R2	累計	R2	累計
		R2	累計	R2	累計	R2	累計	R2	累計	R2	累計
地下水 の 摂取 等 による リスク	地下水の水質の測定	51	(546)	2	(85)	41	(391)	0	(0)	8	(70)
	原位置封じ込め又は遮水工封じ込め	24	(151)	14	(80)	6	(30)	0	(0)	4	(41)
	遮断工封じ込め	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(1)
	合計	75	(698)	16	(165)	47	(421)	0	(0)	12	(112)
直接 摂取 による リスク	盛土	3	(39)	-	-	3	(33)	-	-	0	(6)
	土壌入れ換え	0	(6)	-	-	0	(6)	-	-	0	(0)
	土壌汚染の除去	0	(18)	-	-	0	(16)	-	-	0	(2)
	合計	3	(63)	-	-	3	(55)	-	-	0	(8)

注1) 1つの要措置区域に対し、複数の措置が指示されることがあるため、「指示措置の件数」は汚染除去等計画書の提出件数と一致しない。

注2) 指示措置は規則別表第6に定める「講ずべき汚染の除去等の措置」である。

注3) ()内の数値は、平成22年度からの累計件数である。

表 4-3 地下水の摂取等によるリスクに係る指示措置と汚染除去等計画書における実施措置の件数

(件数：複数回答有)

指示措置	実施措置		地下水の水質の測定		原位置封じ込め		遮水工封じ込め		地下水汚染の拡大の防止		土壌汚染の除去				遮断工封じ込め		不溶化			
	R2	累計	R2	累計	R2	累計	R2	累計	R2	累計	掘削除去		原位置浄化による除去		R2	累計	原位置不溶化		不溶化埋め戻し	
											R2	累計	R2	累計			R2	累計	R2	累計
地下水の水質の測定	51	(86)	28	(39)	0	(1)	0	(0)	0	(1)	22	(46)	2	(3)	0	(0)	0	(2)	0	(0)
原位置封じ込め又は遮水工封じ込め	24	(30)	2	(4)	1	(2)	1	(1)	4	(6)	15	(17)	8	(9)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
遮断工封じ込め	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)

- 注 1) 1つの要措置区域に対し、複数の措置が指示されることに加え、複数の措置が実施されるため、「指示措置の件数」と「実施措置の件数」は一致しない。
 注 2) 指示措置は規則別表第 6 に定める「講ずべき汚染の除去等の措置」、実施措置は「環境省令で定める汚染の除去等の措置」である。
 注 3) 累計は平成 29 年改正法による第二段階施行がなされた令和元年度からの累計件数である。

【 参考 地下水の摂取等によるリスクに係る指示措置と実施した措置の平成 30 年度までの累計件数 】

(件数：複数回答有)

指示措置	実施した措置		地下水の水質の測定	原位置封じ込め	遮水工封じ込め	地下水汚染の拡大の防止	土壌汚染の除去		遮断工封じ込め	不溶化	
	H30までの累計	H30までの累計					掘削除去	原位置浄化による除去		原位置不溶化	不溶化埋め戻し
			H30までの累計	H30までの累計	H30までの累計	H30までの累計			H30までの累計		
地下水の水質の測定	460	121	2	0	0	265	18	0	1	3	
原位置封じ込め又は遮水工封じ込め	121	13	2	1	10	39	40	0	1	0	
遮断工封じ込め	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	

- 注 1) 1つの要措置区域に対し、複数の措置が指示されることに加え、複数の措置が実施されるため、「指示措置の件数」と「実施した措置の件数」は一致しない。
 注 2) 指示措置は規則別表第 6 に定める「講ずべき汚染の除去等の措置」、実施した措置は「環境省令で定める汚染の除去等の措置」である。
 注 3) 平成 22 年度から平成 29 年改正法による第二段階施行前 (H31. 4. 1 前) の平成 30 年度までの累計件数である。

表 4-4 直接摂取によるリスクに係る指示措置と汚染除去等計画書における実施措置の件数

(件数：複数回答有)

指示措置	実施措置		舗装		立入禁止		土壌入替え				盛土		土壌汚染の除去			
	R2	累計	R2	累計	R2	累計	区域外 土壌入替え		区域内 土壌入替え		R2	累計	掘削除去		原位置浄化 による除去	
							R2	累計	R2	累計			R2	累計	R2	累計
盛土	3	(7)	3	(5)	1	(1)	0	(0)	0	(0)	1	(1)	0	(4)	0	(0)
土壌入替え	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
土壌汚染の除去	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(1)	0	(0)

- 注 1) 1つの要措置区域に対し、複数の措置が指示されることに加え、複数の措置が実施されるため、「指示措置の件数」と「実施措置の件数」は一致しない。
 注 2) 指示措置は規則別表第 6 に定める「講ずべき汚染の除去等の措置」、実施措置は「環境省令で定める汚染の除去等の措置」である。
 注 3) 累計は平成 29 年改正法による第二段階施行がなされた令和元年度からの累計件数である。

【 参考 直接摂取によるリスクに係る指示措置と実施した措置の平成 30 年度までの累計件数 】

(件数：複数回答有)

指示措置	実施した措置		舗装	立入禁止	土壌入替え		盛土	土壌汚染の除去	
	H30までの累計	H30までの累計			区域外 土壌入替え	区域内 土壌入替え		掘削除去	原位置浄化 による除去
			H30までの累計	H30までの累計	H30までの累計	H30までの累計	H30までの累計	H30までの累計	
盛土	32	7	4	0	0	4	12	1	
土壌入替え	6	0	1	0	2	0	1	0	
土壌汚染の除去	18	0	0	0	0	0	16	0	

- 注 1) 1つの要措置区域に対し、複数の措置が指示されることに加え、複数の措置が実施されるため、「指示措置の件数」と「実施した措置の件数」は一致しない。
 注 2) 指示措置は規則別表第 6 に定める「講ずべき汚染の除去等の措置」、実施した措置は「環境省令で定める汚染の除去等の措置」である。
 注 3) 平成 22 年度から平成 29 年改正法による第二段階施行前(H31. 4. 1 前)の平成 30 年度までの累計件数である。

4.3 実施措置の種類

令和2年度に提出された工事完了報告書、実施措置完了報告書及びそれらに準じた報告書に基づいた実施措置の種類の内数を指定に係る特定有害物質の種類別に表4-5に示す。実施措置の種類は「掘削除去」、「原位置浄化」、「舗装」の順に多かった。

表4-5 実施措置の種類

(件数：複数回答有)

実施措置の種類		要措置区域 実施措置実施件数		形質変更時 要届出区域 実施措置実施件数		実施措置実施件数		VOC (第一種) 不適合		重金属等 (第二種) 不適合		農薬等 (第三種) 不適合		複合汚染		
		R2	累計	R2	累計	R2	累計	R2	累計	R2	累計	R2	累計	R2	累計	
地下水の リスク の 掘取等 による	地下水の水質の測定	3	(236)	14	(275)	17	(511)	2	(57)	12	(384)	0	(0)	3	(70)	
	原位置封じ込め	2	(12)	0	(10)	2	(22)	1	(2)	0	(8)	0	(0)	1	(12)	
	遮水工封じ込め	1	(5)	1	(9)	2	(14)	1	(3)	1	(7)	0	(0)	0	(4)	
	地下水汚染の拡大の防止	3	(25)	1	(21)	4	(46)	3	(23)	1	(9)	0	(0)	0	(14)	
	遮断工封じ込め	1	(1)	0	(2)	1	(3)	1	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(1)	
	不溶化	原位置不溶化	1	(10)	1	(5)	2	(15)	1	(1)	1	(8)	0	(0)	0	(6)
	不溶化埋め戻し	0	(7)	2	(19)	2	(26)	0	(0)	2	(17)	0	(0)	0	(9)	
直接 掘取 による	舗装	1	(20)	26	(191)	27	(211)	0	(4)	21	(167)	0	(0)	6	(40)	
	立入禁止	2	(22)	5	(71)	7	(93)	1	(3)	6	(76)	0	(0)	0	(14)	
	土壌入換え	区域外土壌入換え	0	(5)	7	(46)	7	(51)	0	(1)	7	(44)	0	(0)	0	(6)
		区域内土壌入換え	0	(3)	2	(16)	2	(19)	0	(0)	2	(18)	0	(0)	0	(1)
	盛土	0	(4)	3	(79)	3	(83)	0	(1)	2	(62)	0	(0)	1	(20)	
土壌汚染の除去	掘削除去	91	(750)	449	(3,143)	540	(3,893)	15	(233)	413	(3,119)	0	(3)	112	(538)	
	原位置浄化	16	(148)	13	(115)	29	(263)	11	(138)	2	(28)	0	(1)	16	(96)	
	その他	2	(11)	35	(200)	37	(211)	1	(11)	26	(161)	0	(0)	10	(39)	
工事完了・実施措置完了報告書及びそれらに準じた報告書提出件数		105	(978)	515	(3,823)	620	(4,801)	26	(394)	458	(3,679)	0	(5)	136	(723)	

注1) 1つの要措置区域等に対し、複数の実施措置が実施されることがあるため、「工事完了・実施措置完了報告書及びそれらに準じた報告書提出件数」は要措置区域等の指定の解除件数と一致しない。

注2) () 内の数値は、平成22年度からの累計件数である。

4.4 措置実施率

令和2年度末までに指定された要措置区域における措置実施率を表4-6及び図4-1に示す。要措置区域指定累計件数(A)が779件に対し、要措置区域解除累計件数(B)が534件、要措置区域のうち、区域指定の解除がなされていない区域であって、措置を実施し完了していない(措置実施中の)区域件数(C)が140件であり、措置実施率((B+C)/A)は86.5%であった。

表4-6 措置実施率

項目	件数	%
要措置区域指定累計件数(A)	779	100.0%
措置実施件数(B+C)	674	86.5%
要措置区域解除累計件数(B)	534	68.5%
要措置区域のうち、区域指定の解除がなされていない区域であって、措置を実施し完了していない(措置実施中の)区域件数(C)	140	18.0%
措置未実施件数(A-(B+C))	105	13.5%

注) 要措置区域指定累計数 779 件のうち、平成 21 年改正法前に指定区域に指定され、改正法施行後、要措置区域に指定された 7 件を含む。

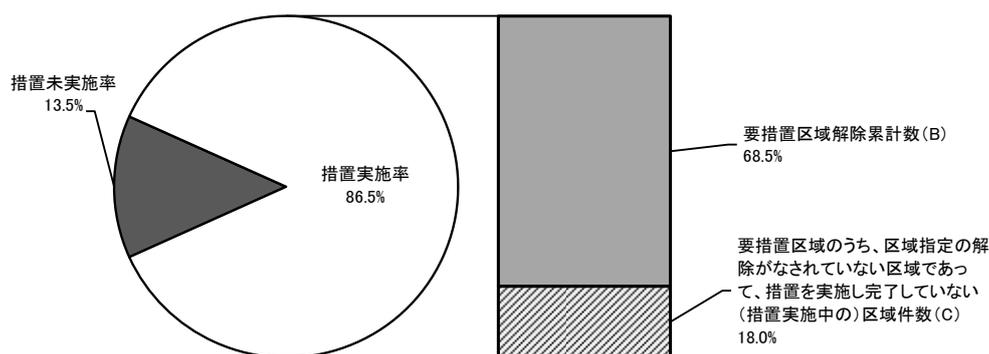


図4-1 措置実施率

4.5 臨海部特例区域

令和2年度における臨海部特例区域の状況を表4-7に示す。令和2年度に施行管理方針の確認により、臨海部特例区域として台帳に記載された件数は0件であり、令和2年度末時点における臨海部特例区域は1件である。

表4-7 臨海部特例区域の状況

項目	件数	
	R2	累計
施行管理方針の確認により、臨海部特例区域として台帳に記載した件数	0	(1)
うち、自然由来特例区域として指定されている件数	0	(0)
うち、埋立地特例区域として指定されている件数	0	(0)
うち、埋立地管理区域として指定されている件数	0	(1)
施行管理方針の確認の取消しにより、台帳の記載内容を修正(自然由来特例区域、埋立地特例区域、埋立地管理区域又は一般管理区域に修正)した件数	0	(0)
臨海部特例区域の区域数(当該年度末時点)	1	
うち、自然由来特例区域として指定されている件数	0	
うち、埋立地特例区域として指定されている件数	0	
うち、埋立地管理区域として指定されている件数	1	

注) () 内の数値は、令和元年度からの累計件数である。

4.6 国家戦略特区における特例措置を利用した認定調査の実施状況

国家戦略特別区域法に基づく特区においては、土壌の汚染状態が専ら自然に由来すると認められた土地である自然由来特例区域について、認定調査の試料採取等対象物質を区域指定対象物質に限定する特例が定められている。令和2年度における当該事例を表4-8に示す。1自治体において、計14件の認定調査が実施され、認定された土量の合計は224,131 m³であった。

表 4-8 国家戦略特区における特例措置を利用した認定調査の実施状況（令和2年度）

No.	自治体	調査種別 (件数)		試料採取等対象物質(件数)																							認定された土量 (m ³)			
		掘削前調査	掘削後調査	VOC(第一種)											重金属等(第二種)								農薬等(第三種)							
				クロロエチレン	四塩化炭素	一・二ジクロロエタン	一・一ジクロロエチレン	一・二ジクロロエチレン	一・三ジクロロプロペン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	一・一・一トリクロロエタン	一・一・二トリクロロエタン	トリクロロエチレン	ベンゼン	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	アルキル水銀	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ほう素及びその化合物	シマジン		チオベンカルブ	チウラム	ポリ塩化ビフェニル(PCB)
1	A	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	15,840
2	A	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	1,976
3	A	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	11,440
4	A	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	1,083
5	A	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	1,315
6	A	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	1	0	3,509
7	A	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	16,508
8	A	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	1,119
9	A	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	8,158
10	A	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	1	0	132,313
11	A	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	11,032
12	A	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	15,109
13	A	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	981
14	A	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	3,748
合計		14	0	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	7	14	14	10	0	0	0	2	0	224,131

4.7 汚染土壌の搬出及び処理の状況

1) 区域間移動及び飛び地間移動の事例

令和2年度において、区域間移動及び飛び地間移動における搬出された汚染土壌の特定有害物質による汚染状態を表4-9に示す。区域間移動は11件であり、搬出された汚染土壌の特定有害物質の汚染状態は「砒素及びその化合物」が最も多く、次に「鉛及びその化合物」と「ふっ素及びその化合物」が同件数であった。

また、飛び地間移動は36件であり、搬出された汚染土壌の特定有害物質の汚染状態は「ふっ素及びその化合物」、「鉛及びその化合物」、「砒素及びその化合物」の順に多かった。

なお、区域間移動により搬出した汚染土壌の全体量は約0.4万m³であり、飛び地間移動により搬出した汚染土壌の全体量は約31万m³であった。

表 4-9 区域間移動及び飛び地間移動による汚染土壌の特定有害物質による汚染状態

(件数：複数回答有)

搬出事例	搬出件数	VOC(第一種)														重金属等(第二種)								農業等(第三種)							
		クロロエチレン	四塩化炭素	一・二―ジクロロエタン	一・一―ジクロロエチレン	一・二―ジクロロエチレン	シス―一・二―ジクロロエチレン	一・三―ジクロロプロペン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	一・一・一―トリクロロエタン	一・一・二―トリクロロエタン	トリクロロエチレン	ベンゼン	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	アルキル水銀	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ほう素及びその化合物	シマジン	チオベンカルブ	チウラム	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	有機りん化合物		
区域間移動	R2	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	11	2	0	0	0	0	0	0	0
	累計	(26)	(0)	(8)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(8)	(8)	(8)	(8)	(11)	(0)	(8)	(11)	(22)	(12)	(9)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
飛び地間移動	R2	36	7	11	7	8	6	2	6	7	3	7	7	3	16	6	8	7	14	0	7	25	24	27	13	0	0	0	0	0	
	累計	(70)	(8)	(12)	(8)	(9)	(7)	(3)	(7)	(8)	(4)	(8)	(9)	(5)	(18)	(10)	(20)	(15)	(23)	(1)	(14)	(48)	(48)	(42)	(16)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)
合計	R2	47	7	11	7	8	6	2	6	7	3	7	7	3	16	6	8	7	15	0	7	27	35	29	13	0	0	0	0	0	
	累計	(96)	(8)	(20)	(8)	(9)	(7)	(3)	(7)	(8)	(4)	(8)	(9)	(5)	(26)	(18)	(28)	(23)	(34)	(1)	(22)	(59)	(70)	(54)	(25)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)

注1) () 内の数値は、制度が施行された令和元年度からの累計件数である。

注2) 法第16条第1項の届出に基づき集計している。

2) 汚染土壌の処理先と特定有害物質による汚染状態

令和2年度において、措置のうち掘削除去によって搬出された汚染土壌の処理先と特定有害物質による汚染状態を表4-10に示す。処理先は「浄化等処理施設」、「分別等処理施設」、「埋立処理施設」の順に多かった。汚染土壌の特定有害物質による汚染状態は「鉛及びその化合物」、「砒素及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」の順に多かった。

表 4-10 汚染土壌の処理先と特定有害物質による汚染状態

(件数：複数回答有)

処理先	処理件数	VOC(第一種)														重金属等(第二種)										農業等(第三種)				
		クロロエチレン	四塩化炭素	一・二―ジクロロエタン	一・一―ジクロロエチレン	一・二―ジクロロエチレン	シス―一・二―ジクロロエチレン	一・三―ジクロロプロペン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	一・一・一―トリクロロエタン	一・一・二―トリクロロエタン	トリクロロエチレン	ベンゼン	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	アルキル水銀	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ほう素及びその化合物	シマジン	チオベンカルブ	チウラム	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	有機りん化合物	
浄化等処理施設	R2	402	25	12	10	18	11	21	19	19	36	11	6	31	27	20	89	36	55	6	21	245	214	209	54	7	3	3	6	3
	累計	(2,474)	(50)	(33)	(28)	(73)	(17)	(181)	(26)	(36)	(232)	(30)	(16)	(211)	(135)	(113)	(550)	(255)	(293)	(15)	(117)	(1,498)	(912)	(1,022)	(265)	(12)	(9)	(8)	(18)	(9)
セメント製造施設	R2	28	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1	11	1	3	0	1	10	13	15	2	0	0	0	0	0
	累計	(636)	(1)	(2)	(1)	(7)	(0)	(15)	(0)	(2)	(37)	(2)	(0)	(27)	(13)	(12)	(107)	(23)	(46)	(0)	(29)	(360)	(194)	(262)	(53)	(1)	(1)	(1)	(4)	(1)
埋立処理施設	R2	32	1	1	1	1	1	0	1	1	2	1	1	1	3	1	8	5	16	0	2	21	15	16	4	1	1	1	2	1
	累計	(380)	(3)	(5)	(5)	(8)	(1)	(18)	(2)	(2)	(28)	(2)	(3)	(21)	(11)	(11)	(55)	(26)	(119)	(3)	(17)	(200)	(146)	(142)	(26)	(2)	(1)	(1)	(8)	(3)
分別等処理施設	R2	380	16	11	3	14	6	14	23	26	26	8	4	23	17	19	85	26	47	5	24	224	223	220	39	3	2	2	5	2
	累計	(1,771)	(39)	(22)	(8)	(39)	(10)	(67)	(26)	(31)	(92)	(22)	(10)	(110)	(66)	(78)	(413)	(154)	(174)	(11)	(89)	(1,172)	(716)	(831)	(173)	(7)	(4)	(3)	(10)	(4)
自然由来等土壌利用施設	R2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0
	累計	(4)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(4)	(3)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
合計	R2	844	42	24	14	33	18	35	43	46	65	20	11	55	48	41	193	68	121	11	48	502	467	462	99	11	6	6	13	6
	累計	(5,265)	(93)	(62)	(42)	(127)	(28)	(281)	(54)	(71)	(389)	(56)	(29)	(369)	(225)	(214)	(1,125)	(458)	(632)	(29)	(252)	(3,233)	(1,972)	(2,260)	(517)	(22)	(15)	(13)	(40)	(17)

注1) 1件の処理事例に対し、複数の基準不適合物質が含まれ、複数の汚染土壌処理施設に搬出する場合がある。

注2) ()内の数値は、平成22年度からの累計件数である。

注3) 法第16条第1項の届出に基づき集計しているため、汚染土壌処理施設によっては処理が可能ではない特定有害物質についても計上している。

3) 汚染土壌処理施設までの流れ

令和2年度における法対象土壌及び法対象外土壌のそれぞれの汚染土壌処理施設までの流れを図4-2に示す。法対象土壌は約235万トンであり、処理先としては分別等処理施設に約101万トン(43%)、浄化等処理施設(浄化・溶融)に約86万トン(37%)、自然由来等土壌利用施設に約22万トン(9%)の順に多かった。法対象外土壌は約309万トンであり、処理先としては分別等処理施設に約138万トン(45%)、浄化等処理施設(浄化・溶融)に約88万トン(28%)、セメント製造施設に約52万トン(17%)の順に多かった。

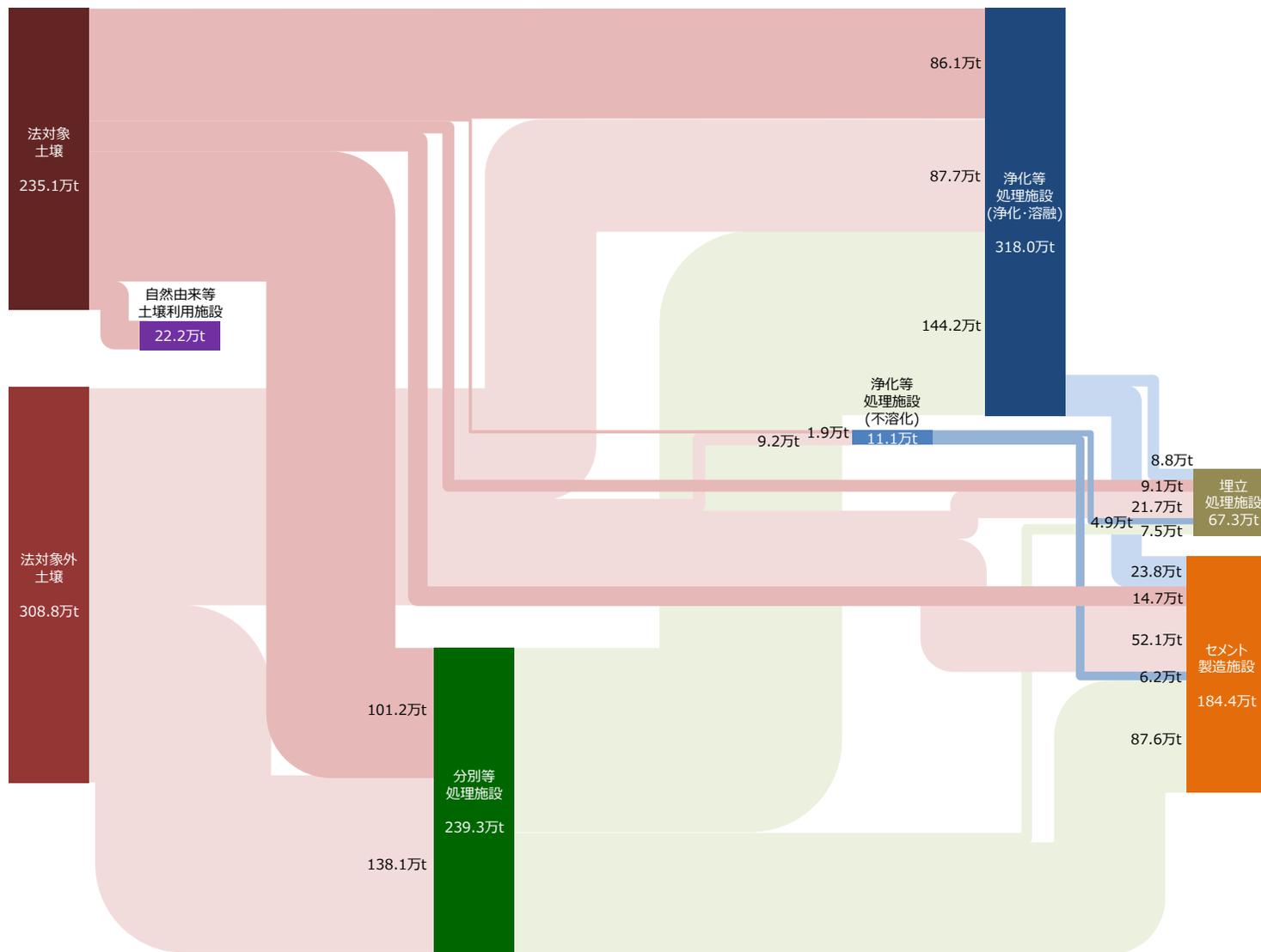


図 4-2 法対象土壤及び法対象外土壤のそれぞれの汚染土壤処理施設までの流れ（令和2年度）

2) 都道府県・政令市別の汚染土壌処理施設の許可状況

令和3年3月31日現在で許可されている汚染土壌処理施設の件数を都道府県・政令市別に表5-3に示す。許可されている浄化等処理施設は「関東地区」、セメント製造施設は「九州地区」、埋立処理施設は「近畿地区」、分別等処理施設は「関東地区」が最も多かった。なお、自然由来等土壌利用施設は「大阪市」及び「高知県」において許可されている。

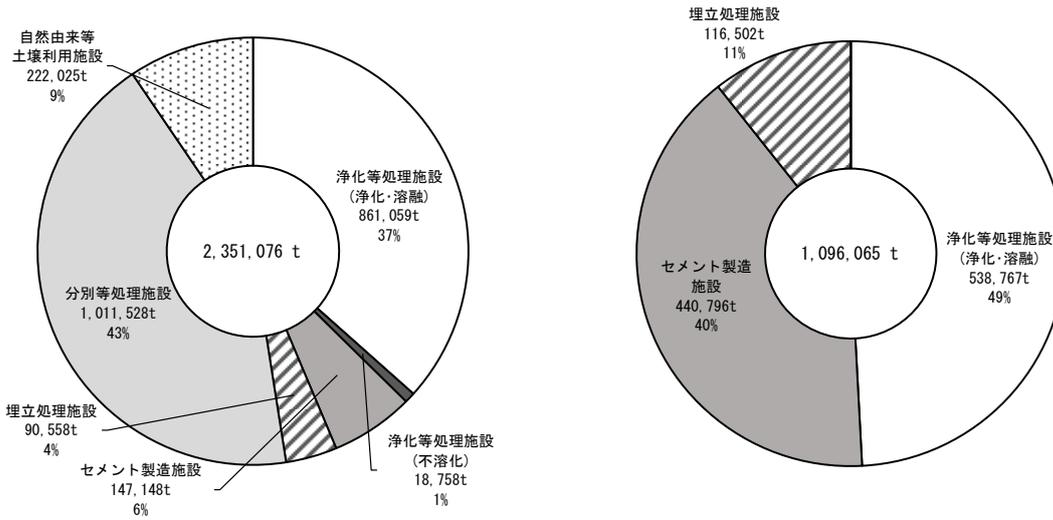
3) 汚染土壌処理施設で処理された土量

令和2年度に汚染土壌処理施設で処理された土量を図5-1に示す。

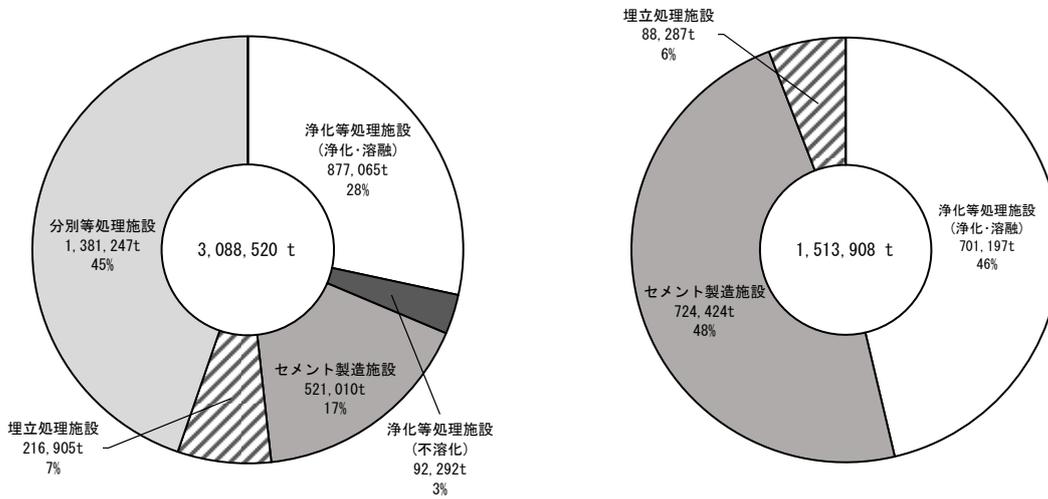
一次処理において、法対象土壌は約235万トン、法対象外土壌は約309万トン、合計は約544万トンであった。一次処理の内訳をみると、法対象土壌については、分別等処理施設は約101万トン(43%)、浄化等処理施設(浄化・溶融)は約86万トン(37%)、自然由来等土壌利用施設は約22万トン(9%)の順に多かった。法対象外土壌については、分別等処理施設は約138万トン(45%)、浄化等処理施設(浄化・溶融)は約88万トン(28%)、セメント製造施設は約52万トン(17%)の順に多かった。

二次処理において、法対象土壌は約110万トン、法対象外土壌は約151万トン、合計は約261万トンであった。二次処理の内訳をみると、法対象土壌については、浄化等処理施設(浄化・溶融)は約54万トン(49%)、セメント製造施設は約44万トン(40%)、埋立処理施設は約12万トン(11%)の順に多かった。法対象外土壌については、セメント製造施設は約72万トン(48%)、浄化等処理施設(浄化・溶融)は約70万トン(46%)、埋立処理施設は約9万トン(6%)の順に多かった。

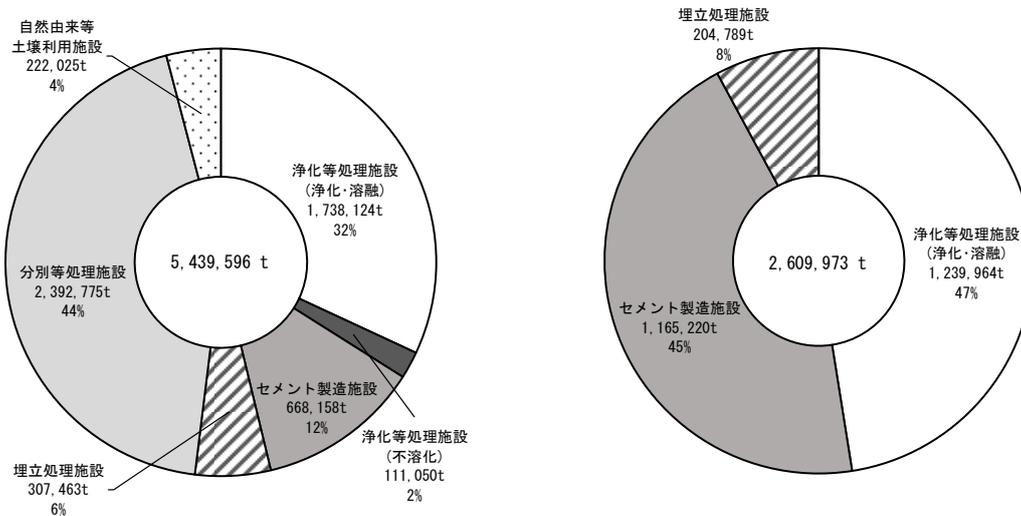
(ア) 法対象土壌 (左：一次処理、右：二次処理)



(イ) 法対象外土壌 (左：一次処理、右：二次処理)



(ウ) 合計 (左：一次処理、右：二次処理)



※各土量は、自治体が把握している処理量をまとめたもの

図 5-1 汚染土壌処理施設で処理された土量 (令和 2 年度)

4) 情報公開の状況

令和3年3月31日現在で汚染土壌処理業者の許可を受けた事業場122件のうち、ホームページ等により情報公開している内容とその事業場数を表5-4に示す。

表5-4 情報公開の内容及び事業場数

情報公開の内容		情報公開している事業場数	
許 可 情 報 に 関 す	処理方法	88	
	処理能力	80	
	処理する特定有害物質による汚染状態(物質)	71	
	処理する特定有害物質による汚染状態(濃度)	67	
実 績 に 関 す る 情 報	要措置区域等の所在地など	法対象	5
		法対象外	3
	特定有害物質による汚染状態(最大値)	法対象	8
		法対象外	6
	処理前土壌の重量	法対象	18
		法対象外	20
	処理方法	法対象	21
		法対象外	22
	処理後土壌の搬出量又はセメント製造における生産量	法対象	16
		法対象外	17
	処理後土壌の搬出量	法対象	6
		法対象外	5
	汚染土壌の受入日、処理終了日	法対象	6
		法対象外	6
	浄化確認調査結果	法対象	2
		法対象外	1
排水測定に係る事項		20	
下水測定に係る事項		1	
地下水測定に係る事項		21	
大気有害物質測定に係る事項		11	

6. 自治体の取組状況等

6.1 法対象外の事例を含めた土壌汚染調査事例

法に基づく事例に加え、条例・要綱等に基づくもの、自主的に行われたものなど、都道府県・政令市が把握している土壌汚染調査・対策事例を調査対象としてとりまとめた。

本調査結果のとりまとめにあたっては、土壌中の物質の濃度について何らかの調査（分析・測定）が行われた事例を「土壌汚染調査事例」と呼び、「土壌汚染調査事例」のうち土壌環境基準又は法の基準に適合しないことが判明した事例を「基準不適合事例」と呼ぶ。「土壌汚染調査事例」には土壌環境基準項目又は法の基準項目について調査（分析・測定）を行った事例のほか、それらの基準項目以外の物質について何らかの調査（分析・測定）を行った事例、法施行以前の土壌調査・測定事例も含まれる。

6.2 土壌汚染調査事例及び基準不適合事例数

令和2年度までに都道府県・政令市が把握した土壌汚染調査事例の累計は、土壌汚染調査事例が34,071件、基準不適合事例が15,472件であった。年度別の土壌汚染調査事例の件数を図6-1及び表6-1に示す。令和2度における土壌汚染調査事例の件数は2,698件、うち法対象事例の件数は1,342件であった。土壌汚染調査事例のうち基準不適合事例の件数は913件、うち法対象事例の件数は615件であった。

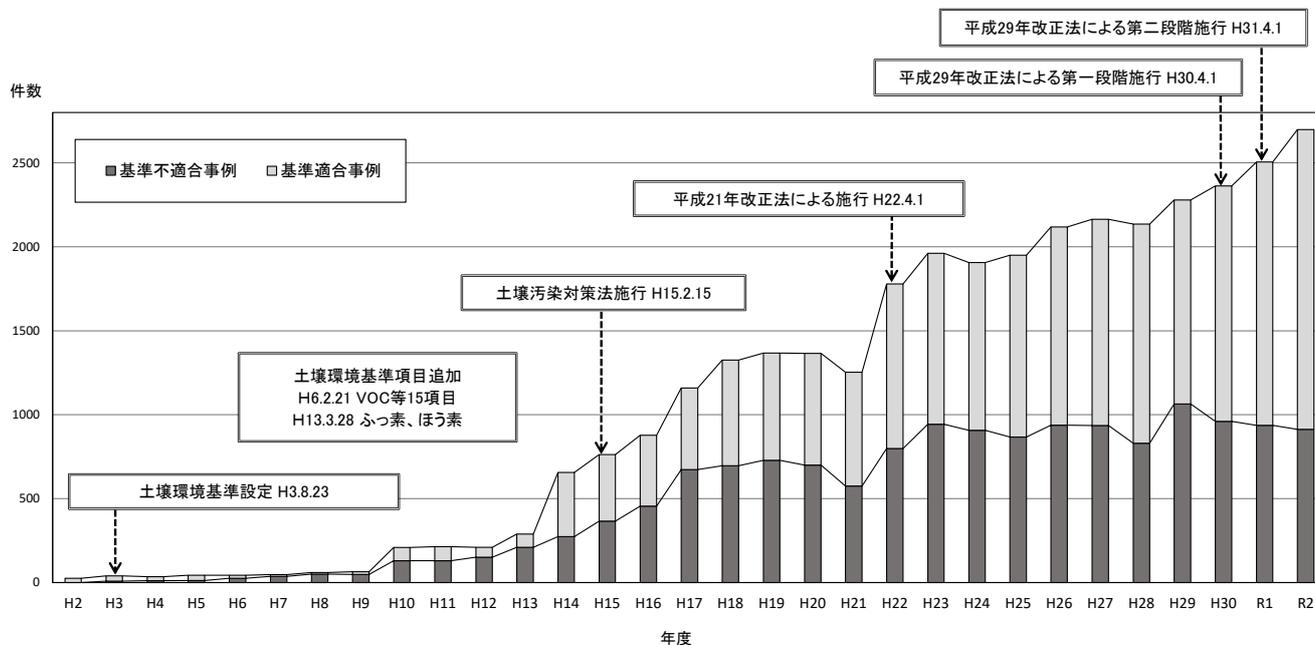


図 6-1 年度別の土壌汚染調査事例

表 6-1 年度別の土壌汚染調査事例

年度	S49 以前	S50	S51	S52	S53	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2
土壌汚染調査事例	2	7	6	2	10	5	3	10	2	18	10	18	12	14	27	22	26

年度	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
土壌汚染調査事例	40	35	44	44	47	60	64	209	213	210	289	656	762	877	1,159	1,326	1,367
うち法対象	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	90	164	185	265	244
基準不適合事例	8	11	13	25	37	50	48	130	130	151	210	274	366	456	673	696	728
うち法対象	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	21	43	48	77	81

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	累計
土壌汚染調査事例	1,366	1,253	1,778	1,961	1,906	1,950	2,118	2,164	2,135	2,279	2,362	2,505	2,698	34,071
うち法対象	240	299	519	685	690	688	826	754	831	839	1,051	1,257	1,342	10,969
基準不適合事例	700	575	798	943	907	867	938	935	930	1,064	960	936	913	15,472
うち法対象	71	94	275	468	488	479	586	527	615	578	601	613	615	6,280

注1) 各年度の集計基準は以下のとおり。

「土壌汚染調査事例」は、法対象事例は都道府県知事又は政令市長に土壌汚染状況調査の結果が報告された年度で整理し、法対象外事例は調査結果が判明した年度で整理している。

注2) 法対象の土壌汚染調査事例は平成15年施行法の施行規則附則第2条（経過措置）の適用件数を含む。

6.3 特定有害物質別の基準不適合事例

令和2年度及び平成3年度から令和2年度までの特定有害物質別の基準不適合事例の件数を表6-2、図6-2及び図6-3に示す。令和2年度の基準不適合事例においては、VOCでは「トリクロロエチレン」、「クロロエチレン」、「テトラクロロエチレン」の順に多く、重金属等では「鉛及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」、「砒素及びその化合物」の順に多かった。また、累計の基準不適合事例においては、VOCでは「トリクロロエチレン」、「テトラクロロエチレン」、「ベンゼン」の順に多く、重金属等では「鉛及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」、「砒素及びその化合物」の順に多かった。

表6-2 特定有害物質別の基準不適合事例

(件数：複数回答有)

年度・累計	特定有害物質																											
	VOC(第一種)							重金属等(第二種)							農業等(第三種)													
	クロロエチレン	四塩化炭素	一・二・ジクロロエタン	一・一・ジクロロエチレン	一・二・ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン	一・三・ジクロロプロペン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	一・一・一・トリクロロエタン	一・一・二・トリクロロエタン	トリクロロエチレン	ベンゼン	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	アルキル水銀	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ほう素及びその化合物	シマジン	チオベンカルブ	チウラム	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	有機りん化合物
R2	67	18	22	33	58	-	14	22	66	21	17	69	55	39	153	56	70	9	52	501	354	391	104	10	10	10	15	10
累計	218	175	207	441	106	1,082	112	254	1,391	288	163	1,556	1,174	454	2,298	1,031	1,257	66	636	7,952	4,655	5,444	1,108	70	71	67	181	75

注1) 累計は、土壤環境基準設定(平成3年8月23日)からの数値である。

注2) シス-1,2-ジクロロエチレンの累計は土壤環境基準設定(平成3年8月23日)から令和元年度までの累計件数である。

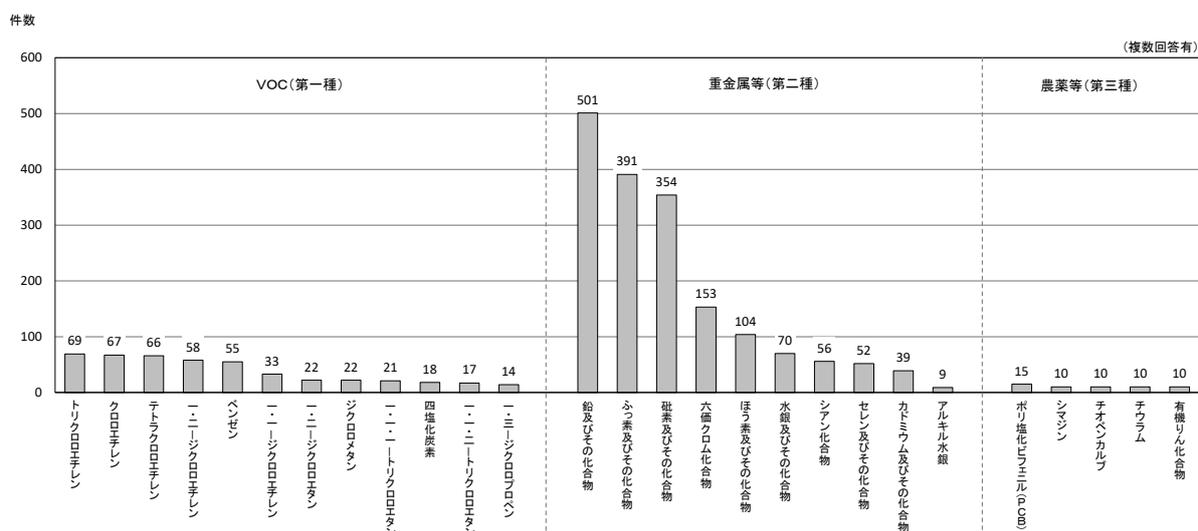
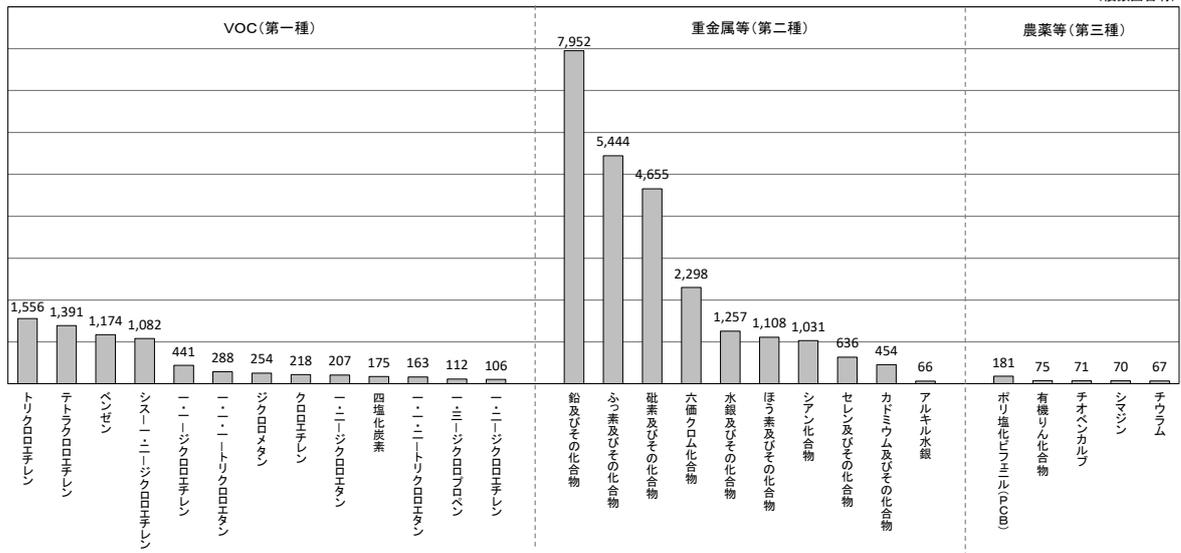


図6-2 特定有害物質別の基準不適合事例 (令和2年度)

件数

(複数回答有)



注)シス-1,2-ジクロロエチレンの累計は土壤環境基準設定(平成3年8月23日)から令和元年度までの累計値である。

図 6-3 特定有害物質別の基準不適合事例 (累計)

6.4 建設発生土等の土壤汚染の把握状況

平成 21 年改正された土壤汚染対策法が施行された平成 22 年 4 月以降に、自治体が建設発生土等の土壤汚染を把握した事例を表 6-3 に示す。自治体が建設発生土等の土壤汚染を把握した事例 149 件（41 自治体）のうち、条例に基づき土壤汚染が把握された事例は 38 件であり、条例に基づき対応がなされた。また、建設工事段階及び自主的な調査で土壤汚染が把握された事例は 92 件であり、うち、70 件については、法に準拠して対応がなされていた。

表 6-3 自治体が建設発生土等の土壤汚染を把握した事例
(平成 22 年 4 月～令和 3 年 3 月、太字は今回の調査で新規に報告があったもの)

自治体	事例数	内容	対応
A	1	着工後の自主調査で基準不適合が確認された。土壤汚染対策法に準じ土壤を運搬・処理するよう施工者に指導することで対応した。	法準拠
B	1	事業者の自主的な土壤調査で基準不適合が判明した。土壤汚染対策法に準じて処理施設への搬出処分を指導・実施した。	法準拠
C	13	<ul style="list-style-type: none"> ① 掘削した土壤について、砒素の溶出量基準超過(0.031mg/L)を確認。半径250m以内に飲用井戸がないことを確認。土壤汚染対策法に基づいた調査方法と土壤の適切な処理について情報提供した。 ② 杭打ち工事で発生した汚泥にて、砒素の溶出量基準超過(0.021mg/L)を確認。半径250m以内に飲用井戸がないことを確認。発生土については、汚染土壌処理業者で処理し、杭打ち工事以外の発生土は、全て場内処理する。 ③ 建設工事で発生した土壤にて砒素の溶出量基準超過(0.013mg/L)を確認。半径250m以内に飲用井戸がないことを確認。土壤汚染対策法に基づいた調査方法と土壤の適切な処理について情報提供した。 ④ 道路工事で発生した残土を搬出する前に調査した。土壤汚染対策法に準じて対処するよう助言した。 ⑤ 建設発生土の流用のために掘削後の土壤分析を実施した。不溶化処理を実施し、建材として利用する予定である。 ⑥ 建設発生土の流用のために掘削後の土壤分析を実施した。不溶化処理を実施し、埋め戻し及び外構工事に利用した。 ⑦ 建設工事の掘削土壤から、基準を超える砒素が検出されたとの報道があった。関係者から事情を聴取したところ、汚染土壌は不溶化処理され、埋め戻し材として利用する計画であることが明らかとなったことから、不溶化処理後の分析結果の提出を求め、基準を満たしていることを確認した。 ⑧ 市の災害復旧工事で発生した残土から、基準値を超過するヒ素が検出された。汚染土壌は、処理施設に搬出され、適正に処理された。 ⑨ 公共事業における泥状掘削土を残土処分の際、受入先からの要請で成分分析を実施し、自然由来で砒素が基準超過であることが判明した。基準超過の泥状掘削土は不溶化処理し、他の公共事業で再利用した。 ⑩ 残土処分の際、受入先からの要請で成分分析を実施し、自然由来で砒素が基準超過であることが判明した。基準超過の残土は産廃として処理した。 ⑪ 建設汚泥処理土の再利用にあたって成分分析を実施し、自然由来で砒素が基準超過であることが判明した。追加の自主調査を実施し、不溶化処理を行った上で同区域内で再利用した。 ⑫ 残土処分の際、受入先からの要請で成分分析を実施し、自然由来で砒素が基準超過であることが判明した。追加の自主調査を実施し、基準超過の残土は産廃として処理した。 ⑬ 太陽光発電事業の開発を進めていた際に廃棄物が土中にあることを発見した。自主的な土壤調査を実施したところ、すべて基準値以下であった。廃棄物混じり土は産廃処分した。 	<ul style="list-style-type: none"> ①法準拠 ②法準拠 ③法準拠 ④法準拠 ⑤法準拠 ⑥法準拠 ⑦法準拠 ⑧法準拠 ⑨- ⑩- ⑪- ⑫- ⑬-
D	1	事業者が自主的に建設発生土の調査を実施したものの。土壤汚染対策法に準じて対応している。	法準拠
E	3	<ul style="list-style-type: none"> ① 下水道工事により発生した残土を、他の現場の客土として利用するに当たり、土壤の分析を実施した結果、砒素の溶出量基準超過が発覚。県の産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例に基づき対応した。 ② 港湾埠頭の浚渫土で造成された土地の一部で、自主的に土壤調査をしたところ、ヒ素汚染(自然由来の可能性が高い)が確認された。敷地内に汚染土を埋め立て管理している。 ③ 4条の届出(有害物質使用履歴ないため、調査命令発出なし)を提出した土地造成の一部で、自主的に土壤調査をしたところ、カドミウム汚染(自然由来の可能性が高い)が確認された。建屋下部に汚染土を埋め立て管理している。 	<ul style="list-style-type: none"> ①条例 ②- ③-
F	1	土砂条例に基づく完了検査で実施した地質検査において、シアン基準不適合が確認された。当該土壤は撤去し、行政による周辺井戸の水質検査及び地質検査を実施し、周辺住民に飲料水を配布した。	条例
G	1	条例に基づき許可を取得した事業者から、定期土壤検査の結果、砒素及びセレンが土壤基準を超過した旨の連絡があり発覚。当該事業者が実施した再調査においても、上記物質の土壤基準超過が確認されたことから、条例に基づき、土壤基準に適合しない土砂等の撤去を命じた。	条例
H	2	<ul style="list-style-type: none"> ① 区画整理事業地内で汚染が判明、条例に基づき対応した。 ② 区画整理事業地内で汚染が判明、土壤汚染対策法に準じて対応するよう指導をした。 	<ul style="list-style-type: none"> ①条例 ②法準拠

(続き)

自治体	事例数	内容	対応
I	14	<p>① 土砂の発生元から汚染が疑われる土砂を搬入した旨の連絡により発覚。条例に基づき事業者を指導。汚染土による埋立て範囲を調査し、該当範囲の土砂を撤去し、汚染土壌処理施設に搬出した。</p> <p>② 条例で許可している特定事業の定期検査において、ヒ素の基準超過を確認。汚染区域を特定の上、対象の土砂を撤去させた。</p> <p>③ 条例で許可している特定事業の定期検査において、pHの基準超過を確認。汚染区域を特定の上、対象の土砂を撤去させた(他にも同様事例2件有)。</p> <p>④</p> <p>⑤</p> <p>⑥ 事業者が廃掃法、旧条例でも対象外の再生土(産廃から作った土砂)を使用して埋立てを行ったことから周辺住民が不安視するため、地質調査を実施した。廃掃法による指導を行っている。</p> <p>⑦ 条例に基づき、埋立て盛土の土壌分析を実施したところ発覚。条例に基づき事業者に指導している。</p> <p>⑧ 指導中の無許可埋立て地について、検査を行ったところ発覚。汚染発覚以前から条例に基づき撤去指導を行っており、地権者にも基準超過の旨は告げている。</p> <p>⑨ 窪地の解消工事において埋立てた土砂の安全確認検査の結果、土壌汚染対策法に基づき対応している。</p> <p>⑩ 事業者から砂利採取場から譲り受けた表土で埋立てを行うと聞き取っていたが、現場確認の際、明らかに表土ではない黒い土が搬入されていることを確認したため、当該土砂について地質検査を行った結果、基準値を超過していた。上記について、条例に基づき、搬入された黒い土砂の撤去指導をした。</p> <p>⑪ 市民による通報で無許可埋立てが発覚。当初、小規模特定事業として取り扱っていたが、再度調査により違反が発覚。以降条例に基づき、行政指導から土砂の撤去命令に至っている。その後、土質の検査をしたところ、pHの基準超過を確認した。</p> <p>⑫ 残土条例の許可を取得した事業地にて土質の検査をしたところ、ふっ素の基準超過を確認した。</p> <p>⑬ 警察からの通報で無許可埋立てが発覚した。残土条例に基づき土質の検査をしたところ、pHの基準超過を確認し、土砂の撤去命令に至っている。</p> <p>⑭ 残土不法投棄現場において、搬入された土砂の土壌分析により、ふっ素の基準不適合が判明した。残土条例に基づき、不法投棄事業者に対して搬入された土砂の全部撤去を指導した。</p>	<p>① 条例</p> <p>② 条例</p> <p>③④⑤ 条例</p> <p>⑥ 法準拠</p> <p>⑦ 条例</p> <p>⑧ 条例</p> <p>⑨ 法準拠</p> <p>⑩ 条例</p> <p>⑪ 条例</p> <p>⑫ 条例</p> <p>⑬ 条例</p> <p>⑭ 条例</p>
J	7	<p>① 立入検査時に、事前届出が無かった土砂の搬入があったことから、撤去指導し、撤去後の状況を確認するため、表土を分析した際に基準値超過があり、再度、撤去指導を行った。</p> <p>② 完了検査時に、事業者が行う土砂分析に合わせて、行政においても土砂分析を行った際に基準値超過があった。汚染範囲を調査させた上で、撤去指導を行った。</p> <p>③ 終了検査時に、事業者が行う土砂分析に合わせて、行政においても土砂分析を行った際に基準値超過があった。土砂分析を行った際に基準値超過があったため、是正指導を行った。</p> <p>④ 立入検査時に採取した土砂について、基準値超過があったため、再度、分析を行った。再度、採取し分析した結果、基準値超過は無かった。</p> <p>⑤ 完了検査時に事業者が行う土砂分析において、基準値超過があった。汚染範囲を調査させた上で、撤去指導を行った。</p> <p>⑥ 条例に基づく調査により「ふっ素及びその化合物」の基準超過が確認された。汚染範囲を調査させようとして、14条申請を提出するよう指導を行った。</p> <p>⑦ 公共工事における搬出残土の調査により発覚。土壌汚染対策法に基づき対応している。</p>	<p>① 条例</p> <p>② 条例</p> <p>③ 条例</p> <p>④ 条例</p> <p>⑤ 条例</p> <p>⑥ 法準拠</p> <p>⑦ 法準拠</p>
K	1	<p>条例における完了検査時に鉛の基準値超過が確認された。事業者との協議の結果、搬入土砂を全て撤去した。</p>	<p>条例</p>
L	2	<p>① 法対象外案件において、搬出土壌の受入れ先の調査で鉛の汚染が発覚した。その後、当該地は土壌汚染対策法に準じた土壌調査を実施したが、基準超過は確認されなかった。</p> <p>② 土壌汚染調査の結果、鉛土壌溶出量、含有量が基準を超過、該当する範囲を採掘除去、処理業者へ場外搬出を行った。</p>	<p>① 法準拠</p> <p>② 法準拠</p>
M	3	<p>① 建設発生土の搬出に伴い搬出土調査を実施した結果、ふっ素及びその化合物について、土壌汚染対策法に規定する溶出量基準不適合が確認された。その後、法に基づき土壌汚染状況調査が実施された。</p> <p>② 建設発生土の搬出に伴い搬出土調査を実施した結果、鉛及びその化合物について、土壌汚染対策法に規定する溶出量基準不適合が確認された。その後、法に基づく調査を実施し、法第14条に基づき指定の申請を行った。</p> <p>③ 急傾斜崩壊防止工事に伴い建設発生土調査が実施され、鉛の基準不適合が確認された。地歴を踏まえ、造成工事時の盛土材料中に由来するものであることが否定できないことから、法第4条2項に伴う土壌汚染状況調査を実施した。</p>	<p>① 法準拠</p> <p>② 法準拠</p> <p>③ 法準拠</p>
N	2	<p>① 遊水池掘削工事において、工事着手前に自主的に土壌調査を行ったところ、基準値超過が確認され報告を受けた。基準値超過が確認された範囲については汚染土壌として掘削除去した。</p> <p>② セットバック工事の際の土砂検定により汚染が確認された。条例に準じ対応している。</p>	<p>① 法準拠</p> <p>② 条例</p>
O	1	<p>道路工事に伴い搬出した土砂において、自主調査を実施したところ鉛の溶出基準の超過が見られた。土壌汚染対策法に準ずる対応を指導。</p>	<p>法準拠</p>
P	4	<p>① 残土の搬出にあたり、工事実施者が自主的な調査を実施した。条例に基づき汚染土壌の区域外搬出が行われた。</p> <p>② 排水管の更新の工事で発生した残土が黒色土であったため、自主的に調査を実施した。土壌汚染対策法に準じ、適正に搬出・処理した。</p> <p>③ 配水管の更新の工事で発生した残土が白色土等であったため、自主的に調査を実施した。基準値を超過した結果のみ把握。土壌汚染対策法に準じ、適正に搬出・処理した。</p> <p>④ 陥没事故が発生し掘削したところ軟弱な土砂が発見された。当該土砂処分のため土壌調査を行った結果、ふっ素及びその化合物の土壌溶出量基準の超過が判明し、条例に基づき汚染土壌の区域外搬出が行われた。</p>	<p>① 条例</p> <p>② 法準拠</p> <p>③ 法準拠</p> <p>④ 条例</p>
Q	1	<p>公共残土を利用して企業団地の造成を行うに当たり、自主的に調査を実施したところ汚染が判明した。一部搬入済みであった残土は行政によってすべて撤去され、管理型処分場で埋立処分された。</p>	<p>法準拠</p>

(続き)

自治体	事例数	内容	対応
R	1	<p>搬出した工事発生土で土壌汚染が確認されたため、当該工事現場の土壌調査を実施した。土地管理者に対しては下記事項を求め、その結果搬出した土壌汚染処理業者での適正な処理を実施し、当該現場周辺の地下水の水質測定を継続している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.土壌汚染の事実を周辺住民に周知すること。 2.周辺井戸水の調査の実施とその結果による対応を検討すること。 3.土壌汚染範囲を確定すること。 4.土壌汚染に対する必要な措置を検討すること。 5.法第14条の申請をすること。 6.搬出した土壌を適正に処分すること。 7.実施する各種調査結果を市へ報告すること。 	法準拠
S	1	<p>事業者のトンネル掘削残土における自主的な調査において、砒素・ほう素が基準超過であることが判明した。土壌汚染対策法に準じた対応を行うよう指導し、処理方法については検討中である。</p>	法準拠
T	3	<ol style="list-style-type: none"> ① 事業者の自主的な土壌調査で判明した。土壌汚染対策法に準じて処理施設への搬出処分を実施した(他にも同様事例1件有)。 ② 事業者の自主的な土壌調査で判明した。措置方法など具体的な計画が決まり次第連絡がある見込み。 	①②法準拠 ③法準拠
U	32	<ol style="list-style-type: none"> ① 公共事業等により発生した建設発生土が埋め立てられている残土処分場の土壌を、盛土材として利用するため土壌調査を実施したところ砒素を検出。条例に基づき、土砂の搬出を行った事業者に対して指導。 ② 道路工事着工前に土壌調査を実施したところ砒素を検出。汚染土壌対策検討委員会において学識経験者等からの意見を聞き処理を実施。 ③ 橋脚工事に伴って発生した掘削土を建設事業者が土壌調査を実施したところ砒素を検出。建設発生土処理対策委員会において学識経験者等からの意見を聞き処理を実施。 ④ 建設工事で発生した土壌を場外搬出するにあたり、事前に自主的な土壌調査を実施したところ、土壌環境基準超過が判明。土壌汚染対策法に準じて、基準不適合土壌の全量を掘削除去し、汚染土壌処理業者へ処理を委託(他にも同様事例1件有)。 ⑤ 建設工事で発生した土壌を場外搬出するにあたり、事前に自主的な土壌調査を実施したところ、土壌環境基準超過が判明。土壌汚染対策法に準じて、基準不適合土壌の全量を掘削除去し、汚染土壌処理業者へ処理を委託。 ⑥ 道路工事で発生した土壌を自主調査したところ、土壌溶出量基準超過が発覚。学識経験者の指導を受けながら、吸着層工法による封じ込めを行う方針で検討中。 ⑦ トンネル掘削土の調査を実施したところ、砒素の環境基準超過が発覚。建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル等に準じて学識経験者の指導を受けながら、掘削土を道路改良工事の盛土内に封じ込めを行った。 ⑧ 道路建設工事の事前調査のため自主的に土壌調査を実施したところ、土壌溶出量基準超過が発覚。汚染発覚部が地下11mの岩盤層であったため、概況調査の対象とならなかった。また、自然由来特例調査で表層部の土壌に風化した部分のみ分析したところ、環境基準超過は見られなかった。 ⑨ 建設工事で発生した土壌を場外搬出するにあたり、事前に自主的な土壌調査を実施したところ、土壌環境基準超過が判明。学識経験者の指導を受けながら、一時仮置きを経て遮水工封じ込めを検討中。 ⑩ 道路改良工事で発生した土壌の調査を実施したところ、ふっ素の土壌環境基準超過が判明。建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル等に準じて学識経験者の指導を受けながら、掘削土を道路改良工事の盛土内に封じ込めを行った。 ⑪ トンネル掘削土の仮置場整備に伴い、自主的に土壌調査を実施したところ、ふっ素の土壌環境基準超過が判明。建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル等に準じて、学識経験者の指導を受けながら、掘削土を道路改良工事の盛土内に封じ込めを行った。 ⑫ 建設工事において、非常口ヤードのボーリング調査を実施したところ、ボーリングコアで砒素・ふっ素・ほう素の土壌環境基準超過が判明。本坑掘削時の発生土について、事業者にて対策を検討中(H28年度)。 ⑬ 建設工事に伴い、国道事務所が事前に土壌調査を実施したところ砒素の土壌環境基準超過が判明。学識経験者の指導を受けながら、県が、一時仮置きを経て、封じ込めを検討中(H28年度)。 ⑭ 建設工事において、斜坑掘削で発生した土壌の調査を実施したところ、砒素・ふっ素の土壌環境基準超過が判明。対策を検討中(H29年度)。 ⑮ 急傾斜地崩壊対策工事において、建設発生土の土壌調査を実施したところ、鉛の土壌溶出量基準超過が判明。発生土については、対策を検討中(H29年度)。 ⑯ トンネル工事において、土壌搬出のために調査を実施し、条例に基づき対応している。 ⑰ トンネル工事において、ボーリング調査・掘削土の調査を実施し、砒素の土壌環境基準超過が判明した。 ⑱ 砂防ダム建設工事において、掘削予定地の土壌調査を実施し、鉛の土壌環境基準超過が判明した。 ⑲ 河川改修工事において、掘削予定地の土壌調査を実施し、砒素の土壌環境基準超過が判明した。 ⑳ 砂防維持工事において、撤去予定の堆積土の土壌調査を実施し、鉛の土壌環境基準超過が判明した。 ㉑ トンネル工事において、掘削土の調査を実施し、砒素の土壌環境基準超過が判明した。 ㉒ 橋脚工事において、掘削予定地の土壌調査を実施し、砒素の土壌環境基準超過が判明した。 ㉓ 排水路改修工事において、掘削土の調査を実施し、砒素の土壌環境基準超過が判明した。掘削土は汚染土壌処理施設へ搬出した。 ㉔ トンネル工事において、掘削土の調査を実施し、砒素の土壌環境基準超過が判明した。掘削土は汚染土壌処理施設へ搬出した。 ㉕ 道路工事において、掘削予定地の土壌調査を実施し、セレンの土壌環境基準超過が判明した。 ㉖ ダム工事において、掘削予定地の土壌調査を実施し、カドミウム、鉛、砒素、ふっ素の土壌環境基準超過が判明した。残土条例に基づき対応している。 	①条例 ②法準拠 ③法準拠 ④⑤法準拠 ⑥法準拠 ⑦法準拠 ⑧条例 ⑨法準拠 ⑩法準拠 ⑪法準拠 ⑫法準拠 ⑬— ⑭— ⑮— ⑯— ⑰条例 ⑱— ⑲— ⑳— ㉑— ㉒— ㉓法準拠 ㉔法準拠 ㉕— ㉖条例

(続き)

自治体	事例数	内容	対応
V	4	<p>① 建築現場にて、軟弱地盤のボーリング調査の際に廃棄物の埋設が見つかった。調査の結果、周辺の土壌においても環境基準超過を確認。廃掃法及び土対法に準じ対応。</p> <p>② 建築現場にて、くい打ち時に発生する土砂を産業廃棄物として搬出するために行った検査で環境基準超過を発生。廃掃法及び土対法に準じ対応。</p> <p>③ トンネル工事で発生した掘削土について、自主的に調査した結果、環境基準を超過した旨が報告された。汚染土壌について適正な管理等が講じられるよう土対法に準じ助言している。</p> <p>④ トンネル工事で発生した掘削土について、自主的に調査した結果、環境基準を超過した旨が報告された。汚染土壌について適正な管理等が講じられるよう助言し、汚染土壌処理施設にて処分された。</p>	<p>①法準拠</p> <p>②法準拠</p> <p>③法準拠</p> <p>④法準拠</p>
W	2	<p>① 高速道路のトンネルの建設工事の着手にあたり、施工会社の方針で自主的な事前の調査を実施した。土壌汚染対策法に準じ対応している。</p> <p>② 国道のトンネル建設工事の着手にあたり、国土交通省の方針により自主調査を実施した。土壌汚染対策法に準じ対応している。</p>	<p>①法準拠</p> <p>②法準拠</p>
X	3	<p>① 新規道路建設に伴う事前調査により、砒素を含んだ土壌が掘削されることが判明。溶出量基準を超える土壌を、遮水工封じ込めにより盛土または最終処分場へ搬出予定(H26年度)。建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル(暫定版)に準じて対応。</p> <p>② 新規トンネル建設に伴う事前調査により、砒素、セレンを含んだ岩石が掘削されることが判明。溶出量基準を超える土壌を、吸着層工法または混合工法により盛土予定(H26年度)。建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル(暫定版)に準じて対応。</p> <p>③ 新規トンネル建設に伴う事前調査により、砒素を含んだ岩石が掘削されることが判明。溶出量基準を超える土壌を、遮水工封じ込めにより盛土予定(H26年度)。建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル(暫定版)に準じて対応。</p>	<p>①-</p> <p>②-</p> <p>③-</p>
Y	2	<p>① 下水道工事に伴い、自主的に残土の土壌調査を実施したところ、汚染が判明した。基準不適合土壌は、法に準じて処分された。</p> <p>② 道路建設工事に伴い、自主的に残土の土壌調査を実施したところ、汚染が判明した。基準不適合土壌は、法に準じて処分された。</p>	<p>①法準拠</p> <p>②法準拠</p>
Z	1	<p>残土条例違反の事案が発覚し、自主調査の実施を行政指導した。調査の結果、埋立てのために搬入された土砂が砒素、ふっ素が基準不適合であった。自治体の指針に基づき調査及び措置を実施した。</p>	<p>条例</p>
AA	1	<p>農地の嵩上げを目的とした土砂埋立て地の隣接水路で、住民が独自に水質調査を実施した結果、鉛が検出されたことを受け、当該土砂埋立て地において土壌調査を実施した結果、シアン等が検出された。条例に基づき対応している。</p>	<p>条例</p>
AB	1	<p>建設工事掘削土を分析したところ、土壌環境基準(溶出量)を超える砒素、ふっ素が検出された。周辺に飲用井戸がないことから健康上の問題はないと判断した(念のため事業地を舗装)。</p>	<p>法準拠</p>
AC	2	<p>① 当該地で積上げられた土砂が崩落し、地域住民の要望により土壌調査を実施したところ、砒素において、土壌環境基準を超過した。その後、周辺への影響の確認のため、下流水路の水質について継続監視している。現在のところ、異常値は認められていない。</p> <p>② 上記崩落地周辺の土砂搬入地(4箇所)についても、地域住民の要望により同様に調査を実施したところ、砒素において、土壌環境基準を超過した。その後、周辺への影響の確認のため、下流水路等の水質について測定したところ、異常値は認められなかった。</p>	<p>①法準拠</p> <p>②法準拠</p>
AD	3	<p>① 土地所有者による自主調査により、ふっ素の基準超過(約4,500m³)が認められたため、法14条申請を行うよう提案した。しかし、定期的な地下水モニタリングを条件に、敷地内の盛土材として利用することとなった。</p> <p>② 土地所有者による自主調査により、ひ素の基準超過(約2,647m³)が認められた。基準超過土壌は埋め戻し(封じ込め)が行われ、半年に一度の地下水モニタリングを実施することとなった。</p> <p>③ 土地所有者による自主調査により、ふっ素の基準超過(約750m³)が認められた。基準超過土壌全量は汚染土壌処理業の許可を有する業者へ適切に場外処分された。</p>	<p>①法準拠</p> <p>②法準拠</p> <p>③法準拠</p>
AE	3	<p>① 事業者は建設発生土(残土)を処分するにあたり、土壌分析を行い基準値超過が確認されたことから、報告があった。これにより、行政は基準値超過が確認された物質(砒素)について、土対法に準拠した調査を行うよう指導し、土壌汚染が確認された。今後、工事に支障となる深度の汚染土壌については掘削除去する予定である。</p> <p>② 事業者は建設発生土(残土)を処分するにあたり、土壌分析を行い基準値超過が確認されたことから、報告があった。これにより、行政は基準値超過が確認された物質(ふっ素)について、土対法に準拠した調査を行うよう指導し、土壌汚染が確認された。今後、深度調査を実施し、その結果により汚染土壌を完全撤去する、もしくは工事に支障がある汚染土壌を撤去する予定である。</p> <p>③ 建設発生土の分析を行ったところ、砒素の基準超過が判明したとの報告を受けた。今後の土地所有者に情報を引き継ぎ、工事を行う際は適正に管理及び搬出することを指導した。</p>	<p>①法準拠</p> <p>②法準拠</p> <p>③-</p>
AF	3	<p>① 残土処分のために任意の調査を実施した。残土は許可を受けた汚染土壌処理業者へ搬出。</p> <p>② 残土処分のために任意の調査を実施した。条例に基づき対応している。</p> <p>③ 残土処分のために調査を実施した。残土は許可を受けた汚染土壌処理業者へ搬出。</p>	<p>①法準拠</p> <p>②条例</p> <p>③法準拠</p>
AG	4	<p>① 土壌受入先の依頼で搬出予定土壌を分析したところ、砒素とふっ素が(明らかに自然由来で)指定基準値を超過した旨、自主的な報告を受けた。区域指定はしていないが、場外への土壌搬出にあたっては法に準じた取り扱いを求めた。</p> <p>② 土壌受入先の依頼で簡易調査をしたところ、鉛・水銀・ふっ素が土壌溶出量基準を超過した旨、自主的な報告あり。ガイドラインに準拠した詳細調査を実施し、鉛、砒素、ふっ素の土壌溶出量の基準超過が見られた(水銀については徹底的に調べたが検出されず。その他は自然由来もしくは客土起因と思われる)。区域指定はしていないが、場外への土壌搬出にあたっては法に準じた取り扱いを求めた。</p> <p>③ 土壌受入先の依頼で簡易調査をしたところ、砒素、ふっ素が土壌溶出量基準を超過した旨、自主的な報告あり。ガイドラインに準拠した概況調査を実施し、鉛、砒素、ふっ素の土壌溶出量の基準超過が見られた(自然由来もしくは客土起因と思われる)。区域指定はしていないが、場外への土壌搬出にあたっては法に準じた取り扱いを求めた。</p> <p>④ 掘削除去と一体で掘削工事を行なったケース。自主的に実施した(認定)調査のうち、掘削前調査の結果を汚染の除去等の措置を実施するため詳細調査結果として利用したもの。</p>	<p>①法準拠</p> <p>②法準拠</p> <p>③法準拠</p> <p>④法準拠</p>

(続き)

自治体	事例数	内容	対応
AH	2	<p>① 残土条例に基づき土質検査を実施したところ、ふっ素の土壤環境基準超過が判明したため、法に準じた『土地の形質変更計画届出書』及び『汚染土壤の区域外搬出届出書』を提出させうえて対策工事が行われた。</p> <p>② 道路工事の建設発生土について、簡易調査をした結果、鉛の基準超過が確認された。改めて調査した後、土壤汚染対策法に準じて措置を実施し、汚染土壤処理施設へ搬出した。</p>	<p>①法準拠</p> <p>②法準拠</p>
AI	10	<p>① 土砂の埋立が完了したという条例の届出を受け、条例に基づく土壤検査を行ったところ、フッ素、セレンで基準超過があった。条例に基づき事業者を指導し、基準不適土壤を撤去し、新たな土砂を搬入した。</p> <p>② トンネルずりにおいて、砒素の土壤溶出量基準超過が判明したため、条例に基づき、汚染土砂処分場へ処分及び現場内で不溶化処理。</p> <p>③ 掘削土において、ふっ素の土壤溶出量基準超過が判明したため、条例に基づき、汚染土砂処分場へ搬出処分予定。</p> <p>④ トンネルずりにおいて、セレン、砒素の土壤溶出量基準超過が判明したため、条例に基づき、汚染土砂処分場へ搬出処分。</p> <p>⑤ 掘削土において、セレン、鉛、砒素、ふっ素、ほう素の土壤溶出量基準超過が判明したため、条例に基づき、汚染土砂処分場へ搬出処分。</p> <p>⑥ 掘削土において、セレン、砒素の土壤溶出量基準超過が判明したため、条例に基づき、汚染土砂処分場へ搬出処分。</p> <p>⑦ 掘削土において、鉛の土壤溶出量基準超過が判明したため、条例に基づき、汚染土砂処分場へ搬出処分。</p> <p>⑧ 条例の許可を取得した事業場に対して、抜打ちの土壤検査より、ふっ素の土壤溶出量基準超過が判明したため、撤去を指示した。</p> <p>⑨ 条例の許可を取得した事業場における完了時の土壤検査により、ふっ素の土壤溶出量基準超過が判明したため、撤去を指示した。</p> <p>⑩ トンネル工事における残土処分に伴う事前調査において、六価クロムの基準超過が確認された。土砂条例に基づき残土処分場への搬出ができないため、汚染土壤処理施設へ搬出した。</p>	<p>①条例</p> <p>②条例</p> <p>③条例</p> <p>④条例</p> <p>⑤条例</p> <p>⑥条例</p> <p>⑦条例</p> <p>⑧条例</p> <p>⑨条例</p> <p>⑩法準拠</p>
AJ	1	一時的な仮置きという前提で搬出された土壤について、地元住民の要望を受け調査したところ、汚染が判明した。土壤汚染対策法に準じて対応している。	法準拠
AK	1	条例に基づき、事業所から砒素の基準超過についての届出があり、同条例に基づき、掘削除去を実施する旨の浄化対策計画書が提出された。	条例
AL	1	残土処分場へ搬出する予定の仮置土を検査した際にひ素の土壤環境基準超過が判明。法に準拠し土壤汚染状況調査を実施中。	法準拠
AM	8	<p>① トンネル工事に伴う岩盤の仮置き土砂を事業者が検査したところ、基準値を超える重金属が検出された。岩盤であるが、土壤汚染対策法に準ずるとともに、条例に基づいた対応を指導。</p> <p>② トンネル工事に伴う掘削土を事業者が検査したところ、基準を超える重金属が検出された。このため土壤汚染対策法に準ずるとともに、条例に基づいた対応を指導。</p> <p>③ 地すべり対策工事において、搬出予定の掘削土について溶出試験を行ったところ、基準を超えるひ素が検出された。</p> <p>④ 公共工事における自主調査により、自然由来の砒素が基準超過していることが判明した。条例に基づき対応し管理型最終処分場へ搬出した。</p> <p>⑤ 公共工事における自主調査により、自然由来の砒素、ふっ素が基準超過していることが判明した。条例に基づき対応し管理型最終処分場へ搬出した。</p> <p>⑥ 公共工事における自主調査により、自然由来の鉛が基準超過していることが判明した。条例に基づき対応し管理型最終処分場へ搬出した。</p>	<p>①条例</p> <p>②条例</p> <p>②-</p> <p>④⑤条例</p> <p>⑥条例</p> <p>⑦⑧条例</p>
AN	1	残土処分に係る相談があり、残土の検査結果を確認したところ、土壤溶出量基準超過が確認された。基準不適合土壤については、法に準じて汚染土壤処理業者に処理を委託するよう指導した。	法準拠
AO	1	行政の収去検査により、基準不適合が発覚。条例に基づき対応後、文書により、事業者へ指導した。	条例

6.5 その他の取組

6.5.1 電子媒体等による届出等書類の受付状況

令和2年度における電子媒体等による届出等書類の受付状況を表6-4に示す。電子媒体等による届出等書類の提出を受付けている自治体は26自治体であり、システムにより受付けている自治体は1自治体であった。

表6-4 電子媒体の受付状況（令和2年度）

受付状況	都道府県・政令市の数
電子媒体による届出等書類の提出を受付けている	26
システムによる届出等書類の提出を受付けている	1
届出等書類の提出システムの導入等を検討している	14
いずれも該当なし	114

6.5.2 自治体の搬出通知等の状況

令和2年度における自治体の搬出通知等の状況を表6-5に示す。13自治体が法第16条に基づく搬出届出書又は搬出変更届出書の届出を受けた際に当該届出に記載されている積替え、保管施設等のある場所が他の自治体であったことから、当該自治体に搬出通知等を行った。搬出通知等を行った件数は32件であった。

表6-5 自治体の搬出通知等の状況（令和2年度）

（搬出通知等件数：複数回答有）

搬出通知等の状況	都道府県・政令市の数	搬出通知等件数
積替え、保管施設等がある場所が他の自治体であって搬出通知等を行った	13	32

6.5.3 立入検査に関する状況

令和2年度における積替え場所、保管施設又は汚染土壌処理施設に対する立入検査の実施状況を表6-6に示し、立入検査に関する実施要領・マニュアル等の策定状況を表6-7に示す。法第54条第3項に基づく立入検査の実施は10件、法54条第4項に基づく立入検査の実施は32件であった。実施要領・マニュアル等の策定状況は「積替え場所」が1件、「保管施設」が2件、「汚染土壌処理施設」が8件であった。

表 6-6 立入検査の実施状況（令和 2 年度）

（都道府県・政令市の数：複数回答有）

立入検査の対象	都道府県・政令市の数
汚染土壌を要措置区域等外へ搬出した者又は汚染土壌の運搬を行った者（法第54条第3項）	10
うち、他の自治体から搬出通知等を受けたもの	8
汚染土壌処理業者又は汚染土壌処理業者であった者（法第54条第4項）	32

表 6-7 立入検査に関する実施要領・マニュアル等の策定状況（令和 2 年度）

（都道府県・政令市の数：複数回答有）

立入検査対象施設	都道府県・政令市の数
積替え場所	1
保管施設	2
汚染土壌処理施設	8

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます。

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。